

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月28日
【中間会計期間】	自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
【会社名】	クレディ・アグリコル・コーポレート ・アンド・インベストメント・バンク (Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)
【代表者の役職氏名】	クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 支店長 (Chief Executive Officer) 樋 口 聡
【本店の所在の場所】	フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052 レ・ゼタジュニ広場 12番地 (12, place des Etats-Unis CS 70052 92547 Montrouge Cedex France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 福 田 直 邦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡 田 春 奈 弁護士 山 本 拓 歩 弁護士 小 島 綜 太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1453 03-6775-1745 03-6775-1488
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【企業情報】

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝185.70円の換算率（2026年8月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。
- (注2) 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、「当社」、「当行」、「クレディ・アグリコル・CIB」および「CACIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを、「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」はクレディ・アグリコル・CIB・エス・エーならびにその支社および子会社を、「クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ」はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびその連結子会社を指す。さらに、「クレディ・アグリコル・グループ」は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ、地域銀行および地方金庫ならびにその子会社を指す。「当行グループ」は、ほとんどの場合「クレディ・アグリコル・グループ」を、その他の場合には「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」を指す。
- 本書において、「CIB」または「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、クレディ・アグリコル・CIBの主要事業部門を指し、主要事業部門にはファイナンス事業ならびにキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業を含む。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入され、または切り捨てられている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

2026年5月8日付で提出した有価証券報告書（以下「2025年有価証券報告書」という。）の「提出会社の属する国・州等における会社制度」および「提出会社の定款等に規定する制度」に記載された事項について、以下の通り、下線部（変更または追加情報）を除き、当該半期中に重要な変更はない。

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

（中略）

取締役会および最高経営責任者

（中略）

フランス商法において規定される通り、取締役会は、女性と男性とをバランス良く代表することを求めて構成される。さらに、（クレディ・アグリコル・CIBのような）大手企業では、フランス商法に従い、株主総会において選任される取締役のうち、少数派の性別の構成員が少なくとも40%を占めなければならない。従業員選任取締役は、法律および任意選任に関する定款の規定に従い、独自の性別均衡に関する規則が適用される別のグループを構成する。

（中略）

株式に付与された権利

(中略)

(d) 法定監査人

会社の財務書類は、フランス商法およびEU規則が要求する場合に、非常に広い調査権限を有する1名または複数名の法定監査人により監査される。かかる法定監査人は定時株主総会において株主より選任され、任期は6事業年度、または特定の条件が満たされる場合には3事業年度とする。フランス商法および2014年4月16日のEU規則第537/2014号において規定される通り、とりわけフランスの「金融機関」

(établissements de crédit) および有価証券が規制市場において取引されている事業体を含む「公益事業体」は、同一の監査人の再任の規制の対象となる（監査人を無期限に再任することはできない。）。クレディ・アグリコル・CIBがその分類に属する「公益事業体」は、法定監査人を6年間強制的に任命しなければならない。法定監査人は当該会社と共通の利益を有してはならない。

コーポレート・ガバナンスに関する事案については、法定監査人は、特に、取締役会が発行したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（フランス語では「rapport sur le gouvernement d'entreprise」）についての報告を行う。

EUの企業サステナビリティ報告指令（以下「CSRD」という。）を置き換える2023年12月6日付フランス指令第2023-1142号に基づき、クレディ・アグリコル・CIBはフランス商法第L.233-28-4条の適用対象であり、したがって、クレディ・アグリコル・CIBの年次連結経営報告書（フランス語では「rapport de gestion」）に記載される必要があるサステナビリティ情報に関して、法律に従いクレディ・アグリコル・CIBより任命された専任の法定監査人による認証を受ける。

(中略)

サステナビリティ報告

「CSRD」指令を反映する2023年12月付フランス指令第2023-1142号に基づき（上記(d)を参照。）、クレディ・アグリコル・CIBは、グループ年次連結経営報告書の別セクションで、連結サステナビリティ情報の公表対象となった。この情報は、当行グループの活動がサステナビリティの課題に与える影響を理解するのに役立つだけでなく、これらの課題が当行グループの事業、業績および状況の変化にどのような影響を与えるかを理解するのにも役立つ。サステナビリティの課題には、現行法に準拠した環境、社会およびコーポレート・ガバナンスの課題が含まれる。

(後略)

2 【外国為替管理制度】

2025年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【課税上の取扱い】

2025年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（単位： 百万ユーロまた は％）	2026年6月30日	2025年12月31日	2025年6月30日	2024年12月31日	2024年6月30日
資産合計	954,662	884,789	827,656	847,910	808,659
顧客に対する貸出金 および債権	217,271	198,240	190,392	193,129	179,676
顧客に対する債務	235,781	227,394 (注1)	195,825	202,524	183,400
株主持分	37,384	35,035	33,195	32,715	30,798
ティア1比率	22.98％	22.73％ (完全実施)	21.44％ (段階適用) 21.44％ (完全実施)	18.05％ (段階適用) 17.98％ (完全実施)	18.60％ (段階適用) 18.54％ (完全実施)

（注1）本注記の表示金額には、金融機関に対する債務と顧客に対する債務の間における一部取引相手先の分類誤りの訂正が反映されている。この訂正により、2025年12月31日現在、金融機関に対する債務から顧客に対する債務へ8,396百万ユーロの区分変更が行われた。

（単位： 百万ユーロ）	2026年6月30日	2025年12月31日	2025年6月30日	2024年12月31日	2024年6月30日
収益	4,587	8,664	4,523	8,172	4,154
営業総利益	2,049	3,685	1,997	3,594	1,966
営業利益	1,992	3,557	1,988	3,489	1,972
税引前利益	1,976	3,568	2,001	3,471	1,956
当期純利益－ 当行グループの持分	1,530	2,866	1,600	2,697	1,535

２【事業の内容】

2025年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

３【関係会社の状況】

下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記10を参照。

４【従業員の状況】

当社は、当該半期末日時点における従業員数を開示していない。2025年12月31日現在、当行グループにて雇用されている常勤従業員は15,126名であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

下記「2 事業等のリスク」を参照。

2 【事業等のリスク】

下記事項以外は、2025年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

ーリスク要因ー

本項には、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因」に関連する2026年上半期に発生した主な動向を記載している。

■信用リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、企業および金融機関の取引相手先に対する信用リスクに晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBは、企業および金融機関の取引相手先の信用リスクに晒されている。信用リスクは、取引相手先がその義務を履行することができず、当行の記録においてこれらの義務の帳簿価額がプラスである場合に、クレディ・アグリコル・CIBの連結財務諸表に影響する。取引相手先は銀行である場合もあるが、金融機関、事業法人もしくは営利企業、政府およびその政府機関または投資ファンドである場合もある。取引相手先の債務不履行の水準は、近年の比較的低い水準に対して上昇する場合がある。クレディ・アグリコル・CIBは、貸倒債権および貸倒懸念債権について多額の費用および引当金を計上しなければならない可能性があり、これがその収益性に影響する可能性がある。これらの引当金は、損益計算書の「リスク費用」会計項目に計上されている。クレディ・アグリコル・CIBの規定水準は、過去の損失データ、融資の件数、種類および満期、経済動向ならびにその他様々な融資回収の観点に関連する要因に応じて設定された。リスク費用には、不良債権に係る費用（IFRS第9号に基づくECLステージ3）だけでなく、取引相手先のリスク特性が悪化した場合の費用（IFRS第9号に基づくECLステージ1および2）の両方が含まれる。

企業に関して、借入人の信用の質は、主として地政学的緊張によってさらに強まる経済の不透明感の高まり、費用の増加およびいくつかの分野においては経済大国の取引方針に伴うリスクにより、著しく悪化する可能性がある。

したがって、景気後退のリスクおよび地政学的な混乱は、健康危機の際に特に影響を受けた観光関連の分野（航空、クルーズおよびホテル）の企業を再度弱体化させる可能性がある。

さらに、中東の紛争がもたらす不透明性は、既に圧迫された分野である不動産資産のインフレ、金利および評価に影響を及ぼす可能性があり、その影響は資産の立地、資産クラスおよび本質的な質によって様々である。特にオフィス不動産セグメントは深刻な打撃を受けており、市場は著しく二極化している。住宅不動産（開発）は、金利が顧客の不動産購買力を低下させている一方、建設費用の上昇、物件価格の高止まり（若干下落している。）等、いくつかの局面で影響を受けている。このような購買力の低下および期待の悪化による需要減退が、販売価格を弱め、販売回数を鈍らせており、この部門の事業者の財務の健全性に悪影響を及ぼす可能性がある。

通信部門においては、供給の加速、需要の集中および不確実な人工知能（AI）成長予測への依存により、AIおよびデータ・センターにおける投資バブルへの懸念が再燃している。データ・センター部門は特に重要部品の価格高騰に起因して、資本コストの著しい増加に直面している。

金融機関に関しては、クレディ・アグリコル・CIBによる資金調達または投資取引の実施能力およびデリバティブ取引の締結能力は、他の金融機関または市場関係者の健全性の悪化によって悪影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、清算、取引相手先、資金調達およびその他の活動を通じて相互に密接に関連している。その結果、1つもしくは複数の金融機関による債務不履行、または単に1つもしくは複数の金融機関に関する風評もしくは懸念、または金融業界全体に対する信頼の喪失が、市場流動性の広範な縮小を招き、将来的にさらなる損失または債務不履行につながる可能性がある。クレディ・アグリコル・CIBは、ブローカー、商業銀行、投資銀行、投資信託およびヘッジ・ファンド、ならびにクレディ・アグリコル・CIBが定期的に取引を行うその他の法人顧客を含む、多くの金融機関に対してエクスポージャーを有する。これらの取引の多くについては、取引相手先が債務不履行または財政難に陥った場合、クレディ・アグリコル・CIBが信用リスクを負うことになる。さらに、クレディ・アグリコル・CIBが保有する担保物件を売却できない場合、または貸出金もしくはデリバティブに係るクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーの全額を回収するに足りる価格でこれを換金できない場合、クレディ・アグリコル・CIBの信用リスクは悪化するおそれがある。

ノンバンク金融仲介機関（NBFI）の中でも、プライベート・エクイティおよびそれに類似した分野では、特に金利上昇等、市場環境があまり好ましくないため、利回りおよび処分に問題が生じたり、資金のレバレッジ利用が増加したりする可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIBは、担保化、保証の取得、信用デリバティブの締結およびネットティング契約の締結といったリスク軽減手法を使用している。これらの手法によって補償されているのはクレディ・アグリコル・CIBの信用リスク全体のうちの一部のみである。

2026年6月30日現在、平均ポートフォリオの質は依然として良好で、投資適格格付の割合は88%であり、2025年12月31日現在の89%をわずかに下回った。

2026年6月30日現在、（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、市場取引に係るカウンターパーティー・リスクに晒されている。」に記載される）市場取引に係るカウンターパーティー・リスクおよび（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。」に記載される）証券化に関する信用リスクを除く、信用リスクに関するリスク加重資産の金額は、84.6十億ユーロであり、リスク加重資産合計の59%に相当するものであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、取引相手先の信用の質に注意を払うだけでなく、集中リスクにも注意を払っている。実際、その競合他社の商業銀行および投資銀行と同様に、クレディ・アグリコル・CIBの顧客層は基本的に（しばしば多国籍企業の）大規模なグループおよび大規模な金融機関で構成されており、企業金融の場合は、個別の信用の質の問題を超えて、その性質そのものが個別の集中リスクを生じさせる。そのような大規模な取引相手先の信用格付の格下げ、債務不履行または破産は、クレディ・アグリコル・CIBの事業、業績および財務状況にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。それでもなお、当行は非常に多くの国および経済分野において未だに活動的であり、分野上および地理上の多様性のプラスの影響を享受している。しかし、クレディ・アグリコル・CIB・グループは、クレディ・アグリコル・CIB・グループがエクスポージャーを有する部門に対して、一定の事象が過度に大きな影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。例えば、エネルギー部門の借入人はエネルギー価格のボラティリティに晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBは、市場取引に係るカウンターパーティー・リスクに晒されている。

市場取引におけるカウンターパーティー・リスクは、市場取引、投資および／または決済に関する信用リスクの表れである。クレディ・アグリコル・CIBは、これらのリスクに対処するために、担保の取得または相殺権の行使を行うことが多いが、これらはクレディ・アグリコル・CIBを完全に保護するには不十分である可能性があり、クレディ・アグリコル・CIBは、主要な取引相手先の債務不履行の結果、重大な損失を被る可能

性がある。緊迫した地政学のおよび政治的環境は、カウンターパーティー・リスクに影響を与える可能性のある市場ショックを生み出している。

増加する取引量を処理するために、市場取引に係るカウンターパーティー・リスクも、清算機関の利用により大幅に軽減されている。清算機関は、金融の流れを簡素化し、安全性を確保しており、金融市場の円滑な機能および安定に貢献している。

かかるカウンターパーティー・リスクの量は、問題となっている取引の潜在的な将来の価値に影響を及ぼす、市場のパラメーターの変動に応じて時間と共に異なる。

2026年6月30日現在、かかるリスクに特有のリスク加重資産は21.8十億ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 信用リスク クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。」を参照。）。

2026年6月30日現在、かかるリスクに関するリスク加重資産は10.1十億ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクおよびソブリン・リスクに晒されている。

すべての大陸の多くの国でのエクスポージャーの結果として、クレディ・アグリコル・CIBは各国の環境または経済・金融・政治もしくは社会状況の悪化が当行の活動およびその国の取引相手先の質に影響を及ぼす場合、カントリー・リスクに晒されている。クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクを監視し、公正価値再評価額および財務書類に計上するリスク費用において、かかるリスクを考慮する。ただし、クレディ・アグリコル・CIBは、事業を行う1つ以上の国々の政治環境またはマクロ経済環境の大幅な変化により、追加費用を計上し、または財務書類に従前計上した金額を超えて損失を認識しなければならない可能性がある。クレディ・アグリコル・CIBは、先進国経済においてはそれほど多く存在しない政情不安、予測不能な規制および課税、収用ならびにその他の不確実性に晒されているOECD以外の国々において重大なリスクにも晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーは、次の地理的地域、すなわちフランス、その他の西欧諸国および北米に配置されている。すべての部門について、クレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャー額は、この3つの地域において2026年6月30日現在、それぞれエクスポージャー合計の18%、33%および20%を占めている。

さらに、内部格付区分において非投資適格と評価された国々における商業的コミットメントは、2026年6月30日現在エクスポージャー合計の12%であった。

クレディ・アグリコル・CIBはソブリンの取引相手先に対する多様なコミットメントに基づき、ソブリン・リスクにも晒されている（かかる取引相手先が債務不履行になった場合または契約上の義務を果たせない場合）。実際、米国が仕掛けた貿易戦争の結果、特に米国および一部の欧州諸国では、既に国家債務が高水準にある中でインフレおよび景気後退のリスクが高まっていることに加え、「国防」支出による財政赤字の増加の可能性がある。

2026年6月30日現在、国別信用リスク加重資産は3.8十億ユーロに達した。

2026年2月28日、クレディ・アグリコル・CIBが3ヶ所（アラブ首長国連邦、カタールおよびサウジアラビア）に拠点を構えている中近東にて武力紛争が勃発した。このように地政学的环境が悪化し、不透明であることが原因で、クレディ・アグリコル・CIBはリスクおよび不透明性に晒され、市場のボラティリティの上昇、地域的なマクロ経済上の緊張（特にエネルギー価格および投資家の信頼）、また当該地域にエクスポージャーを有する一部の取引相手先の状況が悪化するリスクに繋がる可能性がある。現時点での分析を踏まえ

ると、これらのリスクおよび不透明性はクレディ・アグリコル・CIBにとって重要なものではないとみなされている。クレディ・アグリコル・CIBは情勢の推移を引き続き注視し、リスク管理システムの一環として関連するリスクを厳密に監視し続ける。

ロシアにおいて、ロシア・ウクライナ紛争が開始して以来、クレディ・アグリコル・CIB・グループはロシア企業に対するすべての融資およびロシアにおけるすべての商業活動を停止している。2026年において、紛争が継続する中、子会社は存続しているが、その活動は中断している。この状況は、売却計画（商業活動、従業員、リスク・エクスポージャー）を実施しながら、現地の規制および法的義務ならびに国際的な制裁を遵守することを可能にした。2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループ・レベルに計上されたエクスポージャーは1十億ユーロ未満である。

■金融リスク

金融市場の状況の進展は、クレディ・アグリコル・CIBの業績に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBの事業は、金融市場の状況による著しい影響を受けるが、当該市場もフランス、欧州およびクレディ・アグリコル・CIBが事業を行う世界中のその他地域における現在および予想される将来の経済状況による影響を受ける。したがって、クレディ・アグリコル・CIBは次のリスクに晒される。すなわち、金利の変動、有価証券の価格、外国為替レート、社債発行に適用されるプレミアムならびに石油、貴金属およびその他コモディティの価格である。

市場の動き、特に資産価格の下落が長引いた場合、当該市場における活動水準が圧迫されるか、または当該市場の流動性が減少する可能性がある。クレディ・アグリコル・CIBが悪化する状況を適時に断ち切ることができない場合、かかる動きによって、クレディ・アグリコル・CIBは重大な損失を被るおそれがある。

これは、クレディ・アグリコル・CIBが保有する資産で、流動性の高くないものについて、特に可能性が高い。銀行間で取引されるデリバティブ契約等の、証券取引所またはその他の規制市場において取引されていない資産は、公的な相場以外のモデルを用いてクレディ・アグリコル・CIBが計算した価値を有している。このような資産価値の把握の複雑さは、クレディ・アグリコル・CIBが予測しなかった損失につながる場合がある。

2026年上半期は、中東の紛争、地政学的対立およびエネルギー・ショックに伴うインフレの上昇により構造的にリスクの高い環境が続いた。

金融市場関係者の間でアルゴリズム取引を利用する参加者の割合が増加しており、取引の実行の迅速化が可能になっているが、市場のボラティリティも増加している。実際、複数の注文が同時に実行されると値動きが増幅され、突発的に予測不可能な変動が生じる可能性がある。これに加え、アルゴリズム取引の不透明性およびハッキング・リスクが市場を不安定にする可能性がある。

市場のボラティリティの増加、金融政策の相違、米国政権の貿易政策を含む政治的・地政学的緊張の組み合わせは、リスクをさらに増幅させる可能性がある。

2026年6月30日現在、市場リスクに特有のリスク加重資産は8.5十億ユーロとなった。

クレディ・アグリコル・CIBは、流動可能性リスクおよび流動性価格リスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、流動可能性リスクおよび流動性価格リスクに晒されている。」を参照。）。

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBのLCR比率（流動性リスク特性の短期的な回復力を確保するための健全性比率である流動性カバレッジ比率）の過去12ヶ月間の平均は120.1%で、規制上の最小値で

ある100%を上回っており、またNSFR比率（流動性リスク特性の長期的な回復力を確保するための健全性比率である安定調達比率）は114.1%で、規制上の最小値である100%を上回る水準であった。

2026年6月30日現在、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングスによる当行グループの格付は、それぞれAa3（安定的な見通し）、AA-（安定的な見通し）およびAA-（安定的な見通し）である。

クレディ・アグリコル・CIBは、外国為替リスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、外国為替リスクに晒されている。」を参照。）。

クレディ・アグリコル・CIBの主な構造的外国為替総ポジションは、米ドル建、米ドルにリンクする通貨建（主に中東通貨および一部のアジア通貨）、英国ポンド建およびスイス・フラン建である。

クレディ・アグリコル・CIBは、その有価証券ポートフォリオの価値の変動のリスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、その有価証券ポートフォリオの価値の変動のリスクに晒されている。」を参照。）。

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが保有する負債性証券の残高総額は約49十億ユーロであった。累積の減損および引当金ならびに信用リスクによる負の公正価値再評価額は45百万ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、特定の金利の変動に晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、特定の金利の変動に晒されている。」を参照。）。

■オペレーショナル・リスク

これらのリスクに特有のリスク加重資産は、2026年6月30日現在において17.8十億ユーロとなった。

クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。

・クレディ・アグリコル・CIBは、詐欺のリスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。 クレディ・アグリコル・CIBは、詐欺のリスクに晒されている。」を参照。）。

・クレディ・アグリコル・CIBは、高額の損害賠償または罰金を支払うリスク、当行に対して開始される可能性のある法的仲裁または行政手続から生じるリスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。 クレディ・アグリコル・CIBは、高額の損害

賠償または罰金を支払うリスク、当行に対して開始される可能性のある法的仲裁または行政手続から生じるリスクに晒されている。」を参照。))。

クレディ・アグリコル・CIBは、情報通信技術（ICT）に関するリスクおよびモデル・リスクを含む、その他のオペレーショナル・リスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、情報通信技術（ICT）に関するリスクおよびモデル・リスクを含む、その他のオペレーショナル・リスクに晒されている。」を参照。))。

クレディ・アグリコル・CIBは、レピュテーション・リスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、レピュテーション・リスクに晒されている。」を参照。))。

■事業リスク

不利な経済および金融情勢は、クレディ・アグリコル・CIBをシステミック・リスクに晒し、その事業および財務状況に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBは、その事業活動において、金融市場の変化ならびにより世界的にはフランス、欧州およびその他の国々における経済状況の発展に明確にかつ大きく影響されるというリスクに晒されている。

不確実かつ相反する世界経済環境は、地域的および国家的な動向と共に、特にインフレおよび金利に上昇圧力をかけ、成長に低下圧力をかけることで、経済環境を損ないかねないリスクをもたらしている。

- ・新型コロナウイルス感染症危機およびその後の地域戦争は、敵対国または単一の供給国に依存しないよう、国家の安全保障上の懸念、主権の問題、戦略部門の保全および主要供給源の保護を明確に露呈した。加速する気候変動への挑戦と相まって、国家の産業戦略の変化、保護貿易主義の高まりおよび関税の賦課等が世界のバリュー・チェーンにおける経済の再構成をもたらしている。こうした動きは、構造的なものであり、さらなる物価上昇圧力につながり、経済部門や利害関係者を不安定にする可能性が高い。
- ・気候変動（干ばつ、火災、洪水、厳冬等）もまた、供給問題を引き起こし、世界貿易を混乱させ、価格への大きな圧力につながる可能性がある。
- ・米国は現在エネルギーの純輸出国であるため、中東の紛争による影響は、仮にインフレへの影響が目に見える形で表れたとしても、限定的となる見込みである。トランプ政権の経済プログラム（減税および規制緩和）は、中東での戦争による悪影響を相殺するはずであり、インフレ率の上昇にもかかわらず堅調な成長が続くと見込まれている。このシナリオはリスクをもたらす。すなわち、米国における主要金利の引締めにより、世界の他の地域における金融政策を制約する可能性、保護貿易主義が世界的な成長を阻害すること、予算の逸脱および株式市場の高い評価、特に人工知能（AI）に関連する企業に対する投資家の不信感等であり、それらは米国および世界の金融の安定にリスクをもたらす可能性がある。
- ・より広く言えば、地政学的な動き（ウクライナ紛争、中東での紛争もしくは中国および米国間または世界経済において重要な影響力を持つその他の国々の間での緊張等）は、世界経済、特に貿易およびサプライチェーン、ひいては価格（特にコモディティおよび主要部品の価格）、または実際に供給される数量にさえもリスクをもたらす。

- ・ユーロ圏では、中東の戦争がもたらすインフレの局面により成長は抑えられるものの、景気後退はしないという中心的シナリオが想定されている。インフレ率は次第に低下し、2027年秋には欧州中央銀行の目標に戻ることが想定されるが、同時に金利は高水準に留まることが想定されている。しかしながら、ユーロ圏は依然として、供給問題（新型コロナウイルス感染症危機時等）またはエネルギー価格ショック（ウクライナまたは中東での戦争勃発時等）が発生した場合に生じる、外部からのインフレ圧力のリスクに晒されている。また、ユーロ圏は、インフレのリスクと同様に成長が鈍化するシナリオが現実化するリスクにも晒されている。実際、中心的シナリオに伴うリスクは下振れ方向にある。中東における紛争のさらなる激化、米国との貿易対立の硬直化、輸出先の縮小、競争力抑制の強化、中国の欧州連合（EU）向け輸出のルートの変更、民間部門の信頼感の悪化、そして最後に、ドイツにおける財政刺激策の緩やかな実施等、様々な形で停滞シナリオが現実化する可能性がある。
- ・最後に、より具体的には、成長の鈍化および財政悪化を背景としたフランスにおける政治的、経済的、または社会的な動向は、フランス国債（OAT）および民間金利の上昇ならびにボラティリティの高まりを招く可能性がある。不確実性もまた、経済主体が様子見姿勢をとる結果となり、活動に悪影響を及ぼす可能性がある。

したがって、インフレ率上昇（特に上流部門）のリスクは、特に、欧州中央銀行が主要金利をさらに引き上げ、金利上昇を促進し、家計の購買力を低下させ、企業の状況を悪化させる可能性がある。その結果、倒産件数が増加し、失業率の上昇にもつながる可能性がある。特に不動産部門では、金利の影響を強く受けており、不動産ローンの金利がさらに上昇すれば、不動産部門に悪影響を及ぼすと見込まれる。（特に成長が脆弱であることを踏まえた）金利の上昇および経済主体の信頼感の悪化は、より深刻な危機を招き、経済活動にさらなる重圧をかける可能性がある。これらの様々な要因は、クレディ・アグリコル・CIBの顧客による債務不履行のリスクならびに金融不安および金融市場悪化のリスクを高め、クレディ・アグリコル・CIBの事業およびリスク費用に影響を及ぼす。

より広く言えば、成長の鈍化、金利の急激な上昇または高金利は、主要な経済主体、特に最も債務を負っているものを困難に陥れる可能性がある。こうした債務の返済が困難になることおよび債務不履行になることにより、市場に大きな衝撃が生じ、社会全体に影響を及ぼすかもしれない。大きな衝撃により弱体化し、予測しづらくなっている状況において、主要な主体の困難に関連するかかる出来事は、そのエクスポージャーおよび衝撃の全体的な影響によっては、クレディ・アグリコル・CIBの財務の健全性に潜在的に損害を与える可能性がある。

その原因が何であれ、経済および金融環境の悪化は、クレディ・アグリコル・CIBの活動、業績、財務状況に以下のいずれかまたは複数の結果をもたらす可能性がある。

- ・経済状況の悪化は、クレディ・アグリコル・CIBの顧客の事業および業務に影響を及ぼし、収益を減少させ、貸出金およびその他の債権に係るデフォルト率を上昇させ、クレディ・アグリコル・CIBに追加のリスク費用を発生させる可能性がある。
- ・債券価格、株式価格およびコモディティ価格の下落が、クレディ・アグリコル・CIBのトレーディング事業および投資銀行事業に影響を及ぼす可能性がある。
- ・実際のまたは予想される経済状況に対応して採用されたマクロ経済の方針が意図していない影響をもたらし、金利および外国為替相場といった市場パラメーターに潜在的な影響を及ぼす可能性があり、これにより市場リスクの影響を最も受けやすいクレディ・アグリコル・CIBの事業に影響が及ぶ可能性がある。
- ・金融市場によるリスク（特に政治的および地政学的なリスク）の過小評価、全体的なまたは部門別の経済状況の楽観的な見方、ならびに無差別な収益追求が、投機的バブルの形成を助長し、その結果、経済

情勢が悪化するか、および／またはリスク回避姿勢が強まった場合に発生し得る反発の影響が増幅する可能性がある。

- ・大規模な経済の悪化（2008年の金融危機、2011年の欧州ソブリン危機、2020年の新型コロナウイルス感染症危機または2022年のウクライナでの戦争およびエネルギー危機等）により、クレディ・アグリコル・CIBのすべての事業活動に深刻な影響がもたらされる可能性がある。とりわけ、この悪化が市場の流動性がないという特徴を持つ場合には、特定の資産区分をその見積市場価格で売却することが困難となるか、またはいかなる売却さえも妨げる。
- ・より一般的には、国際経済リスクまたは地政学的リスクが突然顕在化し、国、セクター、バリュー・チェーン、企業、ひいては当行の活動に、短期的または長期的に重大なマクロ経済的な影響を与える可能性がある。例えば、ウクライナ紛争の結果の不確実性、中東における紛争の動向または米中間の緊張の激化（特に技術部門における経済の分断への意欲）は、貿易戦争や制裁、台湾周辺や南シナ海での軍事的緊張、さらには核リスク等様々なシナリオを生み出し、多くのリスクを活性化させる可能性がある。
- ・より一般的には、不確実性の増大および市場の大幅な混乱がボラティリティを高める可能性がある。その結果、債券、外国為替、コモディティおよび株式市場におけるクレディ・アグリコル・CIBの取引および投資活動ならびにその他の投資ポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。近年、金融市場は大きな混乱およびボラティリティを経験しているが、これらが再び生じ、クレディ・アグリコル・CIBに重大な損失をもたらす可能性がある。かかる損失は、スワップ、先渡、先物、オプションおよび仕組商品を含めて、クレディ・アグリコル・CIBが使用している多くの取引およびヘッジ手段に及ぶ可能性がある。さらに、金融市場のボラティリティにより、動向を予測し、効果的な取引戦略を実施することが困難となっている。

不確実性は依然として高いものの、経済情勢がさらに悪化すれば、企業の経営難および倒産が増加し、失業率が再び上昇する可能性があり、その結果、顧客の債務不履行リスクが高まるおそれがある。経済、地政学、気候に関する不確実性の高まりは、リスク資産の評価額、苦境にある国の通貨および商品価格に深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・前例のない外生的ショックの連続および経済情勢の評価の困難さにより、中央銀行は不適切な金融政策を採用するおそれがある。したがって、金融緩和の遅れや慎重すぎる対応は、過度な引締政策につながり、活動の急激な後退を招くおそれがある。
- ・政治的および地政学的な情勢が、より対立的になり緊張感を帯びるにつれ、不確実性が高まり、リスクの全体的な水準も上昇している。緊張が高まったり、潜在的なリスクが顕在化したりすれば、市場に大きな変動をもたらす、経済に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・フランスにおいても、政治的、経済的または社会的な情勢がさらに著しく悪化した場合、信頼感が大幅に低下する可能性がある。その結果、一方では家計において備えとして消費の抑制および貯蓄が志向され、他方では企業において投資が先送りされるおそれがある。これは、欧州の他の地域よりも増加している民間債務の成長および質に悪影響を及ぼすことになる。
- ・フランスでは、低成長および高い公的債務という状況下において、政治的および経済的な不確実性に、潜在的な社会的緊張が加われば、投資家の信頼に悪影響を及ぼし、政府、企業および銀行にとっての金利および資金調達コストのさらなる上昇につながる可能性がある。また、これにより、銀行および保険会社のソブリン・ポートフォリオにおいて損失が生じるおそれもある。

例えば、2025年12月31日に終了した事業年度においては、クレディ・アグリコル・CIBの銀行業務純収益の36%がフランスにおいて、31%が欧州のその他の地域において、および33%が世界のその他の地域において生じたものであった。

したがって、クレディ・アグリコル・CIBが活動している経済部門は、地政学的状況、インフレ、金利の影響を「受けやすい」部門である。2026年6月30日現在、海事部門（特にバルカー、タンカー、コンテナ）はクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーの2.6%を占め、航空部門（特に航空会社）はエクスポージャーの3.7%、不動産部門（特にオフィスおよび不動産デベロッパー）はエクスポージャーの4.4%、石油およびガス部門（石油サービス、オフショア）はエクスポージャーの6.2%、自動車部門（小型機器製造業者）はエクスポージャーの5.5%、重工業はエクスポージャーの3.8%、建設および公共事業はエクスポージャーの2.3%となった。

しかし、2026年においても、前年と同様に、クレディ・アグリコル・CIBの事業活動の多様化および事業の補完性は、部門、事業および地域のいずれにおいても引き続き主要な資産となっているが、これはクレディ・アグリコル・グループの意志に完全に沿っている。

経済または金融市場の進展を予測し、どの市場が最も影響を受けるかを判断することは困難である。フランスまたは欧州のその他地域の事業環境または市場環境もしくは金融市場全体が悪化したり、または著しく不安定になった場合は、クレディ・アグリコル・CIBの事業は妨げられ、その活動、業績および財政状況は結果として大きな悪影響を受ける可能性がある。

不利な法令および規制の進展は、クレディ・アグリコル・CIBをシステミック・リスクに晒し、その事業遂行および経営成績に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBには、事業を行う法域において広範な規制上および監督上の制度が適用されている。

例えば、かかる規制は、特に以下のものに関連する。

- ・ 妥当性に係る健全性規則および最低資本および流動性要件を含む、金融機関に適用される規制上および健全性要件、リスク分散、ガバナンス、株式保有および補償の制限（特に、（i）金融機関および投資会社に適用される適正資本要件に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU規則第575/2013号（その後の改正または補足を含む。）、ならびに（ii）フランス法に転置された、金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU指令第2013/36号（その後の改正または補足を含む。）（「CRR」および「CRD」）により定義されるものを含むが、これらに限定されない。）
- ・ 銀行の再生および破綻処理に適用される規則であり、特に（i）フランス法に転置された金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定めた2014年5月15日付欧州議会および理事会のEU指令第2014/59号（その後の改正または補足を含む。）（「BRRD」）、ならびに（ii）単一破綻処理制度および単一銀行破綻処理基金に基づき金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する規則および統一の手続きを定めた2014年7月15日付欧州議会および理事会のEU規則第806/2014号（その後の改正または補足を含む。）により定義されるものを含むが、これらに限定されない。
- ・ （クレディ・アグリコル・CIBが発行する債券およびその他の有価証券を含む）金融商品に適用される規制ならびにクレディ・アグリコル・CIBの透明性および報告義務を高める財務報告、情報開示および市場における不正行為に関する規制（市場における不正に関する2014年4月16日付欧州議会および理事会のEU規則第596/2014号（その後の改正または補足を含む。）、または「MAR」）
- ・ 中央銀行および規制当局の金融、流動性、金利ならびにその他の政策
- ・ デリバティブ、証券金融取引およびマネー・マーケット・ファンド等の、特定の種類の取引および投資を統制する規制（OTCデリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会のEU規則第648/2012号、または「EMIR」）

- ・取引プラットフォーム、中央決済機関、中央証券預託機関および証券決済システム等の市場インフラの規制
- ・税および会計に関する法律ならびに内部統制、マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金供与の撲滅、リスク管理および法令遵守に関する規則および手続き
- ・適用される企業の社会的責任（RSE）規制。これは、（i）持続可能性に関連し、これに限られないが特に2022年12月14日付欧州議会および理事会のEU指令第2022/2464号（通称「CSRD」）に従い、当該機関の事業活動が社会的および環境的責任の問題に与える影響ならびにこれらの問題が当該機関の業績および財務状況に与える影響を読者が理解できるようにすること、（ii）銀行グループが、環境的に持続可能であると考えられる経済活動に、どのように、どの程度融資または進展させるか（持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会の規則第2020/852号、通称「タクソノミー」規則）、（iii）金融サービス部門におけるサステナビリティに関しては、特にリスクの統合、意思決定プロセスにおけるサステナビリティへの悪影響の考慮および金融商品のサステナビリティに関する情報の開示（2019年11月27日付欧州議会および理事会のEU規則第2019/2088号、通称「SFDR」）について、開示要件を強化する。

これらのRSE規制は定期的に改正されており、クレディ・アグリコル・CIBにも影響を及ぼす可能性があり、特に複数の立法案および規制案を盛り込んだ「オムニバス法案」の可決という文脈において、既に可決され、適用されているものもある。

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは、欧州中央銀行に監督されており、適用される規制に従って、クレディ・アグリコル・グループが毎年欧州中央銀行に提出する再建計画に貢献している。

かかる規制の不遵守が、クレディ・アグリコル・CIBに規制当局による重大な介入および罰金、国際的な制裁、公式な懲戒、風評被害、強制的な業務の停止、または極端な例では、営業許可の取消し等の重大な結果をもたらす可能性がある。さらに、クレディ・アグリコル・CIBが事業を拡大し、または特定の活動を続けることができるか否かは、規制上の制約によって大きく制限される可能性がある。

金融危機後に導入された新たな措置の一部は、すぐに修正され、クレディ・アグリコル・CIBが従う規制制度の予測可能性に影響を及ぼしている。

これらの一部の措置の結果、クレディ・アグリコル・CIBは過去に、新たな要件を遵守することができるように、一部の活動の範囲を縮小することを余儀なくされた。これらの措置は法令遵守コストの増大につながり、このような傾向が継続する可能性がある。さらに、これらの一部の措置はまた、クレディ・アグリコル・CIBに優先債務よりも高い費用のかかる、資本と劣後債務で構成される資金調達割合を特に増加させることにより、クレディ・アグリコル・CIBの資金調達費用を著しく増加させる可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIB が営業している銀行および金融部門に関連する措置が再び改正、拡大、強化される可能性があり、また新たな措置が導入される可能性もあり、クレディ・アグリコル・CIBが適用される規制制度の予見可能性にさらに影響を与え、クレディ・アグリコル・CIB内に多大なリソースを動員し得る迅速な実施を必要とする可能性がある。

加えて、全体的な政治環境は銀行および金融部門にとって不利に展開しており、その結果、規制強化策を促進するよう立法機関および規制当局に強い政治的圧力がかけられているが、これらは経済への資金供給やその他の経済活動にも影響を及ぼす可能性がある。

新たな立法措置および規制措置に関連する不確実性が継続しており、その規模および範囲がほとんど予測できないことから、クレディ・アグリコル・CIBに対する実際の影響を予測することは不可能であるが、米国および欧州の法域間で規制格差が拡大し、競争ゲームのルールが歪められるリスクもある状況では、その影響は極めて大きくなる可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIBは、中期計画で定めた目標を達成できず、戦略的リスクに晒される可能性がある。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 事業リスク クレディ・アグリコル・CIBは、中期計画で定めた目標を達成できず、戦略的リスクに晒される可能性がある。」を参照。）。

■気候および環境リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、気候および環境の変動によって生じるリスクに晒されている。

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 気候および環境リスク クレディ・アグリコル・CIBは、気候および環境の変動によって生じるリスクに晒されている。」を参照。）。

■クレディ・アグリコル・グループの構造に関するリスク

2025年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 クレディ・アグリコル・グループの構造に関するリスク」を参照。）。

[次へ](#)

ーリスク管理ー

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、主に以下に区分されるリスクに晒されている。

- ・信用リスク
- ・金融リスク
- ・法的リスクおよび法令遵守違反リスクを含む、オペレーショナル・リスク

これらのリスクに適用される組織、原則および管理手法や監督手法は、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理」に記載されている。

これらのリスクの説明および2026年上半年期に見られた主要な変化は、以下に記載の通りである。ただし、ソブリン・リスクの変化は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3.2に記載されている。

■信用リスク

信用リスク管理の原則、方法およびシステムは、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 信用リスク」に詳述されている。

集中

地域的区分によるカウンターパーティー・リスクの内訳（銀行を取引相手先とするものを含む。）

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが付与した貸付（UBAFを除く輸出信用保証控除後）（すなわち2025年12月31日現在の527十億ユーロと比較して563十億ユーロ）につき、地域的区分によって分類された結果は以下の通りである。

内訳（単位：%）	2026年6月30日	2025年12月31日
その他の西欧諸国	33.1%	32.2%
北米	20.1%	20.0%
フランス	18.4%	18.2%
日本	10.8%	12.7%
アジア（日本を除く。）	9.9%	9.3%
アフリカおよび中東	4.5%	4.2%
ラテンアメリカ	2.4%	2.6%
その他の欧州諸国	0.9%	0.8%
その他および国際機関	0.0%	0.0%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

事業部門によるリスクの内訳（銀行を取引相手先とするものを含む。）

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループが付与した輸出信用保証控除後貸付（UBAFを除く。）は、2025年末現在の527十億ユーロ（総額552十億ユーロ）に対し、合計563十億ユーロ（総額589十億ユーロ）であった。

これは業種によって以下の通り分類することができる。

内訳（単位：%）	2026年6月30日	2025年12月31日
銀行	17.6%	19.6%

電気	9.4%	9.4%
その他金融業（銀行以外）	8.7%	8.1%
その他	8.2%	7.2%
石油およびガス	6.2%	5.7%
自動車	5.5%	5.3%
通信	5.1%	4.8%
不動産	4.4%	4.5%
重工業	3.8%	3.9%
その他産業	3.0%	3.2%
航空宇宙および航空	3.7%	3.4%
ITおよびテクノロジー	3.9%	3.6%
消費財の製造および販売	2.7%	2.9%
その他運輸	2.8%	3.1%
海運	2.6%	2.6%
保険	2.6%	2.7%
建設	2.3%	2.5%
農業食品	2.1%	2.2%
保健および製薬	1.7%	1.5%
非商業サービス、公共部門および地方当局	1.6%	1.5%
観光、ホテルおよびレストラン	1.0%	1.0%
木材、紙および梱包公共事業	0.3%	0.5%
公共事業	0.5%	0.5%
メディアおよび出版	0.4%	0.4%
合計	100.0%	100.0%
うち、証券化	8.1%	8.2%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証、資本リスクおよび変動リスク
控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

リスク費用

クレディ・アグリコル・CIBのリスク費用およびその主要な変動は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記4.9に記載されている。

IFRS第9号の適用

予想信用損失（ECL）の測定に用いられる原則は、会計方針および原則（2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 連結財務諸表に対する注記」の注記3.1）に記載されており、具体的には用いられた市場インプット、仮定および測定技法について定められている。

クレディ・アグリコル・グループは、一方では今後12ヶ月間、他方では金融商品の全期間にわたる予想信用損失を測定し、金融商品の信用リスクが当初の認識から大幅に増加したかどうかを判定するために、主に、規制上の計算システムの一部として使用されたデータ（内部格付システム、リスク削減要因の評価およびデフォルト時の損失）に依拠している。

2つの異なる水準での予想損失の測定には、将来予測的なマクロ経済情報が考慮されている。すなわち、中核的な将来予測は、クレディ・アグリコル・グループのすべての事業体を対象とする均質なマクロ経済の見通しを確保するために用いられ、局所的な将来予測は、クレディ・アグリコル・CIBの地域特性を考慮するため中心シナリオのパラメーターを調整するのに用いられる。

「中核的な将来予測」を確立するため、当行グループは、クレディ・アグリコル・エス・エーの経済調査部門（ECO）が作成した4つの将来予測的なマクロ経済シナリオに依拠している。これらは、予想される発生確率に基づき重み付けされている。想定予算に基づいたベースライン・シナリオは、3つのその他のシナリオ（悪条件、中条件および好条件）により補完される。マクロ経済データがECLの変化に与える影響を評価するための定量的モデルは、内部および規制上のストレス・テストにも使用されている。

経済変数は四半期ごとに更新され、当行グループの主要ポートフォリオに影響を与える要因が含まれる（例えば、フランスおよびユーロ圏諸国のGDPの変動、フランスおよびイタリアの失業率、家計投資、原油価格等）。

ECLの測定に用いられる経済の見通しおよびシナリオは、当行グループの主要な事業体からなるIFRS第9号調整委員会およびIFRS第9号の処理に携わるクレディ・アグリコル・エス・エーの部門によって四半期ごとに見直される。

2025年の中核マクロ経済シナリオでは、2026年のユーロ圏の成長率は1%をわずかに上回る程度となり、インフレ率は、2%をわずかに下回る従来の水準と同程度であると予想されている。米国では、成長がより堅調で、成長率は約2%になると予測されており、同時にインフレ率はユーロ圏よりも依然として高く、3%に近い水準である。失業率の変動については、いずれの地域においても、2025年に観察された水準で安定すると予想されている。

マクロ経済の基礎的条件と同様に、株式市場指数も、全体的な経済の安定を反映して、上昇傾向を続けている。

注目すべきは、オフィス不動産価値の下落傾向であり、2025年に観察されたのと同様、2026年に引き続き拡大している。

ECLの変動

当期を通じたECLおよびエクスポージャーの構造における変動は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3に詳述されている。

[次へ](#)

■金融リスク

市場リスク

市場リスクの管理システムならびに市場リスクを測定および監督するために採用している方法は、2025年
有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク
市場リスク」に記載されている。

・市場リスクの測定および管理方法

2026年上半期中、バリュー・アット・リスクの測定手法に大きな変更はなかった。

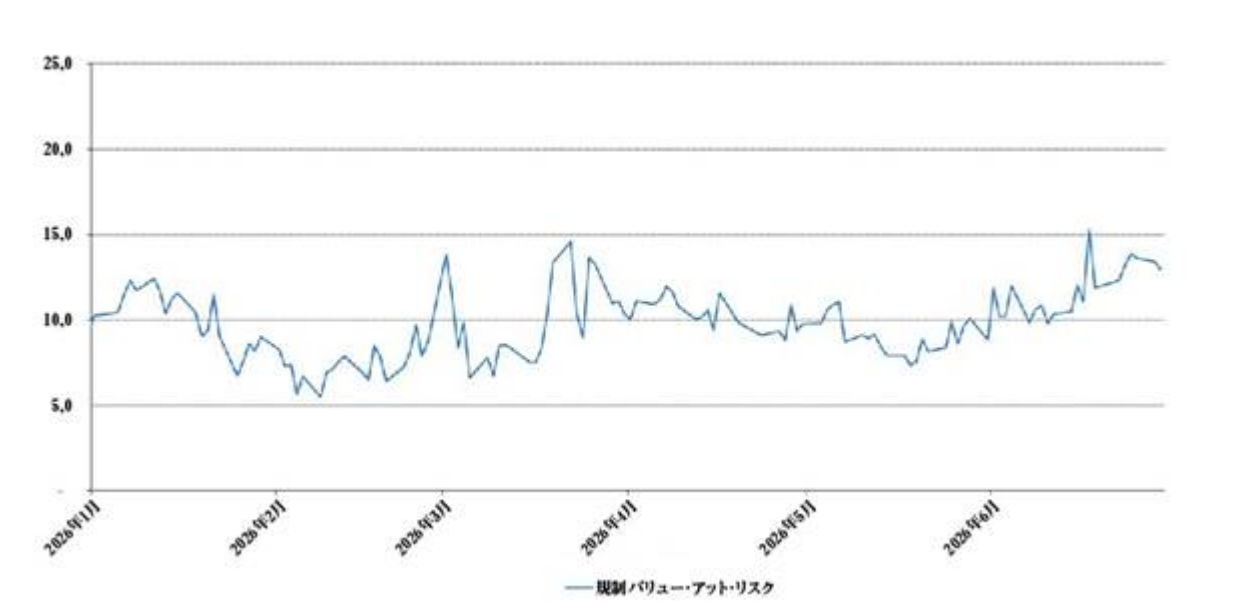
エクスポージャー（バリュー・アット・リスクの測定）

2026年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクの測定

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期				2025年12月31日
	期末	最小	平均	最大	
バリュー・アット・リスク合計	13	5	10	15	8
ネットティングの影響	(6)	(6)	(9)	(14)	(12)
金利バリュー・アット・リスク	6	4	7	13	5
株式バリュー・アット・リスク	4	2	3	5	5
外国為替バリュー・アット・リスク	4	3	4	8	7
コモディティ・バリュー・アット・リスク	0	0	0	0	0
信用バリュー・アット・リスク	5	3	4	6	3

クレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクの日次推移

クレディ・アグリコル・CIBの2026年上半期における規制バリュー・アット・リスク（単位：百万ユーロ）



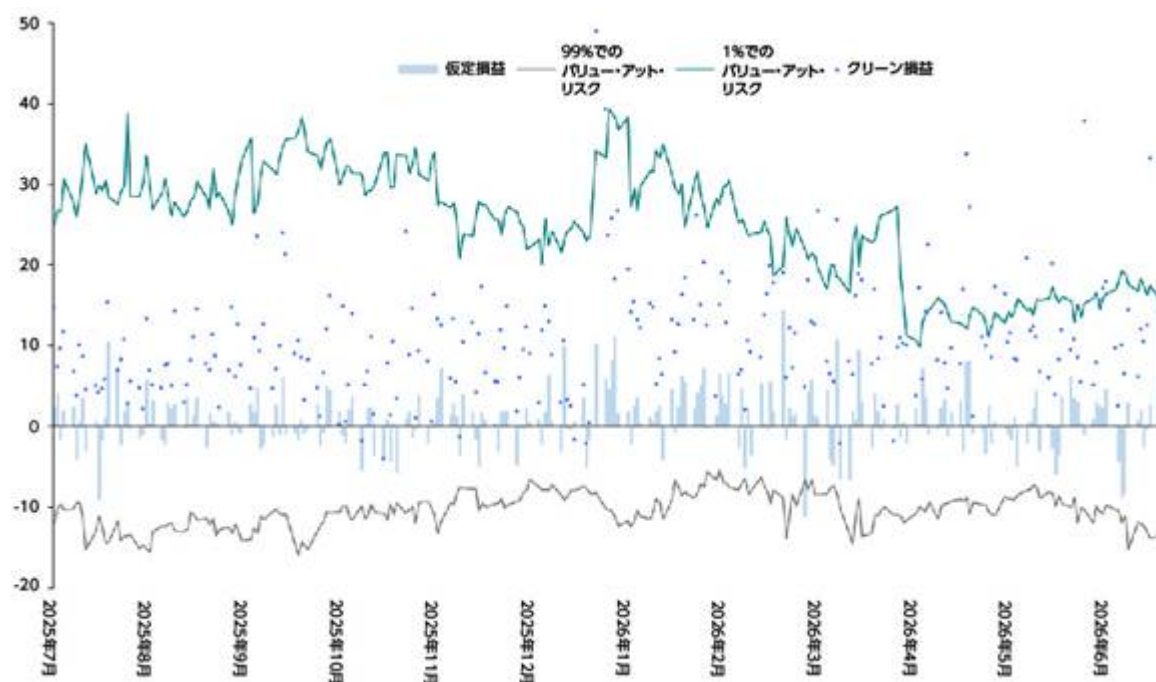
2026年上半期末の規制バリュー・アット・リスクは、13百万ユーロであった。
2026年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクは、2025年と同等の範
囲で推移し、2026年6月18日に最大値の15百万ユーロに、2026年2月9日に最小値の5.5百万ユーロに達した。

当期中の規制バリュー・アット・リスクのダイナミクスは、特に3月における中東における紛争勃発後の市場ボラティリティの上昇により、金利事業および株式事業に引き続き影響された。規制バリュー・アット・リスクの日次変動もまた、異なる業務間の相殺効果の推移に強く影響されたままであった。

当期の規制バリュー・アット・リスクの平均は10百万ユーロとなり、2025年の平均11百万ユーロからやや減少した。

バリュー・アット・リスクのバックテスト

クレディ・アグリコル・CIBの2026年6月30日における規制バリュー・アット・リスクのバックテスト（単位：百万ユーロ－第3の柱－MR4）



クレディ・アグリコル・CIBの規制対象範囲レベルでのバリュー・アット・リスクのバックテスト手法は、日次バリュー・アット・リスク金額を、不確実性準備金を除いた日次結果（実現損益）と不確実性準備金および新規取引を調整した日次結果（假定損益）の両方と比較する。

2026年6月末現在、1年間を通じ、假定損益（不確実性準備金および新規取引を調整した日次結果）の損失がバリュー・アット・リスクを上回るバリュー・アット・リスクのバックテスト例外が1件あった。この例外は、2026年3月9日に記録され、規制資本の額を決定する際に考慮されるが、主に中東における紛争勃発後の市場のボラティリティ（特に短期金利）に関連している。

2026年上半期におけるストレス時における規制バリュー・アット・リスクの変化

規制要件に従い、SvAR（ストレス時におけるバリュー・アット・リスク）は、毎週測定されている。

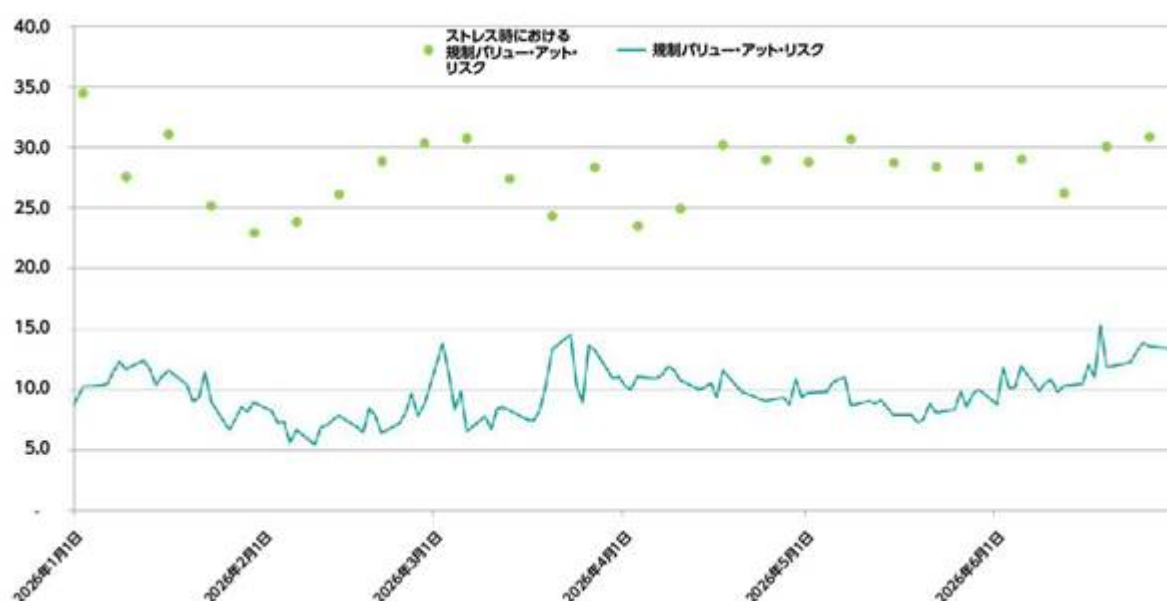
以下のグラフは、2026年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBのストレス時における規制バリュー・アット・リスクの変動を示している。

2026年上半期において、ストレス時におけるバリュー・アット・リスクは平均28百万ユーロであり、2025年下半年と比べて安定した。

当半期における、ストレス時における規制バリュー・アット・リスクの低下の勢いは、主に各事業間の相殺効果の影響を受けており、金利および為替範囲と相関している。

6月末現在のストレス時におけるバリュエーション・アット・リスク／バリュエーション・アット・リスク比率は2.3であった。

2026年上半期のストレス時における規制バリュエーション・アット・リスク（単位：百万ユーロ）



(単位：百万ユーロ)	2026年上半期				2025年12月31日
	期末	最小	平均	最大	
ストレス時における規制バリュエーション・アット・リスク	31	23	28	34	32

・その他の指標

IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）関連の自己資本要件

(単位：百万ユーロ)	2026年 6月30日	最小	最大	平均	2025年12月31日
IRC	263	263	333	298	252

CVA関連の自己資本要件

(単位：百万ユーロ)	2026年 6月30日	最小	最大	平均	2025年12月31日
CVA（BA-CVA）	656	656	688	672	628

プルーデント・バリュエーション関連の自己資本要件

(単位：百万ユーロ)	2026年 6月30日	最小	最大	平均	2025年12月31日
プルーデント・バリュエーション	1,080	997	1,080	1,039	882
うち市場活動のみ	873	857	873	865	744

その他金融リスク

資産負債管理部門に適用される構成および監督／監視システムについては、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク」に記載されており、重要な変更はなかった。

・グローバル金利リスク

グローバル金利リスクまたは金融機関の銀行勘定における金利リスク（IRRBB）は、市場リスクに晒される取引を除き、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引において金利が変動するリスクをいう。

目的および方針、リスク管理ならびに全体的な金利リスクの測定方法については、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク グローバル金利リスク」に記載されている。

エクスポージャー

顧客取引におけるグローバルな金利リスクに対するクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーは、各顧客の資金調達がトレジャリー部門との金利マイクロ規則と一致していることを前提として、制限されている。

金利リスクは主に、資本、投資、無利子の負債のモデリングおよび1年未満の満期を持つ銀行勘定のトレジャリー部門の活動から派生している。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、主にユーロ通貨圏の金利変動および（より少ない程度で）米ドルの金利変動に晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBは、ギャップエクスポージャー限度を使用し、クレディ・アグリコル・エス・エーが定めるすべての通貨の正味現在価値（NPV）に基づいて、金利リスクへのエクスポージャーを管理している。

・外国為替リスク

外国為替リスクは、外国為替市場における外国為替の不利な変動に伴う金融リスクである。外国為替ポジションの総額およびヘッジならびに構造的外国為替リスクと業務外国為替リスクの差違を考慮して、主に残存エクスポージャーの純額の測定により評価される。構造的外国為替リスクおよび業務外国為替リスクについては、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク 外国為替リスク」に記載されている。

2026年6月25日以降、クレディ・アグリコル・CIBは、英ポンドの構造的外国為替リスクに関する資本要件の免除の恩恵を受けている。この新たな免除は、米ドルの構造的通貨リスクに対する同様の免除を含む、既存の取り決めに補完するものである。そのため、クレディ・アグリコル・CIBは、CET1比率の変動を制限するために、海外事業体への米ドルおよび英ポンドでの資本投資から生じる特定の構造的外国為替ポジションをヘッジしないことを選択した。したがって、クレディ・アグリコル・CIBが有する株式の価値は、これらのヘッジされていない構造的ポジションのユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替レートに応じて変動する。

・流動性リスク

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、すべての金融機関と同様に、そのコミットメントを守るために必要な十分な資金を持っていないというリスクに晒されている。当該リスクは、例えば顧客もしくは投資家

からの預金の大量解約といった事態によって、またはインターバンク、短期金融市場および債券市場へのアクセスが困難になるような信頼の危機もしくは市場における一般的な流動性危機の間に起こる。

2026年6月末現在、クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分子（法定準備金を除き、適格流動資産証券のポートフォリオ、現金および中央銀行預け金を含む。）は、159十億ユーロとなった。クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分母（キャッシュ・フロー純額を表す。）は、132十億ユーロであった。クレディ・アグリコル・CIBの過去12ヶ月間の平均化されたLCRは、120%であった。

2026年6月30日現在のLCR期末値は、126%であった。

金融機関は、2018年1月1日以降100%に設定されたLCR基準値を満たしている。

・グローバル金利リスクおよび外国為替リスク・ヘッジ

金融リスクを管理するために、クレディ・アグリコル・CIBは金融商品（金利スワップおよび外国為替取引）を活用しており、かかる金融商品は経営目標に沿ってヘッジ関係が確立されている。

2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 財務諸表に対する注記」の注記3.5は、ヘッジ目的のデリバティブの市場価値および想定元本を表示している。使用されている3種類のヘッジ（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体における純投資のヘッジ）については、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク グローバル金利リスクおよび外国為替リスク・ヘッジ」に記載されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、IFRS第7号に従い、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象である貸借対照表項目に関する将来の利息支払額は、以下の通り満期期間別に表示される。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日			
	1年未満	1年超5年未満	5年以上	合計
ヘッジされたキャッシュ・フロー（支払予定）	0	0	0	0
ヘッジされたキャッシュ・フロー（受領予定）	453	1,082	180	1,715

■オペレーショナル・リスク

クレディ・アグリコル・CIBの営業費用は、地政学的な危機および不安定な経済により、非常に制限されており、2026年6月30日現在の総額は15百万ユーロ（クロスボーダーの信用リスクを除く。）であった。そのうち、6.5百万ユーロは法人営業および投資銀行事業によるものであった。

当半期において、中東における地政学的な危機に関連する重大な財務上の影響はなかった。危機管理体制を長期的に維持していくことは、引き続き重要な課題であり、注意が必要である。

当行は、以下の通り、オペレーショナル・リスクの管理を維持し、適応させる努力を続けている。

- ・オペレーション・コントロール・レジスターの維持
- ・監視制御の更新
- ・新規リスク（特にモデルおよび気候リスク）への対応
- ・DORA規制の実施に関するフォローアップ
- ・欧州銀行監督機構の指針およびDORA規制に照らした、また、当行のニーズを満たすためのアウトソーシングおよびプーリングの管理への関与

かかるオペレーショナル・リスクの管理システムおよびその進化は、2026年6月30日時点でのクレディ・アグリコル・CIBのオペレーショナル・リスクを正味「許容範囲」とすることを正当化するものである。

2026年6月30日現在、「四半期ごとのオペレーショナル・リスク費用／四半期ごとのNBI」のリスク選好指標は0.35%となり、リスク許容度は1%であった。

[次へ](#)

■法的リスクの進展

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、以下に記載されている。

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表」にも記載されている。

2025年12月31日現在、当行グループの資産に悪影響を及ぼす可能性のある主要な継続中の法的および税務訴訟は、入手可能な情報に基づく業務執行陣による最善の見積もりと同額の引当金が計上されている。これらは2025年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 連結財務諸表に対する注記」の注記6.13を参照している。

現時点で、クレディ・アグリコル・CIBの知る限りにおいて、過去12ヶ月間に当行および／または当行グループの財政状態または収益性に重大な影響を及ぼす可能性のある、または及ぼしたその他の政府、司法または仲裁による訴訟（当行が認識している係属中または提起されるおそれのある訴訟を含む。）は存在しない。

・調査、情報請求および訴訟手続

通常の業務過程において、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、フランス国内外の様々な機関から、定期的に情報、調査、管理およびその他の規制または司法手続を要請されるだけでなく、訴訟手続の対象とされる。認識された引当金は、決算日時点で入手可能な情報を考慮した経営陣の最善の判断を反映している。

外国資産管理室（OFAC）

2015年10月、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、米国の経済制裁下にある国々との一連の米ドル建取引に関する調査を実施している、米国当局およびニューヨーク州当局との間で契約を締結した。かかる契約の対象となる事象は、2003年から2008年の間に発生した。

調査に関連して米国当局およびニューヨーク州当局に協力したクレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・エス・エーは、合計787.3百万米ドル（692.7百万ユーロ）の罰金を支払うことに合意した。かかる罰金の支払は、既に確保されている既存の準備金に割り当てられたため、2015年下半期の会計には影響を与えなかった。

米国連邦準備制度（FED）の理事会およびニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）との合意は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBとのものである。米国財務省外国資産管理室（OFAC）との合意は、クレディ・アグリコル・CIBとのものである。クレディ・アグリコル・CIBは、コロンビア特別区米連邦地検（USAO）およびニューヨーク州の地方検察局（DANY）との間でも、期間を3年間とする別の執行猶予合意（DPA）を締結した。2018年10月19日、USAOおよびDANYとの2つの執行猶予合意は、クレディ・アグリコル・CIBがDPAに基づくすべての義務を遵守し、3年の期間の最後に終了した。さらに、連邦準備銀行は2026年3月25日に同行に対する差止命令を解除した。

クレディ・アグリコルは、内部手続および国際制裁の法律に関する法令遵守プログラムを強化し続けており、米国当局およびニューヨーク州当局だけでなく、自国の規制機関、欧州中央銀行およびフランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）ならびにその世界的ネットワーク全体におけるその他の規制機関に全面協力し続ける予定である。

Euribor、Liborおよびその他の指数

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、多数の銀行間金利についての指定銀行であるという立場において、（i）多数の通貨のLibor（ロンドン銀行間取引金利）、Euribor（欧州銀行間取引金利）およびその他の特定の市場インデックスの計算、ならびに（ii）これらの金利およびインデックスに関連する取引についての調査の一環として、多数の当局より情報要請を受けた。これらの要請は、2005年から2012年までのいくつかの期間を対象としている。

当該各種当局への協力の一環として、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、当該各種当局から要請された情報を収集する目的で調査を実施した。各種当局の中でも、とりわけ米国当局のDOJ（司法省）およびCFTC（商品先物取引委員会）とは協議中であった。それ以来、これらの当局は、クレディ・アグリコル・エス・エーまたはクレディ・アグリコル・CIBに連絡していない。

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは現在、フロリダ州の司法長官によるLIBORおよびEURIBORの両方に関する調査の対象となっている。同当局は、それ以来、クレディ・アグリコル・CIBに連絡していない。

かかる調査および成功には至らなかった和解手続きに続き、欧州委員会は、2014年5月21日にクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し、Euriborに関連したデリバティブにおける競争を防止、制限または歪曲する目的および／または効果を有する合意または協調行動に関する異議告知書を送付した。

2016年12月7日付の決定において、欧州委員会は、ユーロ金利デリバティブのカルテルに参加したことに対し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの両社に114,654,000ユーロの罰金を課した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、当該決定に異議を申し立てており、欧州司法裁判所に決定を破棄するように求めている。2023年12月20日、裁判所は、罰金を110,000,000ユーロに減額する判決を下し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに帰せられる行為の一部については棄却したが、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBによって提出された主張の大半を排斥した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、この判決に対して2024年3月19日に欧州連合司法裁判所に上訴を行った。欧州委員会もまた、欧州連合の一般の判決の取消を求めて交差上訴を行った。

オー・サリバンおよびタベラ

2017年11月9日、イラクにおける攻撃により負傷または死亡したと主張する個人（または彼らの家族もしくは継承者）のグループが、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）を含む複数の銀行に対する訴訟（「オー・サリバン I」事件）をニューヨーク連邦地方裁判所に提起した。

2018年12月29日、同じ個人のグループは、57名の新しい原告と共に、同じ被告に対する別の訴訟（「オー・サリバン II」事件）を提起した。2018年12月21日、別の個人のグループが同じ被告に対する訴訟（「タベラ」事件）を提起した。

3つすべての訴状は、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、イランおよびそのエージェントと共謀し、米国の制裁を妨害し、米国反テロリズム法およびテロ行為の支援者に対する正義案に違反してイラン組織と取引を行ったと主張するものであり、不特定額の損害賠償を求めている。

オー・サリバン I 事件において、裁判所は、2019年3月28日に訴状を却下し、2020年2月25日に原告による訴状の修正の申立てを退け、2021年6月29日に原告が控訴することを認める最終判決を求める原告による申立てを退けた。2023年11月9日、裁判所は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・

CIBが当事者ではない3件の米国反テロ法訴訟について、特定の申立てに対する判決を待って手続きを停止した。フリーマン対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第14-cv-6601号（E.D.N.Y.）（「フリーマンⅠ」事件）、フリーマン対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第18-cv-7359号（E.D.N.Y.）（「フリーマンⅡ」事件）およびスティーブンス対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第18-cv-7439号（E.D.N.Y.）である。

2020年4月6日、オー・サリバンⅡ事件は、オー・サリバンⅠ事件の判決待ちのため手続きが停止され、2023年12月20日にかかる停止がさらに延長された。

タベラ事件は、2019年2月19日以降手続きが停止されている。2023年11月8日、フリーマンⅠ事件、フリーマンⅡ事件およびスティーブンス事件における特定の申立ての判決待ちのため、かかる停止が延長され、これらの申立ての一部はまだ完全には解決に至っていない。2026年4月23日にかかる停止がさらに延期された。

拘束力のある契約

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、いかなる産業上、商業上または金融上の特許、ライセンスまたは契約にも依拠しない。

■法令遵守違反リスク

2025年有価証券報告書と比較した法令遵守違反リスク管理の主な変更には、以下が含まれる。

- ・マネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止および汚職・不正行為防止体制を強化するための措置を継続すること
- ・ロシア・ウクライナ危機および国際的制裁プログラムに関する様々な公表を背景に、顧客および取引ならびにフローもしくは口座の凍結またはブロックングに関して、法令遵守チームの警戒を継続すること
- ・クレディ・アグリコル・グループが国際制裁コンプライアンスの枠組みの改善を実施したこと、ならびに強固なコンプライアンスおよび管理体制を維持するための継続的なコミットメントを示したことを受け、米国連邦準備制度理事会による差止命令が解除されたこと
- ・プロジェクトの継続的遂行に伴う規制上の変更を検討すること、特に規制上の取引報告および規制当局の勧告について検討すること、ならびに環境リスク、社会的リスクおよびレピュテーション・リスクの管理枠組みを強化すること
- ・取引監視モデルの強化ならびに通信監視の地理的および機能的な拡大を含む、市場における健全性監視枠組みの改善を継続すること
- ・個人的および／または私的な利益相反の特定、防止および管理の強化をすることならびに関連する統制の強化に加え、従業員およびその関係者の個人口座取引を申告および管理するための新しいツールを導入すること
- ・AIの利用に関するリスクを管理するため、欧州AI規制法およびクレディ・アグリコル・グループの基準に準拠した、人工知能に適用されるガバナンスの枠組みを定義し、導入すること

インドスエズ・ウェルス・マネジメントのコンプライアンス事業部門において、人工知能ソリューションの分析および導入が引き続き進められており、その普及を促進するために、専門の委員会および担当者のグループがサポートしている。特にKYCレビューの自動化に関していくつかの使用例が検証され、導入された。

ベルギーのデグルーフ・ピーターカム銀行およびスイスのタレール銀行の買収、ならびにモナコにおけるBNPパリバのウェルス・マネジメントの顧客の統合に続き、すべての事業体がインドスエズおよびクレディ・アグリコル・グループの基準を満たすための取組みを続けている。

[次へ](#)

ーバーゼルIII第3の柱による開示ー

第3の柱に関する主な指標の要約は、クレディ・アグリコル・CIBの2026年半期報告書に以下の通り記載される。

第3の柱に関する完全な報告は、独立した文書により2026年9月に開示予定である。

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの普通株式等ティア1（CET1）比率は12.36%であり、2025年12月31日と比較して55パーセント・ポイント減少した。

クレディ・アグリコル・CIBは、CET1比率および9.50%に設定されたSREP要件の間に2.86パーセント・ポイントのバッファを有している。

2026年6月30日現在のティア1比率は22.98%であり、2025年12月31日と比較して24パーセント・ポイント増加した。

2026年6月30日現在の段階適用された総資本比率は25.99%となり、2025年12月31日と比較して46パーセント・ポイント増加した。

2026年6月30日現在のリスク加重資産は142.8十億ユーロ（2025年12月31日現在は137.2十億ユーロ）であり、そのうち116.5十億ユーロが信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク（2025年12月31日現在は111.4十億ユーロ）、8.5十億ユーロが市場リスク（2025年12月31日現在は8.6十億ユーロ）、17.8十億ユーロがオペレーショナル・リスク（2025年12月31日現在は17.3十億ユーロ）であった。

2026年6月末現在の段階適用されたレバレッジ比率は、3.15%の要件に対し3.63%であった。

クレディ・アグリコル・CIBのLCRの平均は、2026年6月末現在の12ヶ月平均で120%であった。信用機関は2018年1月1日以降、LCRの閾値を100%としている。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

－クレディ・アグリコル・CIB・グループの事業分析および財務情報－

■経済環境および金融環境

2026年上半期の振り返り

当年上半期の**国際環境**は、またしても大きく動揺した。ペルシャ湾における米国とイランとの戦争は、既に様々な性質および規模の危機が（新型コロナウイルス感染症の流行からウクライナにおける戦争および米国の関税にいたるまで）長く連なったところに加わった最新の危機である。イランに対する米国およびイスラエルの共同攻撃（2月28日に開始）ならびにこれに続くイランの報復により、ホルムズ海峡（原油貿易量の32%、石油製品貿易量の16%、LNG貿易量の20%を占める。）は事実上封鎖され、カタール（米国に次ぐ世界第2位のLNG生産国）における液化天然ガスの生産は停止した。

気候の不順に加えて、この紛争により、**石油価格およびガス価格**はたちまち上昇し、大規模なエネルギー危機のおそれが生じた。1月上旬に1バレル当たり61米ドル前後で推移した原油価格（ブレント）は、3月下旬には1バレル当たり118米ドルにまで急騰し、その後、中東情勢の緊張緩和への期待から、1バレル当たり90米ドルに低下したものの、4月下旬に再び急騰した。6月中旬、イランと米国との間で覚書が署名されたことに伴い、原油価格はようやく、しばらく低下した。この覚書は、停戦を定め、交戦当事国に最終合意の交渉のため60日間の猶予を与えた。（不確かかつ遠いとはいえ）和平の希望および（少なくとも部分的な）ホルムズ海峡の再開にもかかわらず、6月30日時点の価格は1バレル当たり73米ドルと年初時点よりも20%高いままであり、その後、7月上旬に戦闘が再開されると価格は再び上昇した（注1）。

インフレ期待が上方修正されるにつれて、欧州を含む石油およびガスの純輸入国ならびに湾岸諸国への供給依存度が高い国々（日本、インド、韓国およびフィリピン等）においては特に、成長の見通しが悪化した。この間、**米国**においては予想の修正はわずかに留まっており、今やエネルギー純輸出国である米国の経済は、実際のところ、イラン戦争による打撃をよく切り抜けた。第1四半期においては（注2）、米国のGDP成長率（前年同期比1.6%）は、期待水準未満ではあるものの、家計消費の減速が足かせとなりながらも、情報処理機器および知的財産製品（主としてソフトウェア）において顕著な、民間投資の急増による恩恵を受け続けた。1月には既に米国連邦準備制度が目標とする2%を上回る水準（2.4%）であった総合インフレ率（過去12ヶ月間）は、5月の4.2%がピークとなり、6月は3.5%であった。基調的インフレ率（食品およびエネルギーを除く。）は、わずかな上昇であった（1月の2.5%から6月の2.6%へ）。この差し当たりの安定は、エネルギー価格が上流に及ぼしたインフレの打撃の広がりが限定的であることを示唆しており、「二次的影響」は抑制されると予想するシナリオの妥当性を裏付けるものである。

ユーロ圏においては、成功していたインフレ緩和プロセスが中断され、総合インフレ率（過去12ヶ月間のHICP）は1月における1.7%から5月には3.2%に上昇したが、その後、6月には2.8%に低下した。この間、基調的インフレ率はわずかな上昇に留まった（上半期に0.2パーセント・ポイント上昇し、6月には2.4%）。第1四半期において、アイルランドを除いたユーロ圏の成長率（前四半期比）（注3）は0.3%であった。全体と

して、家計消費の減速、投資の減少、輸出の縮小および（国内需要の冷え込みにもかかわらず）輸入の回復が相まって、この低成長をもたらした。国内成長要因の広範な衰退にもかかわらず、各国のパフォーマンスはまちまちであり、期待を上回って成長を維持したドイツ（0.3%）、イタリア（0.3%）およびスペイン（0.6%）によりフランスの景気低迷（マイナス0.1%）は相殺された。フランスにおけるGDPの縮小は、エネルギー消費の減少（温和な気温）に概ね帰せられる家計消費の若干の減少、エネルギー効率向上を推進するマプライムレノヴ政府補助金プログラムの停止に一部関連する家計投資の減少、および地方選挙前の地方当局側の中断を反映した一般政府投資の縮小等、一時的要因が一因であった。とはいえ、この減少は予想外の好ましくない事態であった。2026年への成長の持越効果が第1四半期末現在、わずか0.4%であったためである。

金融市場において、**ソブリン金利**は基本的にペルシャ湾からの地政学的情報、原油価格および現在のまたは期待されるインフレ率と同調して推移した。

米国においては、2025年12月に米国連邦準備制度がフェデラル・ファンド金利を3.75%に引き下げた（2024年9月からの累積引下げは175ベース・ポイントとなった）一方で、市場は追加の緩和を期待し、最終的に2026年末時点で3%に近づくことを予想していた（当行のシナリオは現状維持を保った。）。結局、米国連邦準備制度は当年上半期中、その金融政策を変更しなかった。しかしながら、ペルシャ湾での戦争の勃発、原油価格に及ぼした即時のショックおよびインフレ・リスクにより、金利は急騰し（ソブリン債、米国債）、とりわけ短期債において著しく、この結果、金利カーブはフラット化した（2年物／10年物）。一時休止の後、金利は再び引き締まり、米国債の10年間の利回りは5月中旬に4.80%のピークに達した。6月中旬に米国およびイランの間に覚書が署名されたことにより、金利は低下した。10年物金利の方が緩和が著しく、これよりも短期の金利は、米国連邦準備制度による金融引締めを見込んで（2026年下半期に約25ベース・ポイント引上げと予想）揺るがなかった。6月30日時点の2年物および10年物の金利は、それぞれ4.14%および4.44%であった（2026年1月2日時点は3.47%および4.19%）。

ユーロ圏においては、様々な金融政策にかかわらず、金利は同様の傾向をたどった。年初時点においては、預金金利が2024年6月に始まった200ベース・ポイントの緩和を受けて2025年6月には2%まで低下したこともあり、インフレ率が2%目標に戻ったことにより、健全な成長と相まって、欧州中央銀行の2026年の金融を現状維持とするシナリオの妥当性が裏付けられた。金利はその後、いったん下降傾向となってから、ペルシャ湾の戦争により急騰した。ドイツの2年物および10年物ソブリン債利回りは、戦争前の水準と5月中旬のピークとの間で、それぞれほぼ75ベース・ポイントおよび55ベース・ポイント上昇した（2.75%および3.20%となった。）。確認されたインフレおよび懸念されるインフレとの両方に対応するため、欧州中央銀行は、中央銀行政策金利を引き上げた（6月中旬に25ベース・ポイント）。市場が予想していたこの引締めの効果は、米国とイランとの間で締結された合意により金利の低下が可能となったために損なわれた（6月30日時点においてそれぞれ2.53%および2.91%）。紛争の発生後、主要国のドイツ（10年物金利）に対するスプレッドは拡大し、特にイタリアが不利な立場となった（ブンズに対するスプレッドは、エネルギーの脆弱性および圧力下の予算軌跡のため、3月末にはピークとなる97ベース・ポイントに達した。）。イタリアおよびスペインのスプレッドは、その後引き締まった一方で、フランスのスプレッドは拡大し続けた（2026年の財政赤字はGDPの約6%になることが予想されており、公会計に対する懸念によるものである。）。2026年6月30日時点のスペイン、イタリアおよびフランスのブンズに対するスプレッドは、それぞれ44ベース・ポイント、69ベース・ポイントおよび75ベース・ポイントであった。

ユーロは米ドルに対し、当年上半期の開始時は高水準であった（2026年1月上旬にほぼ1.18米ドル）が、その後わずかに下げた（当上半期中に2.6%）。最後に、**株式市場**は引き続き好況であった。ユーロ・ストックス50、CAC40およびS&P500の各指数は、当年上半期にそれぞれ8.2%、2.5%および9.3%上昇した。米国においては、活発な成長の持続、AIへの投資（および期待される生産性の向上）ならびに実質金利の低下によ

り、企業収益の増加予想が維持され、既に高水準の評価を上回ることが可能となった。同じ要因が欧州とりわけフランスにおいてさほど強力に働かなかったことが、相対的な不活況を説明している。

- (注1) 覚書の締結後、極めて重要なホルムズ海峡の問題ほか多くの課題が解決されないままである。イランはホルムズ海峡の管理および通航料の賦課を望んでいる。通航の管理はオマーンと共同で当たるものとされ、このことは2つの回廊の設定につながる可能性がある。イランと米国との間の緊張は避け難いものとなり、西側の同盟諸国は、海運の自由および正常な輸送の速やかな回復を支えるため、米国を支持した。脅迫およびドローン攻撃、これらをもって革命防衛隊は、海峡を管理する意向を繰り返し主張し、ドナルド・トランプ氏の対応は迅速であった。同氏は、制裁にもかかわらずイラン人に付与した原油輸出への承認を停止し、停戦の終了を宣言し、海峡の管理を同氏が行いたいとの意思を明確にした。それでもなお、交渉は継続している模様である。
- (注2) この項の回顧的記述においては、調査結果よりも企業データを優先している。GDP成長率およびその構成要素に関するデータは、第1四半期末までの期間に関するものが入手可能である。これらのデータの最新（改定）推計値は、6月に公表された。
- (注3) アイルランドを含めた場合、ユーロ圏のGDPは減少した（マイナス0.2%）。アイルランドのGDPの減少（マイナス12.1%）は、多国籍企業の活動が27%減少し、その結果、産業付加価値が35%減少したことを反映したものである。

■要約連結損益計算書

2026年上半期

(単位： 百万ユーロ)	基礎的 CIB (注1)	非経常 項目 (注1)	CIB (連結財 務書類表 示額)	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレート・ センター事業	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB 変動率 2026年 上半期 ／ 2025年 上半期	為替レートを固定した場合の 基礎的CIB 変動率 2026年 上半期 ／ 2025年 上半期
銀行業務純収益	3,565	(2)	3,562	873	151	4,587	-0%	+2%
営業費用	(1,869)	0	(1,869)	(669)	0	(2,538)	+1%	+3%
営業総利益	1,696	(2)	1,694	204	151	2,049	-2%	+0%
リスク費用	(41)		(41)	(16)		(57)	ns	
持分法適用会社の 純利益持分	0		0			0	ns	
その他の資産に係 る損益	(5)		(5)	(11)		(16)	ns	
のれんの減損								
税引前利益	1,650	(2)	1,648	177	151	1,976	-5%	-3%
法人税額	(440)	1	(439)	(44)	53	(430)	+13%	
非継続事業または 売却目的保有事業 からの純利益								
純利益	1,210	(2)	1,208	133	205	1,546	-11%	-8%
非支配持分	(1)		(1)	17		16	ns	
当期純利益 ー当行グループの 持分	1,211	(2)	1,209	116	205	1,530	-11%	-8%
売上原価率	+52.4%		+52.5%					

(注1) 2026年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業におけるDVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響のプラス3百万ユーロ、ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのマイナス5百万ユーロを銀行業務純収益に修正再表示後。

2025年上半期

(単位： 百万ユーロ)	基礎的CIB (注1)	非経常 項目 (注1)	CIB (連結財 務書類表 示額)	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレート・ センター事業	クレディ・ アグリコ ル・CIB
銀行業務純収益	3,580	(8)	3,573	848	129	4,549
営業費用	(1,845)	0	(1,845)	(677)	(5)	(2,526)
営業総利益	1,736	(8)	1,728	171	124	2,023
リスク費用	2		2	(11)		(9)

持分法適用会社の純利益持分	3		3			3
その他の資産に係る損益	0		0	9		10
のれんの減損						
税引前利益	1,741	(8)	1,733	170	124	2,027
法人税額	(388)	2	(386)	(35)	32	(389)
非継続事業または売却目的保有事業からの純利益						
純利益	1,353	(6)	1,347	135	156	1,638
非支配持分	(0)		(0)	20		19
当期純利益－当行グループの持分	1,354	(6)	1,348	115	156	1,619
売上原価率	+51.5%		+51.6%			

(注1) 2025年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業におけるDVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響のマイナス7百万ユーロ、ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのマイナス1百万ユーロを銀行業務純収益に修正再表示後。

CIBの基礎的収益は、2026年上半期に3,565百万ユーロとなり、2025年上半期と比較して、現在の為替レートでは安定しており、為替レートを固定した場合では2%増加した。かかる収益は、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の力強い業績（現在の為替レートで2%増、為替レートを固定した場合で3%増）を反映する一方で、ファイナンス事業の収益はベース効果により減少した（現在の為替レートで3%減、為替レートを固定した場合は安定していた。）。クレディ・アグリコル・CIBは、当半期中、その主導的地位を維持した。フランスにおけるシンジケート・ローンで第2位（注1）、EMEAでのシンジケート・ローンで第2位（注2）、ユーロのグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンドで第2位（注3）ならびに世界のユーロのすべての債券で第3位（注4）であったことは、引き続き商いに勢いがあったことを示している。

2026年上半期の営業費用は、現在の為替レートで1%増、為替レートを固定した場合で3%増の1,869百万ユーロであり、これは事業部門を支援するための人的資本およびITシステムへの投資戦略に沿っていた。

その結果、CIBの基礎的売上原価率は2025年上半期と比較して約1パーセント・ポイント上昇し、2026年上半期は52.4%となった。したがって、営業総利益は1,696百万ユーロとなり、2025年上半期の1,736百万ユーロと比較して、現在の為替レートで2%減少した（為替レートを固定した場合は安定していた。）。

CIBのリスク費用は、2025年上半期はプラス2百万ユーロの戻り入れたのに対し、2026年上半期はマイナス41百万ユーロの純費用を計上した。

全体を通して、2026年上半期のCIBの当期純利益－当行グループの基礎的持分は1,211百万ユーロであり、2025年上半期（1,354百万ユーロ）と比較して、現在の為替レートで11%減（為替レートを固定した場合で8%減）となった。

(注1) 出所：リフィニティブ

(注2) 出所：リフィニティブR17

(注3) 出所：ブルームバーグ

(注4) 出所：リフィニティブN1

■事業部門別業績
キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期 基礎的 (注1)	2025年上半期 基礎的 (注1)	変動率 2026年上半期／ 2025年上半期	為替レートを固定した 場合の変動率 2026年上半期／ 2025年上半期
銀行業務純収益	1,892	1,861	+2%	+3%
営業費用	(1,090)	(1,076)	+1%	+3%
営業総利益	802	785	+2%	+3%
リスク費用	(28)	(2)	13.9倍	
持分法適用会社の純利益持分				
その他の資産に係る損益	0		ns	
のれんの減損	0	0	ns	
税引前利益	774	783	-1%	+0%
法人税額	(204)	(181)	+13%	
非継続事業または売却目的保有事業 からの純利益				
純利益	570	602	-5%	-4%
非支配持分	0	0	-79%	
当期純利益－当行グループの持分	570	602	-5%	-4%

(注1) キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業におけるDVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響である
2026年上半期のプラス3百万ユーロおよび2025年上半期のマイナス7百万ユーロを銀行業務純収益に修正再表示
後。

2026年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の基礎的収益は、1,892百万ユーロとなり、
2025年上半期と比較して現在の為替レートで2%増、為替レートを固定した場合で3%増であった。

- ・ 債券事業の収益は、2025年上半期の高いベースの影響を受け、トレジャリー事業および証券化事業の業
績低下により減少した（1,444百万ユーロ、2025年上半期と比較して6.5%減）。
- ・ 投資銀行事業の収益は、良好な市場環境の恩恵を受けた株式仕組商品事業および株式発行市場取引
（ECM）に牽引され増加した（448百万ユーロ、2025年上半期と比較して41.5%増）。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の当期純利益－当行グループの持分への寄与は、2025年上半
期と比較して5%減少し、570百万ユーロとなった。

ファイナンス事業

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期 基礎的 (注1)	2025年上半期 基礎的 (注1)	変動率 2026年上半期／ 2025年上半期	為替レートを固定した 場合の変動率 2026年上半期／ 2025年上半期
銀行業務純収益	1,673	1,719	-3%	+0%
営業費用	(779)	(768)	+1%	+3%
営業総利益	894	951	-6%	-2%
リスク費用	(13)	4	ns	
持分法適用会社の純利益持分	0	3	ns	
その他の資産に係る損益	(5)	0	ns	
のれんの減損	0	0	ns	
税引前利益	876	959	-9%	-5%
法人税額	(236)	(207)	+14%	
非継続事業または売却目的保有事業 からの純利益	0	0	ns	
純利益	640	751	-15%	-12%
非支配持分	(1)	(1)	ns	
当期純利益－当行グループの持分	641	752	-15%	-12%

(注1) 2026年上半期におけるマイナス5百万ユーロおよび2025年上半期におけるマイナス1百万ユーロのローン・ヘッジの影響をそれぞれ銀行業務純収益に修正再表示後。

2026年上半期のファイナンス事業の基礎的収益は、1,673百万ユーロとなり、2025年上半期と比較して3%減少した（為替レートを固定した場合は安定していた。）。

- ・ストラクチャード・ファイナンス事業の収益は、業績に波がみられたものの減少した（2%減の605百万ユーロ）。運輸および不動産部門の収益は、高いベース効果と対照的に減少した。かかる減少は、電力事業の成長により一部相殺された。
- ・商業銀行事業は、買収ファイナンス部門に牽引されたコーポレート・レバレッジド・ファイナンス事業（CLF）の低調に加え、2025年上半期の比較ベースが高かったこともあり、減少した（3%減の1,067百万ユーロ）。国際貿易および取引銀行事業の収益は、貿易金融事業およびグローバル・キャッシュ・マネジメント事業の成長に牽引され増加した。

2026年上半期のファイナンス事業の当期純利益－当行グループの持分への寄与は、2025年上半期と比較して、現在の為替レートで15%減少し（為替レートを固定した場合で12%減）、641百万ユーロとなった。

ウェルス・マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	2025年上半期	変動率 2026年上半期／ 2025年上半期
銀行業務純収益	873	848	+3%
営業費用	(669)	(677)	-1%
営業総利益	204	171	+19%
リスク費用	(16)	(11)	+41%
持分法適用会社の純利益持分			
その他の資産に係る損益	(11)	9	ns
のれんの減損	0	0	ns
税引前利益	177	170	+5%
法人税額	(44)	(35)	+26%
非継続事業または売却目的保有事業からの純利益			
純利益	133	135	-1%
非支配持分	17	20	-12%
当期純利益－当行グループの持分	116	115	+1%

ウェルス・マネジメント事業は、2026年上半期に非常に力強い業績を達成した。

収益は873百万ユーロとなり、取引事業の継続および運用資産手数料の増加に支えられ、2025年上半期と比較して3%増加した。

営業費用は、2025年上半期と比較して1%減少し、669百万ユーロとなった。かかる減少は、主にデグループ・ピーターカム銀行の統合費用の減少および経常費用を厳格に管理したことによるものである。

リスク費用は、2026年上半期に16百万ユーロの引当金純額を計上した。

2026年6月末現在、運用資産は主にインフロー純額の良好な水準および好ましい市場環境に支えられ、248.8十億ユーロとなった。

ウェルス・マネジメント事業の2026年上半期の当期純利益－当行グループの持分への寄与は、2025年上半期と比較して1%増加し、116百万ユーロとなった。

コーポレート・センター事業

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	2025年上半期	変動率 2026年上半期／ 2025年上半期
銀行業務純収益	151	129	+17%
営業費用	0	(5)	ns
営業総利益	151	124	+22%
リスク費用			
持分法適用会社の純利益持分			
その他の資産に係る損益			
のれんの減損	0	0	ns

税引前利益	151	124	+22%
法人税額	53	32	+67%
非継続事業または売却目的保有事業からの純利益			
純利益	205	156	+31%
非支配持分			
当期純利益－当行グループの持分	205	156	+31%

「コーポレート・センター事業」部門は、その他の事業部門に起因しない様々な影響を包括している。

2026年上半期のコーポレート・センター事業部門の収益は、プラス151百万ユーロであり、これは主に発行に係る回収費用に関連した分析的修正再表示によるものである。

2026年上半期の法人税収益は、ATI商品に認識される法人税収益により、プラス53百万ユーロとなった。

ー最近の動向および見通しー

2026年下半年および2027年の見通し

6月中旬に米国とイランの間で署名された覚書は、和平合意が成立するまでの60日間の停戦を定めており、ホルムズ海峡の緊張緩和、さらにはこの戦略的ルート of の即時かつ完全な再開への期待を高めた。この覚書の署名後（ただし7月初旬に紛争が再燃する前）に策定された当行のシナリオは、慎重なものであり、急速な「正常化」は想定していない。恒久的な平和への道のりは長く、数々の障害が待ち受けていると予測している。海上輸送量の回復はあくまで緩やかなものに留まり、湾岸の石油インフラは、深刻な損傷を受けた一部の施設を除き、徐々に生産を再開する見込みである。石油在庫の少なさを踏まえると、緩和が部分的なものに留まることは2026年下半年も原油価格が高止まりすることを意味し、その後2027年には下落するものの、戦前の水準よりは依然として高いことが予想される。現在の欧州の天然ガスの在庫は、2022年のエネルギー危機のときのものよりも低いため、世界のガス市場にとって、ホルムズ海峡は部分的であっても解放が待たれる。

仮にエネルギー価格が下落しても依然として高水準に留まり、その影響が限定的なインフレーションを引き起こすような一時的な平穏があったとしても、成長のための代償は、予想どおり非常に不均等なものとなるだろう。その要因の一端はエネルギー価格にあるが、それだけではない。

米国は現在、エネルギーの純輸出国であり、原油価格と非住宅固定資産への投資の伸びとの間にみられる正の相関関係から恩恵を受けると予想される。家計の財務健全性は依然として非常に良好であり、AIへの設備投資も非住宅投資が好調な年となることを示唆し続けており、さらに財政政策が「ビッグ・ビューティフル・ビル」の施行、とりわけ税還付を通じて下支えしている。賃金の伸びは鈍化しているものの、労働市場は底堅く、雇用創出のペースは、失業率を現在の約4.3%の水準に維持するのに十分なままであると見込まれる。インフレのピークは既に過ぎたとみられ、特に基調的インフレ率にみられる二次的影響は、引き続き抑制される見込みである。したがって、インフレ率は2026年末に約3.5%および2027年末に約2.5%に達すると見込まれる。基調的インフレ率も、2026年後半から2027年初めにかけて2.9%になり、2027年末には約2.5%になると見込まれている。脆弱な分野は依然として残っているものの、低所得世帯および中小企業に限られているようであり、経済全体に波及する可能性は低い。したがって、2026年の予想成長率は2025年と同程度になると見込まれており（2.1%）、2027年には堅調なペースを維持しつつも、やや鈍化する見通しである（1.9%）。

インフレ局面は、ユーロ圏の成長見通しを、その主要な競合地域よりも大きく損なった。競争力低下を招く要因は蓄積している。純外需の低迷が成長を鈍化させており、その国内の成長要因は、ペルシャ湾での戦争の悪影響が顕在化する前から既に弱まりつつあった上、例外的な要因（第1四半期におけるアイルランドのGDPの低下等）を考慮に入っていない。指標は、景気後退の鈍化を示唆しており、これは第2四半期のGDPが安定したことと整合している。年末まで四半期ごとの成長率は低い伸びにとどまるものの、高い成長の繰越効果があることから、2026年の成長率（アイルランドを除く。）は0.8%になると見込まれる。したがって、ユーロ圏は、比較的堅調な基礎的条件および一時的なインフレーションによって、景気後退を免れるものと見込まれている。2026年末には、総合インフレ率および基調的インフレ率はそれぞれ3%および2.5%に近づく見込みであり、その後、2027年末にはいずれも2.2%へ収束すると予想される。もっとも、その時点では実質的な景気回復を伴わない正常化であるため、成長率は0.9%を超えないと予想されている。

フランスでは、今後数四半期において事業活動はわずかに増加すると見込まれており、その結果、インフレの再燃および不確実性の高まりを背景とした国内民間需要の低迷の影響を受け、2026年の成長率は0.6%に低下すると予想される（2025年は0.9%）。2027年には、家計消費および民間投資の回復により事業活動は徐々に加速すると見込まれるが、その回復は依然として緩やかであることが予想され、成長率は0.8%に留ま

る見通しである。失業率は2026年にわずかに上昇し、2027年には安定すると見込まれている（年平均で、2025年は7.7%、2026年および2027年は8.2%）。

消費者物価指数に表されるインフレ率は、2026年に年平均1.8%でピークに達した後、2027年には1.5%に低下すると見込まれている。

したがって、このシナリオでは、二次的影響は極めて限定的であり、インフレ期待も「定着」した状態を維持すると予想されることから、相当な規模ではあるものの「悪化する」ことのないインフレーションを想定している。しかし、不確実性が高い状況下では、中央銀行は基調的インフレ率が管理された状態を維持できるよう、引き続き警戒を怠ってはならない。リスクが高まっているにもかかわらず、**米国連邦準備制度**は2026年を通じて政策金利を据え置く見通しであり、年末にはフェデラル・ファンド金利のレンジの上限が3.75%となる見込みである。インフレの鈍化がより顕著になったことを受け、**米国連邦準備制度**は2027年第2四半期に最後の利下げを行い、その結果、最終金利は3.50%となる見通しである。6月11日に金利を25ベース・ポイント引き上げた（預金金利は2.25%）**欧州中央銀行**の柔軟な姿勢は、あらかじめ定められた利上げの道筋を保証していないことから、インフレおよび成長の両方の見通しを巡る不確実性が高いことを示している。**欧州中央銀行**は、今年中にさらに2回の利上げを行う可能性がある。ただし、かかる引締めは1回の利上げに留まり、預金金利は2.50%となる可能性がある。2027年には、25ベース・ポイントの限定的な金融緩和が予想される。

インフレは、現在の状況だけでなく市場が予想していたものも含め、既に大幅な**金利**の上昇をもたらしている。当行の「不完全な正常化」というシナリオでは、エネルギー価格がインフレ率の低下およびそれに続く（もっとも、かなり先のことではあるが）金融緩和を妨げることはない想定している。こうした状況を背景に、金利（スワップ）は緩やかに低下する可能性があるが、それは2027年に起こると思われる。**米国**では、ターム・プレミアムが大幅に上昇し、今夏にピークを迎える見通しであることから、10年物ソブリン債利回り（米国債）は2026年末までに4.55%に達すると予想されている。**ユーロ圏**では、ドイツの10年債利回り（ブンズ）が上昇し、2026年12月に3.20%でピークに達すると予想されており、これによりフランスおよびイタリアの利回りも4%近くになる見通しである。

最後に、外国為替市場では、湾岸地域における緊張緩和への期待が、リスク選好の拡大に寄与している。中東情勢が、たとえ不安定ながらも落ち着くとすれば、基礎的条件は再び為替相場の動きを刺激するだろう。しかしながら、**米国と「旧欧州」の経済実績を比較すると、ユーロは不利であり、2026年末までに1ユーロは約1.13米ドルまで下落すると予想されている。**

2026年下半期のクレディ・アグリコル・CIBの見通し

2026年上半期には、変化し続ける地政学的動向および不安定な市場状況によって形作られる複雑な市場環境が確認されたが、それでもなお、クレディ・アグリコル・CIBにとって新たな成長の機会をもたらすものであった。こうした厳しい状況の中、クレディ・アグリコル・CIBは、力強い事業の勢いおよびフランチャイズの多様化に牽引されて過去最高の業績を達成し、当行のモデルの強さおよび持続的な業績を実現する能力を改めて示した。

2028年までの新たな中期計画「ACT 2028」に沿って、クレディ・アグリコル・CIBは、各部門の確かな専門性、汎欧州プラットフォームの構築、世界中の顧客への支援およびより機動性の高い組織体制の構築を基盤とした、バランスの取れた成長戦略を通じて、クレディ・アグリコル・グループのプロジェクトと完全に足並みを揃えている。

4 【重要な契約等】

2025年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中、主要な設備の状況に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第 5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

（1）【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	290,801,346株 (2026年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授権株式という概念はない。しかしながら当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 (1株の額面金額27ユーロ)	普通株式	290,801,346株 (2026年6月30日現在)	該当なし	議決権に 制限のない 株式

（2）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

（3）【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に変更はない。

（4）【大株主の状況】

2026年6月30日現在、当社の所有者構成は以下の通りである。

株主	株式数	株式資本 に占める割合	議決権 に占める割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン(注1)	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス(注2)	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

(注1) クレディ・アグリコル・グループによって保有されている。

(注2) クレディ・アグリコル・エス・エーによって保有されている。

2 【役員の状況】

業務執行陣

2025年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行陣の構成員について以下の異動があった。

退任する業務執行陣の構成員

氏名	役職	退任日
ピエール・ゲイ氏	最高経営責任者代理	2026年9月1日

取締役会

取締役として、男性10名、女性6名を任命（女性取締役の比率：取締役全体の37.5%であり、株主総会で任命された取締役の42.9%）

2025年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに取締役会の構成員について以下の異動があった。

新任の無議決権諮問委員

氏名	役職	就任日
ピエール・フォール氏	無議決権諮問委員	2026年7月27日

業務執行委員会

2025年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行委員会の構成員について以下の異動があった。

新任の業務執行委員会の構成員

氏名	役職	就任日
ドミニク・ブランシャール氏	市場活動担当のゼネラル・マネージャー代理	2026年9月1日
ニコラ・ヴィックス氏	アジア・太平洋担当シニア・リージョナル・オフィサー	2026年9月1日

退任する業務執行委員会の構成員

氏名	役職	退任日
ジャンーフランソワ・ドゥロッシュ氏	アジア・太平洋担当シニア・リージョナル・オフィサー	2026年9月1日
ピエール・ゲイ氏	最高経営責任者代理－市場活動の責任者	2026年9月1日

マネジメント委員会

2025年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までにマネジメント委員会の構成員について異動はない。

第6 【経理の状況】

a. 本書記載のクレディ・アグリコル・CIBおよび子会社(以下合わせて「当行グループ」という。)の原文の中間連結財務書類(以下「原文の中間連結財務書類」という。)は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。邦文の中間連結財務書類は、原文の中間連結財務書類の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループの中間連結財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間連結財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間連結財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年8月28日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝185.70円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、フランスと日本の会計処理の原則および手続きならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額ならびに第6「2 その他」および第6の「3 フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」の事項は原文の中間連結財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間連結財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

連結財務諸表

(1) 損益計算書

	注記	2026年6月30日		2025年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	4.1	9,007	1,672,600	9,566	1,776,406
支払利息および類似費用	4.1	(7,142)	(1,326,269)	(7,712)	(1,432,118)
受取報酬および手数料	4.2	1,548	287,464	1,383	256,823
支払報酬および手数料	4.2	(775)	(143,918)	(664)	(123,305)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 に係る純利得/(損失)	4.3	1,958	363,601	1,966	365,086
売買目的保有資産/負債に係る純利得/(損失)		1,817	337,417	4,810	893,217
純損益を通じて公正価値で測定するその他 の金融資産/負債に係る純利得/(損失) ¹		141	26,184	(2,844)	(528,131)
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に 係る純利得/(損失)	4.4	18	3,343	2	371
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公 正価値で測定する負債性金融商品に係る純 利得/(損失)		1	186	(12)	(2,228)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品に係る 報酬収益(配当金)		17	3,157	14	2,600
償却原価で測定する金融資産の認識の中止に よる純利得/(損失)	4.5	-	-	(16)	(2,971)
償却原価で測定する金融資産から純損益を通 じて公正価値で測定する金融資産への分類変 更による純利得/(損失)		-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産か ら純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産への分類変更による純利得/(損失)		-	-	-	-
保険事業純収益		-	-	-	-
その他の業務収益	4.6	64	11,885	81	15,042
その他の業務費用	4.6	(91)	(16,899)	(83)	(15,413)
銀行業務純収益		4,587	851,806	4,523	839,921
営業費用	4.7	(2,390)	(443,823)	(2,385)	(442,895)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、 償却費および減損	4.8	(148)	(27,484)	(141)	(26,184)
営業総利益		2,049	380,499	1,997	370,843
リスク費用	4.9	(57)	(10,585)	(9)	(1,671)
営業利益		1,992	369,914	1,988	369,172
持分法適用会社の純利益持分		-	-	3	557
その他の資産に係る純利得/(損失)	4.10	(16)	(2,971)	10	1,857
のれんに係る評価変動額	6.5	-	-	-	-

税引前利益		1,976	366,943	2,001	371,586
法人所得税 ¹	4.11	(430)	(79,851)	(382)	(70,937)
非継続事業からの純利益		-	-	-	-
当期純利益		1,546	287,092	1,619	300,648
非支配持分		16	2,971	19	3,528
当期純利益－当行グループの持分		1,530	284,121	1,600	297,120
1株当たり利益(ユーロ/円)	6.8	3.70	687	4.25	789
希薄化後1株当たり利益(ユーロ/円)	6.8	3.70	687	4.25	789

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関し
て、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識される
べきであった。2025年6月30日現在において、「純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産/負債に係る純利
得/(損失)」および法人所得税は、それぞれ－26百万ユーロおよび＋7百万ユーロ修正再表示されている。これに伴い、
1株当たり利益も修正されている。

(2) 純利益ならびに資本に直接認識された利得および損失

	注記	2026年6月30日		2025年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
当期純利益²		1,546	287,092	1,619	300,648
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	4.12	86	15,970	(13)	(2,414)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失) ^{1,2}	4.12	(26)	(4,828)	(154)	(28,598)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失) ¹	4.12	40	7,428	(12)	(2,228)
資本(純損益に振り替えられない)に認識された保険金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	100	18,570	(179)	(33,240)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く ²	4.12	(6)	(1,114)	44	8,171
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	94	17,456	(135)	(25,070)
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	4.12	160	29,712	(733)	(136,118)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	4.12	3	557	29	5,385
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	4.12	(54)	(10,028)	236	43,825
資本(純損益に振り替えられる)に認識された保険金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本に認識された再保険契約からの金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	109	20,241	(468)	(86,908)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	-	-	-	-

資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.12	8	1,486	(71)	(13,185)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	117	21,727	(539)	(100,092)
資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	211	39,183	(674)	(125,162)
純利益および資本に直接認識された利得/(損失)		1,757	326,275	945	175,487
うち、当行グループ持分		1,740	323,118	925	171,773
うち、非支配持分		17	3,157	20	3,714
¹ 純損益に振り替えられない項目の剰余金への振替額	4.12	-	-	(5)	(929)

² 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年6月30日現在において、当期純利益、資本に直接認識された利得/(損失)の各項目および法人所得税は、それぞれ－19百万ユーロ、＋26百万ユーロおよび－7百万ユーロ修正再表示されている。

(3) 貸借対照表－資産

	注記	2026年6月30日		2025年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		81,479	15,130,650	86,905	16,138,259
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3.2-6.1	487,339	90,498,852	444,116	82,472,341
売買目的保有金融資産		487,145	90,462,827	443,936	82,438,915
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産		194	36,026	180	33,426
ヘッジ手段であるデリバティブ		3,298	612,439	3,327	617,824
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3.1-3.2 -6.2	15,119	2,807,598	14,295	2,654,582
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品		14,716	2,732,761	13,927	2,586,244
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品		403	74,837	368	68,338
償却原価で測定する金融資産	3.1-3.2 -6.3	322,361	59,862,438	295,406	54,856,894
金融機関に対する貸出金および債権		60,594	11,252,306	54,744	10,165,961
顧客に対する貸出金および債権		217,271	40,347,225	198,240	36,813,168
負債性証券		44,496	8,262,907	42,422	7,877,765
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額		4	743	8	1,486
当期および繰延税金資産		1,219	226,368	1,642	304,919
経過勘定およびその他の資産		40,034	7,434,314	35,299	6,555,024
売却目的保有および非継続事業の非流動資産		-	-	-	-
発行した保険契約-資産		-	-	-	-
保有している再保険契約-資産		-	-	-	-
持分法適用会社に対する投資		-	-	-	-
投資不動産		-	-	-	-
有形固定資産		1,360	252,552	1,360	252,552
無形資産		882	163,787	869	161,373
のれん	6.5	1,567	290,992	1,562	290,063
資産合計		954,662	177,280,733	884,789	164,305,317

(4) 貸借対照表－負債および株主持分

	注記	2026年6月30日		2025年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
中央銀行からの預り金		1,016	188,671	212	39,368
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6.1	459,690	85,364,433	415,196	77,101,897
売買目的保有金融負債		380,469	70,653,093	342,504	63,602,993
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債		79,221	14,711,340	72,692	13,498,904
ヘッジ手段であるデリバティブ		3,464	643,265	3,141	583,284
償却原価で測定する金融負債	6.4	403,307	74,894,110	378,843	70,351,145
金融機関に対する債務 ¹		94,424	17,534,537	76,570	14,219,049
顧客に対する債務 ¹		235,781	43,784,532	227,394	42,227,066
発行債券		73,102	13,575,041	74,879	13,905,030
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額		(80)	(14,856)	(80)	(14,856)
当期および繰延税金負債		2,471	458,865	2,536	470,935
経過勘定およびその他の負債		42,254	7,846,568	44,311	8,228,553
売却目的保有および非継続事業の非流動資産に係る負債		-	-	-	-
発行した保険契約-負債		-	-	-	-
保有している再保険契約-負債		-	-	-	-
引当金	6.6	821	152,460	1,051	195,171
劣後債務	6.7	4,335	805,010	4,544	843,821
負債合計		917,278	170,338,525	849,754	157,799,318
株主持分		37,384	6,942,209	35,035	6,506,000
株主持分、当行グループの持分		37,036	6,877,585	34,692	6,442,304
資本金および剰余金		24,606	4,569,334	22,972	4,265,900
連結剰余金 ²		11,685	2,169,905	9,879	1,834,530
資本に直接認識された利得/(損失) ²		(785)	(145,775)	(995)	(184,772)
資本に直接認識された売却目的保有および非継続事業の非流動資産に係る利得/(損失)		-	-	-	-
当期純利益 ²		1,530	284,121	2,836	526,645
非支配持分		348	64,624	343	63,695
負債および株主持分合計		954,662	177,280,733	884,789	164,305,317

¹ 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2025年12月31日現在において、「金融機関に対する債務」から「顧客に対する債務」へ8,396百万ユーロが分類変更されている。

² 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年12月31日現在において、連結剰余金、資本に直接認識された利得/(損失)および当期純利益は、それぞれ－6百万ユーロ、＋36百万ユーロおよび－30百万ユーロ修正されている。

[次へ](#)

(5) 株主持分変動計算書

	当行グループの持分										非支配持分					
	資本金および剰余金					資本に直接認識された利得/(損失)					資本に直接認識された利得/(損失)					
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式の 消却	その他の資 本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損 益に振り替 えらるる) に直接認識 された利 得/(損失)	資本(純損 益に振り替 えられない) に直接 認識された 利得/(損 失)	資本に直接 認識された 利得/(損 失)合計	当期 純利益	株主 持分	資本金、 剰余金 および 純利益	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識され た利得/ (損失)	資本(純損 益に振り 替えられ ない)に直 接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得/ (損失)合 計	株主 持分	連結 株主持分
		剰余金														
単位:百万ユーロ																
2025年1月1日現在の株 主持分 ¹	7,852	17,556	-	7,254	32,662	157	(473)	(316)	-	32,346	369	-	-	-	369	32,715
新基準(IFRICの決定/ 指針)の適用による影 響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の株 主持分(修正再表示) ¹	7,852	17,556	-	7,254	32,662	157	(473)	(316)	-	32,346	369	-	-	-	369	32,715
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発 行/(償還)	-	-	-	2,050	2,050	-	-	-	-	2,050	-	-	-	-	-	2,050
2025年度上半期中の永 久劣後債に係る支払	-	-	-	(364)	(364)	-	-	-	-	(364)	-	-	-	-	-	(364)
2025年度上半期中の支 払配当金	-	(2,132)	-	-	(2,132)	-	-	-	-	(2,132)	(26)	-	-	-	(26)	(2,158)
子会社持分の追加取 得/支配の喪失を伴わ ない一部処分による影 響	-	10	-	-	10	-	-	-	-	10	(10)	-	-	-	(10)	-
株式に基づく報酬に関 連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連す る変動	-	(2,122)	-	1,686	(436)	-	-	-	-	(436)	(36)	-	-	-	(36)	(472)
資本に直接認識された 利得および損失の変動 ¹	-	5	-	-	5	(540)	(135)	(675)	-	(670)	-	1	-	1	1	(669)
うち、資本(純損益に 振り替えられない)を 通じて公正価値で測 定する資本性金融商 品に係る利得および 損失の連結剰余金へ の振替	-	2	-	-	2	-	(2)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	-

うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結 剰余金への振替	-	3	-	-	3	-	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本 (純利益を除く)の変動 に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年度上半期の純利益 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	1,600	1,600	19	-	-	-	19	1,619
その他の変動	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
2025年6月30日現在の 株主持分¹	7,852	15,441	-	8,940	32,233	(383)	(608)	(991)	1,600	32,842	352	1	-	1	353	33,195
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	1,000
2025年度下半期中の永久劣後債に係る支払	-	-	-	(413)	(413)	-	-	-	-	(413)	-	-	-	-	-	(413)
2025年度下半期中の支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)	-	-	-	(20)	(20)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	12	-	-	12	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	12
株主との取引に関連する変動	-	12	-	587	599	-	-	-	-	599	(20)	-	-	-	(20)	579
資本に直接認識された利得および損失の変動 ¹	-	5	-	-	5	(54)	50	(4)	-	1	-	(3)	2	(1)	(1)	-
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	2	-	-	2	-	(2)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結 剰余金への振替	-	3	-	-	3	-	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本 (純利益を除く)の変動 に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2025年度下半期の純利益 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	1,236	1,236	11	-	-	-	11	1,247
その他の変動	-	(174)	-	188	14	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	14
2025年12月31日現在の株主持分 ¹	7,852	15,284	-	9,715	32,851	(437)	(558)	(995)	2,836	34,692	343	(2)	2	-	343	35,035
2025年度の利益処分 ¹	-	2,836	-	-	2,836	-	-	-	(2,836)	-	-	-	-	-	-	-
2026年1月1日現在の株主持分 ¹	7,852	18,120	-	9,715	35,687	(437)	(558)	(995)	-	34,692	343	(2)	2	-	343	35,035
新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2026年1月1日現在の株主持分(修正再表示) ¹	7,852	18,120	-	9,715	35,687	(437)	(558)	(995)	-	34,692	343	(2)	2	-	343	35,035
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	1,635	1,635	-	-	-	-	1,635	-	-	-	-	-	1,635
2026年度上半期中の永久劣後債に係る支払	-	-	-	(453)	(453)	-	-	-	-	(453)	-	-	-	-	-	(453)
2026年度上半期中の支払配当金	-	(585)	-	-	(585)	-	-	-	-	(585)	(12)	-	-	-	(12)	(597)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(585)	-	1,182	597	-	-	-	-	597	(12)	-	-	-	(12)	585
資本に直接認識された利得および損失の変動	-	-	-	-	-	116	94	210	-	210	-	1	-	1	1	211
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	(7)	-	-	(7)	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	7	-	-	7	-	(7)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-

持分法適用会社の資本 (純利益を除く)の変動 に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2026年度上半期の純利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,530	1,530	16	-	-	-	16	1,546
その他の変動	-	(929)	-	936	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7
2026年6月30日現在の 株主持分	7,852	16,606	-	11,833	36,291	(321)	(464)	(785)	1,530	37,036	347	(1)	2	1	348	37,384

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年1月1日、2025年6月30日、2025年12月31日および2026年1月1日現在の資本については、連結剰余金、資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)および当期純利益の間で分類変更が行われている。2025年1月1日現在および2025年12月31日現在において、資本合計額に変動はない。

単位:百万円	当行グループの持分									非支配持分						
	資本金および剰余金					資本に直接認識された利得/(損失)				資本に直接認識された利得/(損失)						
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式の 消却	その他の資 本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損 益に振り替 えられる) に直接認識 された利 得/(損失)	資本(純損 益に振り替 えられない) に直接 認識された 利得/(損 失)	資本に直接 認識された 利得/(損 失)合計	当期 純利益	株主 持分	資本金、 剰余金 および 純利益	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識され た利得/ (損失)	資本(純損 益に振り 替えられ ない)に直 接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得/ (損失)合 計	株主 持分	連結 株主持分
2025年1月1日現在の 株主持分 ¹	1,458,116	3,260,149	-	1,347,068	6,065,333	29,155	(87,836)	(58,681)	-	6,006,652	68,523	-	-	-	68,523	6,075,176
新基準(IFRICの決 定/指針)の適用によ る影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の 株主持分(修正再表 示) ¹	1,458,116	3,260,149	-	1,347,068	6,065,333	29,155	(87,836)	(58,681)	-	6,006,652	68,523	-	-	-	68,523	6,075,176
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本金金融商品の発 行/(償還)	-	-	-	380,685	380,685	-	-	-	-	380,685	-	-	-	-	-	380,685
2025年度上半期中の 永久劣後債に係る支 払	-	-	-	(67,595)	(67,595)	-	-	-	-	(67,595)	-	-	-	-	-	(67,595)
2025年度上半期中の 支払配当金	-	(395,912)	-	-	(395,912)	-	-	-	-	(395,912)	(4,828)	-	-	-	(4,828)	(400,741)

子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	1,857	-	-	1,857	-	-	-	-	1,857	(1,857)	-	-	-	(1,857)	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(394,055)	-	313,090	(80,965)	-	-	-	-	(80,965)	(6,685)	-	-	-	(6,685)	(87,650)
資本に直接認識された利得および損失の変動 ¹	-	929	-	-	929	(100,278)	(25,070)	(125,348)	-	(124,419)	-	186	-	186	186	(124,233)
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	371	-	-	371	-	(371)	(371)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	557	-	-	557	-	(557)	(557)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年度上半期の純利益 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	297,120	297,120	3,528	-	-	-	3,528	300,648
その他の変動	-	371	-	-	371	-	-	-	-	371	-	-	-	-	-	371
2025年6月30日現在の株主持分¹	1,458,116	2,867,394	-	1,660,158	5,985,668	(71,123)	(112,906)	(184,029)	297,120	6,098,759	65,366	186	-	186	65,552	6,164,312
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	185,700	185,700	-	-	-	-	185,700	-	-	-	-	-	185,700
2025年度下半期中の永久劣後債に係る支払	-	-	-	(76,694)	(76,694)	-	-	-	-	(76,694)	-	-	-	-	-	(76,694)
2025年度下半期中の支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3,714)	-	-	-	(3,714)	(3,714)

子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	2,228	-	-	2,228	-	-	-	-	2,228	-	-	-	-	-	2,228
株主との取引に関連する変動	-	2,228	-	109,006	111,234	-	-	-	-	111,234	(3,714)	-	-	-	(3,714)	107,520
資本に直接認識された利得および損失の変動 ¹	-	929	-	-	929	(10,028)	9,285	(743)	-	186	-	(557)	371	(186)	(186)	-
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	371	-	-	371	-	(371)	(371)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	557	-	-	557	-	(557)	(557)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年度下半期の純利益 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	229,525	229,525	2,043	-	-	-	2,043	231,568
その他の変動	-	(32,312)	-	34,912	2,600	-	-	-	-	2,600	-	-	-	-	-	2,600
2025年12月31日現在の株主持分 ¹	1,458,116	2,838,239	-	1,804,076	6,100,431	(81,151)	(103,621)	(184,772)	526,645	6,442,304	63,695	(371)	371	-	63,695	6,506,000
2025年度の利益処分 ¹	-	526,645	-	-	526,645	-	-	-	(526,645)	-	-	-	-	-	-	-
2026年1月1日現在の株主持分 ¹	1,458,116	3,364,884	-	1,804,076	6,627,076	(81,151)	(103,621)	(184,772)	-	6,442,304	63,695	(371)	371	-	63,695	6,506,000
新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2026年1月1日現在の株主持分(修正再表示) ¹	1,458,116	3,364,884	-	1,804,076	6,627,076	(81,151)	(103,621)	(184,772)	-	6,442,304	63,695	(371)	371	-	63,695	6,506,000
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	303,620	303,620	-	-	-	-	303,620	-	-	-	-	-	303,620
2026年度上半期中の永久劣後債に係る支払	-	-	-	(84,122)	(84,122)	-	-	-	-	(84,122)	-	-	-	-	-	(84,122)
2026年度上半期中の支払配当金	-	(108,635)	-	-	(108,635)	-	-	-	-	(108,635)	(2,228)	-	-	-	(2,228)	(110,863)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(108,635)	-	219,497	110,863	-	-	-	-	110,863	(2,228)	-	-	-	(2,228)	108,635
資本に直接認識された利得および損失の変動	-	-	-	-	-	21,541	17,456	38,997	-	38,997	-	186	-	186	186	39,183
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	(1,300)	-	-	(1,300)	-	1,300	1,300	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得および損失の連結剰余金への振替	-	1,300	-	-	1,300	-	(1,300)	(1,300)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2026年度上半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	284,121	284,121	2,971	-	-	-	2,971	287,092
その他の変動	-	(172,515)	-	173,815	1,300	-	-	-	-	1,300	-	-	-	-	-	1,300
2026年6月30日現在の株主持分	1,458,116	3,083,734	-	2,197,388	6,739,239	(59,610)	(86,165)	(145,775)	284,121	6,877,585	64,438	(186)	371	186	64,624	6,942,209

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年1月1日、2025年6月30日、2025年12月31日および2026年1月1日現在の資本については、連結剰余金、資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)および当期純利益の間で分類変更が行われている。2025年1月1日現在および2025年12月31日現在において、資本合計額に変動はない。

[次へ](#)

(6) キャッシュ・フロー計算書

当キャッシュ・フロー計算書は、間接法により表示している。

営業活動は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの収益生成活動である。

税金に係るキャッシュ・フローは、すべて営業活動に含まれる。

投資活動は、連結会社および非連結会社に対する参加持分、ならびに有形固定資産および無形資産の購入および売却に係るキャッシュ・フローを表している。このセクションには、「純損益を通じて公正価値で測定」または「資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定」に該当する戦略投資が含まれている。

財務活動は、自己資本および長期借入に係る資金調達構造に変化を及ぼす活動である。

非継続事業の営業活動、投資活動および財務活動に起因する正味キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書上、区分表示している。

現金および現金同等物純額には、現金、中央銀行預け金および預り金のほか、銀行間預け金および銀行間預金ならびに金融機関に対する要求払貸出金が含まれている。

	2026年6月30日		2025年6月30日	
	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
税引前利益 ¹	1,976	366,943	2,001	371,586
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損(純額)	157	29,155	148	27,484
のれんおよびその他の非流動資産の減損	-	-	-	-
減損および引当金繰入額純額	9	1,671	73	13,556
持分法適用会社の純利益持分	-	-	(3)	(557)
投資活動に係る損失/(利得)純額	-	-	(10)	(1,857)
財務活動に係る損失/(利得)純額	152	28,226	184	34,169
その他の変動	(1,041)	(193,314)	2,894	537,416
税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調整合計	(723)	(134,261)	3,286	610,210
金融機関に対する項目の変動	10,992	2,041,214	10,355	1,922,924
顧客項目の変動 ⁵	(8,986)	(1,668,700)	(4,814)	(893,960)
金融資産および金融負債の変動 ¹	(3,356)	(623,209)	(6,500)	(1,207,050)
非金融資産および非金融負債の変動	(6,629)	(1,231,005)	1,885	350,045
持分法適用会社からの配当金受取額	-	-	-	-
法人所得税支払額	(82)	(15,227)	(311)	(57,753)
営業活動から生じた資産および負債の純額の増加/(減少)	(8,061)	(1,496,928)	615	114,206
非継続事業による変動	-	-	-	-
営業活動による現金収入/(支出)純額合計(A)	(6,807)	(1,264,060)	5,902	1,096,001
参加持分の変動 ²	(7)	(1,300)	11	2,043
有形固定資産および無形資産の変動	(120)	(22,284)	(57)	(10,585)
非継続事業による変動	-	-	-	-
投資活動による現金収入/(支出)純額合計(B)	(127)	(23,584)	(46)	(8,542)

株主から受け取った/(に支払った)現金 ³	585	108,635	(472)	(87,650)
財務活動によるその他の現金収入/(支出) ⁴	(320)	(59,424)	(917)	(170,287)
非継続事業による変動	-	-	-	-
財務活動による現金収入/(支出)純額合計(C)	265	49,211	(1,389)	(257,937)
現金および現金同等物に対する為替レートの変動の影響(D)	(394)	(73,166)	(2,676)	(496,933)
現金および現金同等物の増加/(減少)純額(A+B+C+D)	(7,063)	(1,311,599)	1,791	332,589
現金および現金同等物期首残高 ⁶	80,914	15,025,730	71,134	13,209,584
現金および中央銀行預け金の残高純額 [*]	86,632	16,087,562	80,612	14,969,648
金融機関に対する要求払貸出金、銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**5}	(5,718)	(1,061,833)	(9,478)	(1,760,065)
現金および現金同等物期末残高 ⁶	73,851	13,714,131	72,925	13,542,173
現金および中央銀行預け金の残高純額 [*]	80,398	14,929,909	85,288	15,837,982
金融機関に対する要求払貸出金、銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**5}	(6,547)	(1,215,778)	(12,363)	(2,295,809)
現金および現金同等物純額の変動	(7,063)	(1,311,599)	1,791	332,589

* 「現金および中央銀行預け金」の残高純額(経過利息を除き、非継続事業に分類変更した企業の現金を含む。)から構成されている。

** 「貸倒懸念のない銀行間預け金」および「貸倒懸念のないコールローン」(注記6.3を参照。)ならびに「銀行間預金」および「コールマネー」(経過利息を除く。)(注記6.4を参照。)の残高純額から構成されている。

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が、従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年6月30日現在において、「税引前利益」ならびに「金融資産および金融負債の変動」は、それぞれ-26百万ユーロおよび+26百万ユーロ修正再表示されている。

² 参加持分の変動:この項目は、参加持分の取得および処分による現金に対する正味の影響額を表している。2026年6月30日終了期間に重要な取引は行っていない。

³ 株主から受け取った/(に支払った)キャッシュ・フロー:2026年度上半期のこの金額には、クレディ・アグリコル・CIBによる当行株主(主にクレディ・アグリコル・エス・エー)に対する配当金支払額-585百万ユーロ、クレディ・アグリコル・エス・エーに対するAT1債の発行および償還に係る純額+1,635百万ユーロならびに発行AT1債の利息支払額-453百万ユーロが含まれている。

⁴ 財務活動によるその他の現金収入/(支出)額:この項目には、主に非優先シニア債のクーポン支払額-21百万ユーロが含まれている。また、AT2債の発行額+1,067百万ユーロ、AT2債の償還額-1,320百万ユーロおよびAT2債のクーポン支払額-113百万ユーロも含まれている。これらの取引は、クレディ・アグリコル・エス・エーとの間で行われたものである。

⁵ 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2026年6月30日現在のキャッシュ・フロー計算書の期首現金および現金同等物について8,382百万ユーロの分類変更が行われている。また、2025年6月30日現在のキャッシュ・フロー計算書の「顧客項目の変動」ならびに期首および期末の「現金および現金同等物」について、56百万ユーロの修正が行われている。

⁶ うち、「制限付現金」の残高は、2026年6月30日現在77百万ユーロ、2025年12月31日現在118百万ユーロ、2025年6月30日現在214百万ユーロ、および2024年12月31日現在265百万ユーロである。

[次へ](#)

(7) 中間連結財務諸表に対する注記

注記1:クレディ・アグリコル・CIB・グループが採用している会計原則および会計方針、使用した判断および見積り

1.1 適用基準および比較可能性

別段の記載がない限り、この財務報告の記載金額はすべてユーロで表記し、小数点以下を除く百万単位で表示している。百万ユーロ単位で四捨五入しているため、表中の合計および小計とわずかな差額が生じている場合がある。

クレディ・アグリコル・CIBの2026年6月30日現在の要約中間連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示している。

要約中間連結財務諸表の作成に適用した基準および解釈指針は、クレディ・アグリコル・CIBの2025年12月31日終了事業年度の連結財務諸表に適用したものと同一であり、CE規則第1606/2002号に従い、欧州連合が採用したIAS/IFRSの基準およびIFRICの解釈指針(「カーブアウト」版)に準拠して作成しており、マクロヘッジ会計に関するIAS第39号の一部を適用除外としている。

クレディ・アグリコル・グループは、損益に関する財務諸表およびキャッシュ・フロー計算書について、簡素化のため、IAS第34号第8項に従い比較期間を前中間期に限定して表示することを選択している。

当該基準および解釈指針は、2026年6月30日時点で欧州連合が採用し2026年度から強制適用となっているIFRSの規定により補完されている。

これには以下が含まれる。

基準、修正または解釈指針	強制適用日 (以下の日に開始する事業年度)	当行グループに重要性 のある影響を与える可能性の有無
IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂 金融商品の分類および測定 の改訂	2026年1月1日	あり
IFRS会計基準の年次改善 – 第11集	2026年1月1日	なし
IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂 自然依存電力を参照する契約	2026年1月1日	なし

IFRS第9号および第7号「金融商品の分類および測定」の改訂(2025年5月27日に採択、2026年1月1日以後開始する事業年度から適用)では、特に、条件付の特性(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス(ESG)特性等)を有する金融資産のSPPIテスト(元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー (SPPI) であるか否かの評価)における分類について明確化している。

IASBは、本改訂を通じて、一つ以上の偶発的事象に応じてキャッシュ・フローが変動する金融商品の取扱いを明確化している。偶発的事象の内容が基本的な融資のリスクおよびコストの変動に直接関係していない場合、当該金融資産は、契約上想定されるすべてのシナリオにおいて、当該偶発的事象を伴わない同一の契約条件に基づく金融商品の契約上のキャッシュ・フローと比較して契約上のキャッシュ・フローが大幅に異ならない場合、かつその場合にのみ、SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有するとされる。

キャッシュ・フローの変動に環境、社会およびガバナンス（ESG）連動要素を伴う金融商品は、IASBにより基本的な融資のリスクおよびコストの変動に直接関係していないものと考えられており、したがって、本改訂の対象となる。IASBは、そのような金融商品の例として、借手が前報告期間中に契約で定められた炭素排出の削減を達成した場合に、各報告期間において一定のベース・ポイント数だけ金利が調整されるローンを挙げている。

クレディ・アグリコル・グループでは、この種の金融商品を取り扱っていることから、SPPIテストの枠組み内における新たな評価方法を策定した。当該方法では、SPPIテストのその他の要件を満たすことを前提として、ESG目標により生じるキャッシュ・フローの変動が借手金利の10%以下である場合には、ESG目標を伴わない金融商品と比較してキャッシュ・フローが「大幅に異なる」という要件を満たすものと判断される。変動が10%を超える金融商品はSPPIテストを満たさず、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして認識される。

本改訂の当該部分は遡及適用されるため、当行グループは、本改訂を踏まえて2025年度に保有していた金融商品について検討を行ってきた。この新たな評価方法に従った結果、現時点でSPPIテストを満たさなくなる金融商品はあるものの、重要性はない。

また、本改訂によるその他の変更が当行グループの財務諸表に与える重要な影響はない。

さらに、欧州連合により採択された基準および解釈指針について、一定期間にわたり早期適用が任意とされている場合には、特に明記されていない限り、当行グループは早期適用の選択を行っていない。

2026年6月30日時点で欧州連合は採択済みであるが当行グループは未適用の基準および解釈指針

・IFRS第18号－財務諸表における表示および開示

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」（2024年4月公表）は、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものであり、欧州連合の採択を条件として2027年1月1日以後開始する事業年度から適用される。

2026年2月13日に欧州連合で採択されたIFRS第18号では、損益計算書に新たな構造を導入し、損益計算書上の新たな小計ならびに収益および費用を3つの新たな区分（「営業」、「投資」および「財務」）に分類することを要求している。

これらの新たな区分は、IAS第1号との比較における調整を伴い、IFRS第18号に定義された「主要な事業活動」の概念に応じて分類変更される。クレディ・アグリコル・グループは、IFRS第18号において規定される2つの特定の事業、すなわち顧客へのファイナンスの提供および特定の種類の資産への投資を主要な事業活動として営んでいることから、IFRS第18号への移行に伴う主な分類変更には、以下の事項が含まれる

- － 有形固定資産、無形資産および子会社の処分に係る利得および損失は、「営業」区分に表示することが求められる。これらは現在、営業利益の下に表示されている。
- － 企業結合取引に関連するのれんの価値の変動についても、IFRS第18号では「営業」区分に表示することが求められる。これらは現在、営業利益の下に表示されている。
- － 資金調達以外の要素も含まれる取引に起因する負債から生じる収益および費用、とりわけクレディ・アグリコル・グループにおいては、IFRS第16号に基づくリース負債に係る利息費用およびIAS第19号に基づく確定給付制度に係る負債（資産）に対する純利息費用（収入）は、「財務」区分に表示することが求められる。これらは現在、営業利益に含まれている。
- － IFRS第18号において「個別にかつ企業の他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す他の資産」と定義される資産に係る収益および費用は、当行グループの主要な投資活動に関連するか否かに応じて、「営業」区分または「投資」区分に配分される。

さらに、顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動により、この活動から生じるすべての資産（例えば、顧客に対する貸出金）および当行グループのリファイナンス負債については、IAS第1号から変更することなく、「営業」区分に表示される。

IFRS第18号は、キャッシュ・フロー計算書における表示方法の変更を除き、当行グループの主要な連結財務諸表にその他の重要な影響を及ぼすものではない。キャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動による現金収入/(支出)純額」が、IFRS第18号で定義される営業利益を出発点として算定されることとなる。

IFRS第18号では、IFRS財務諸表の外での一般公開情報において使用されている、経営者が定義した業績指標についても注記に開示することを要求している。これらの業績指標は、最も比較可能性が高いIFRSで規定されている小計との調整表を含む新たな単一の注記開示の対象となる。クレディ・アグリコル・グループにおいては、こうした業績指標には、フランス会計基準監督機関（Autorité des Normes Comptables）が公表したIFRS第18号に基づく銀行機関の財務諸表様式に関する見解に則して、IFRS第18号の下でそれぞれ「純収益(Produits nets/Net Income)」および「一般管理費控除後純収益(Produits nets après frais généraux/Net Income after overheads)」に名称変更される現在の「銀行業務純収益(Revenues)」および「営業総利益(Gross Operating Income)」が含まれる。

また、主要財務諸表および財務諸表注記の役割に基づいた財務情報の集約および分解に関する新たな要求事項も含まれている。当行グループは、この適用に向けた準備作業を進めている。

2026年6月30日時点で欧州連合が未採択の基準および解釈指針

当行グループは、2026年6月30日現在IASBにより公表されているが、欧州連合により未採択の基準および解釈指針は適用していない。当該基準および解釈指針は欧州連合が定める日から強制適用となるため、2026年6月30日時点では当行グループはこれらを適用していない。

当行グループに影響を与える可能性のあるIFRS解釈指針委員会の決定

基準、修正または解釈指針	公表日	当行グループへの重要な影響の可能性の有無
IFRS 第18号 グループ内金銭債権債務から生じる為替差額の分類	2026年4月22日	なし
IFRS 第16号 プール市場における電力購入契約(集中購買)	2026年4月22日	なし
IAS 第1号 公正な表示およびIFRS会計基準への準拠	2026年4月22日	なし
IFRS 第18号 親会社の個別財務諸表における特定の主要事業活動の評価	2026年4月22日	なし
IFRS 第18号 費用の性質別開示に係る要求事項の範囲	2026年4月22日	なし
IFRS 第18号 外貨エクスポージャーを管理するデリバティブの利得および損失の分類	2026年4月22日	なし
IFRS 第18号 [*] IAS第12号の適用対象外である税金またはその他の費用の表示		なし

^{*} 当該決定は、まだIASBによる承認がなされていない。

1.2 会計原則および会計方針

▶ 財務諸表作成における判断および見積りの使用

本質的に、見積りは連結財務諸表の作成に不可欠であるが、見積りには一定の仮定を使用することが必要とされ、将来の実際の結果に関するリスクおよび不確実性を伴う。

将来の実際の結果は、以下を含む多くの要素により影響を受けることがある。

- ・国内市場および国際市場の動向
- ・金利および為替レートの変動
- ・特定の業界または国における経済的および政治的状況
- ・規制または法律の改正

ここに列挙したものが、すべてを網羅する訳ではない。

仮定に基づく会計上の見積りは、主に以下の評価に使用される。

- ・公正価値で測定する金融商品(非連結会社に対する投資を含む。)
- ・年金制度およびその他の将来の従業員給付
- ・ストック・オプション制度
- ・償却原価または資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損
- ・引当金
- ・のれんの減損

- ・繰延税金資産
- ・持分法適用会社の評価

注記2: 当期における主要な組織再編取引および重要性がある事象

2.1 主要な組織再編取引

2026年6月30日現在の要約中間連結財務諸表の作成日において、クレディ・アグリコル・CIBグループ内では、重要性のある組織再編取引は行われていない。

2.2 2026年6月30日現在の連結の範囲に関する情報

本連結財務諸表には、クレディ・アグリコル・CIBの財務諸表ならびにIFRS第10号、IFRS第11号およびIAS第28号に従いクレディ・アグリコル・CIBが支配、共同支配または重要な影響力を有しているすべての会社の財務諸表が含まれている(連結の範囲に含まれているすべての会社との関係において重要性がない会社を除く。)。

以下を除き、2025年12月31日時点の連結の範囲と比較してクレディ・アグリコル・CIBの連結の範囲に大幅な変更はない。

▶ 連結範囲または連結方法の変更を伴う連結の範囲の変更:

クレディ・アグリコル・CIB・グループの 連結の範囲	連結範囲 の変更 (a)	国	登記上の 所在地 (左記と異なる場合)	企業形態	2026年 6月30日 現在の 連結方法	支配割合 (%)		持分割合 (%)	
						2026年 6月30日	2025年 12月31日	2026年 6月30日	2025年 12月31日
銀行および金融機関									
クレディ・アグリコル・CIB・オーストラリア	S3	オーストラリア		子会社	全部連結	-	100	-	100
投資会社									
インドスエズ・コーポレート・アドバイザー	D1	フランス		子会社	全部連結	100	100	100	100
その他									
クレディ・アグリコル・CIB・トランザクションズ	S3	フランス		子会社	全部連結	-	100	-	100
FCT DemeTR SONEU - 2026	E2	フランス		支配している 組成された事業体	全部連結	100	-	-	-

(a)連結範囲の変更

(E)は、連結の範囲に含まれたことを意味する。

E1: 閾値を超えたため

E2: 設立

E3: 取得(支配持分を含む。)

(S)は、連結の範囲から除外されたことを意味する。

S1: 事業の終了(解散、清算を含む。)

S2: グループ外部への売却または支配の喪失による連結除外

S3: 重要性がないため連結除外

S4: 合併または買収

S5: すべての資産および負債の譲渡

その他(D):

D1: 社名変更

D2:連結方法の変更

D3:連結の範囲に係る注記に初めて掲載された事業体

D4:売却目的保有の非流動資産および非継続事業に分類された事業体

2.3 当期におけるその他の重要性がある事象

▶ 中東情勢に関連する影響

2026年2月28日に、クレディ・アグリコル・CIBがアラブ首長国連邦、カタールおよびサウジアラビアの3拠点を通じて事業を展開している近東・中東地域において武力紛争が発生した。

クレディ・アグリコル・CIBは、紛争発生時である2026年度第1四半期より、正常債権（ステージ1およびステージ2）に対して追加の減損を計上している。この引当金は、経済シナリオの見直しならびに当該地域および関連セクターの脆弱性に関連したリスク評価に基づくものである。現地における事業活動は平常通り継続しており、本書（訳者注：本半期報告書ではなく、公表済み「2025年度ユニバーサル登録文書に対する修正届出書」を指す。）の公表日現在において業務上の目立った影響は確認されていない。状況が悪化し、不確実性が高まっている地政学的環境は、クレディ・アグリコル・CIBが晒されているリスクおよび不確実性の要因となっており、現時点において、市場のボラティリティの上昇、地域におけるマクロ経済上の緊張（特にエネルギー価格および投資家の信認への影響）ならびに当該地域にエクスポージャーを有する一部の取引先において信用状況悪化のリスクをもたらす可能性がある。現時点で利用可能な分析に基づくと、これらのリスクおよび不確実性は、クレディ・アグリコル・CIBにとって重要性があるものとは判断されていない。クレディ・アグリコル・CIBは引き続き現況の推移を注視するとともに、リスク管理体制の枠組みの下で関連するリスクの監視強化を継続している。

注記3:信用リスク

3.1 当期における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

(第1章「2026年度上半期事業報告ーリスク管理」(訳者注:原文の項目)を参照。)

信用リスクの測定

クレディ・アグリコル・グループは、信用リスクの見積額の算定に際して、経済的および地政学的の不確実性を踏まえた上で、将来見通しを反映したマクロ経済予測の定期的な見直しを継続的に実施している。

2026年6月に使用したマクロ経済シナリオに関する情報

当行グループは、2029年までの予測を織り込んだIFRS第9号引当金のパラメータの計算に、4つのシナリオを用いている。これらのシナリオは、ペルシャ湾における戦争の発生後である2026年4月に策定又は見直しが行われた。2月28日に開始された米国およびイスラエルによるイランへの共同攻撃と、それに続くイランによる報復措置により、ホルムズ海峡（原油取引の32%、石油製品取引の16%およびLNG取引の20%が通過）の実質的な封鎖ならびにカタール（米国に次ぐ世界第2位のLNG生産国）における液化天然ガスの生産停止が生じた。

これら4つのシナリオはペルシャ湾における対立の動向に関して異なる仮定に基づいており、かかる対立の継続期間と結果は、エネルギーのコストおよび供給可能性、インフレ率(現状および見通し)、経済成長、金融政策ならびに金利に重大な影響を及ぼす。

各シナリオには加重値が割り当てられている。中心的シナリオには、その頑健性を反映するために50%超の加重値が割り当てられているが、重大なリスクや不確定要素がある場合には常に、比較的高い加重値が悪化シナリオに割り当てられている。

◆第1のシナリオ:「中心的」シナリオ(60%の加重値)

当該シナリオでは、ペルシャ湾における対立の急速な「正常化」は前提として除外され、石油およびガス関連のインフラ施設の破壊を伴った、ホルムズ海峡の段階的かつ不完全な再開が想定されている。石油・ガス価格は低下しつつあるものの引き続き高水準にあり、海上交通においても輸送が円滑には進んでいかない。この慎重なシナリオに基づき、経済成長の見通しは悪化しており、欧州を含む石油・ガスの純輸入国、とりわけ供給面でペルシャ湾への依存度が高い諸国（日本、インド、韓国およびフィリピン等）においてその影響が大きい。

米国での例としては、既に関税が拍車をかけているインフレにエネルギー価格の上昇が加わったとしても、経済は引き続き堅調な状況が続くと見込まれている。総合インフレ率(平均)は、2025年には2.7%であったのに対し、2026年には3.1%、2027年には2.5%になると見込まれている。また、経済成長率は2025年には2.1%であったのに対し、2026年には、比較値として従前の予想は2.5%であったものの、2.2%に達すると見込まれている。

ユーロ圏では、エネルギーリスクは2022年とは異なり、供給不足よりも、世界的なエネルギー価格に対する安定性の欠如により大きく起因している。同地域は、中東での戦争前に見られたような、滑らかなインフレ収束過程にあるとはもはや言えない。世界のエネルギー市場における価格上昇や価格変動の拡大に直面し、輸出市場および国内市場の双方における競争浸食や外的制約も更に顕著になっている。エネルギー価格およびインフレのショック（その二次的影響は限定的であると仮定されている。）に加え、通貨/金融面での制約が厳しさを増す中で不確実性が高まっており、これらの複合要素は戦争前に想定されていた投資加速シナリオとは調和しないものである。しかしながら、一部の国（特にドイツ）では拡張的な財政政策に近い中立的な財政スタン

スが維持されていることも勘案すると、民間企業の堅固な経済・財務基盤が2026年には0.8%、2027年には1.1%の経済成長をもたらすものと見込まれている。

インフレの長期化および景気後退については、「中程度の悪化」シナリオにおいて想定されている。

◆第2のシナリオ:「中程度の悪化」シナリオ(25%の加重値)

本シナリオでは、ペルシャ湾における対立の激化および長期化が想定されている。価格の上昇により需給の不均衡が解消される想定の中核的シナリオとは異なり、このストレス・シナリオでは、サプライチェーンの混乱（納期の長期化や供給不足）およびエネルギー価格へのより深刻なショックを想定している。

不安定かつ不確実な国際環境の下でリスク回避の傾向が進むと想定しており、かかる市況は、株式評価が高水準にある状況下で、金融市場の急落という形で突如として顕在化する。すなわち、経済主体は様子見志向になり、貯蓄を優先するようになる（生産コストおよびインフレ率の一時的な急上昇によって消費の減少が加速、投資の低迷ならびに安全資産への選好）。その結果、株式市場は下落し、国債および社債のスプレッドの拡大がみられるようになる。

インフレショックに直面する中で、かつ予想される成長ショックにもかかわらず、欧州中央銀行(ECB)は2026年に金融政策の引締めを実施する（中核的シナリオと同様）。その後、2027年には金融緩和を開始するものの、景気後退への対策および欧州資産（国債を含む。）に対する懸念の緩和を目的として量的手段を用いることはないであろう。リスクフリー金利は低下するが、その一方で、財政基盤が脆弱な国の国債には強い圧力がかかる。公的財政の状況（特にフランスとイタリア）を踏まえ、各国による財政対応は限定的なものにとどまり、EUも共通財政資源の投入は行わない。最終的には、連邦準備制度(FED)による一段と積極的な金融緩和の結果として、ユーロは米ドルに対して上昇する。

◆第3のシナリオ:「良好」シナリオ(10%の加重値)

これは「急速な正常化」シナリオである。したがって、本シナリオでは、ペルシャ湾における戦争が速やかに終結し、その結果として石油価格が下落するとともに、ホルムズ海峡における通常の海上交通が回復すると想定している。このため、石油の1バレル当たり平均価格は、2026年および2027年において中核的シナリオで見込まれる水準を約10米ドル下回るものの、2025年の平均水準は上回る。

ユーロ圏では、インフレ率は5月にやや低めのピークに達した後、急速に低下し、2026年末には1.8%となるが、通年平均では2.2%となる見込みである。欧州中央銀行（ECB）は、期待の不安定化を防ぐため、「予防的な」利上げ(25ベース・ポイント)を一度実施する。これにより、2025年末に策定され、その後2026年4月に当時入手可能であった経済・金融データ(2025年第4四半期および2026年第1四半期)を反映して更新された中核的シナリオへ回帰することが可能となる。

◆第4のシナリオ:「深刻に悪化」シナリオ(5%の加重値)

本シナリオは2025年6月に策定されたものであり、通商上および地政学上の対立の激化および長期化を想定するとともに、米国政府主導による関税の追加引上げを仮定している。米国国際貿易裁判所（US Court of International Trade）の決定を踏まえ、米国政府は、鉄鋼、アルミニウム、自動車、医薬品、半導体および半導体チップを含む主要産業に対する関税の大幅な引上げを重視し、議会においてユニバーサル関税の承認を得る。適用される関税率は20%程度である。主要な貿易相手国は、輸出規制（中国の戦略物資保留による輸出規制）の実施、又は報復的関税の課税（中国およびEU）をもって対応する。EUは米国産LNGの輸入拡大へのコミットメントを拒み、これに対して米国政府はLNG輸出量の制限を課すことで対抗する。当行グループは、交渉期間となる2026年上半年に、ガス価格が2倍に上昇すると想定している。そして、特定の地政学的緊張により、主要な海上輸送ルート(パナマ運河、マラッカ海峡およびスエズ運河)の一部が封鎖され、その結果として納期の長

期化と断続的な混乱がサプライチェーンに生じる。通商上の緊張、インフレの再燃、金融引締めおよび資金調達コストの上昇に起因するショックは、信用不安、貯蓄率の上昇および投資の減少を引き起こし、経済成長への深刻な影響を及ぼす。特定の国の財政状況に対する懸念を背景として、国債利回りは大幅に上昇する。株式市場も急激な下落に見舞われる。

▶ 4つのシナリオにおける主要マクロ経済変数の変化のまとめ:

	参考	中心的				中程度の悪化				良好				深刻に悪化			
主要変数 一年平均	2025	2026	2027	2028	2029	2026	2027	2028	2029	2026	2027	2028	2029	2026	2027	2028	2029
ユーロ圏																	
GDP成長率	1.5	0.8	1.1	1.2	1.2	0.2	(0.9)	1.5	2.2	1.2	1.3	1.3	1.3	(2.0)	(1.8)	1.5	X
失業率	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3	6.5	7.0	6.8	6.5	6.2	6.1	6.0	6.0	7.0	7.9	7.8	X
インフレ率	2.1	3.1	2.1	1.9	1.9	5.7	5.6	0.0	2.2	2.2	1.8	1.8	1.8	4.7	3.1	2.6	X
フランス																	
GDP成長率	0.9	0.9	0.9	1.2	1.2	0.3	(0.6)	1.4	2.0	1.3	1.2	1.1	1.1	(1.2)	(1.5)	(1.8)	X
失業率	7.7	8.0	7.9	7.7	7.7	8.2	8.5	8.1	7.9	7.9	7.7	7.6	7.5	8.3	8.9	8.7	X
インフレ率	0.9	2.1	1.5	1.5	1.5	4.3	4.8	0.1	1.5	1.0	1.1	1.4	1.8	3.1	2.1	2.0	X
コア・インフレ率	1.2	1.8	2.1	1.7	1.7	5.5	7.5	0.3	1.8	1.5	1.5	1.8	2.2	4.5	3.2	3.0	X
10年物フランス国債利回り-年末	3.6	4.0	3.8	3.6	3.6	3.3	2.6	3.1	3.1	3.3	3.6	3.5	3.5	5.2	4.2	4.0	X

IFRS第9号の引当金(ステージ1および2のECL)の計算に使用した主要なパラメータに基づくマクロ経済シナリオに関する感応度分析

▶ クレディ・アグリコル・CIB・グループに対する影響の範囲:

各シナリオに100%の加重を割り当てた場合における(クレディ・アグリコル・CIB・グループの)ECLの変動			
中心的	中程度の悪化	深刻に悪化	良好
(1.8%)	+5.2%	+10.4%	(3.9%)

ECLの感応度は主要なパラメータにより決まるが、地域別の将来予測に対する調整を行った場合、上記より低下または上昇する可能性がある。

ステージ1/ステージ2およびステージ3への分解

2026年6月末現在、地域別の将来予測も含めたステージ1/ステージ2の引当金(正常顧客債権に対する引当額)およびステージ3の引当金(発生リスクに対する引当額)のクレディ・アグリコル・CIB・グループの引当金残高に占める割合は、それぞれ30%および70%である。

2026年6月末現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループの当上半期のリスク費用のうち、ステージ1/ステージ2の引当金戻入額(繰入額控除後)は+171百万ユーロ、ステージ3の発生リスクおよびその他の引当金繰入額(戻入額控除後)は-228百万ユーロとなっている。

当期における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

損失評価引当金とは、信用リスクに関して純損益(リスク費用)に認識した、資産の減損およびオフバランスのコミットメントに対する引当金である。

下表は、リスク費用に認識した損失評価引当金および関連する帳簿価額の期首残高と期末残高との調整を、会計上の区分別および金融商品の種類別に表したものである。

▶ 償却原価で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対象と なる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対象と なる資産 (ステージ2)				帳簿価額 総額 (a)	損失評価 引当金 (b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金			
百万ユーロ									
2025年12月31日現在	42,305	(14)	133	(2)	23	(23)	42,461	(39)	42,422
当期のステージ間の資産の振替	(55)	-	55	-	-	-	-	-	-
ステージ1からステージ2への振替	(55)	-	55	-			-	-	-
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-			-	-	-
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ3からステージ2/ステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替後計	42,250	(14)	188	(2)	23	(23)	42,461	(39)	42,422
帳簿価額総額および損失評価引当金の変動	2,246	1	(135)	1	-	-	2,111	2	
新たな金融資産:取得、供与、組成等 ²	28,318	(10)	36	(2)			28,354	(12)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(26,669)	10	(299)	2	-	-	(26,968)	12	
直接償却					-	-	-	-	
財政的困難によるリストラクチャリング時のキャッシュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期におけるモデルの信用リスクパラメータの変更		(2)		-		-		(2)	
モデル/手法の変更		3		-		-		3	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	597	-	128	1	-	-	725	1	
合計	44,496	(13)	53	(1)	23	(23)	44,572	(37)	44,535
特定の会計上の測定方法に起因する帳簿価額の増減(損失評価引当金への重要な影響なし) ³	(39)		-		-		(39)		
2026年6月30日現在	44,457	(13)	53	(1)	23	(23)	44,533	(37)	44,496
当期に直接償却を行った金融資産の契約金額のうち、なお強制措置の対象である残高	-		-		-		-		

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

▶ 償却原価で測定する金融資産:金融機関に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対象となる資産 (ステージ2)				帳簿価額 引当金 (b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)	
	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額(a)		
百万ユーロ									
2025年12月31日現在	54,423	(15)	308	(9)	401	(364)	55,132	(388)	54,744
当期のステージ間の資産の振替	38	-	(38)	-	-	-	-	-	
ステージ1からステージ2への振替	(237)	-	237	-			-	-	
ステージ2からステージ1への回復	275	-	(275)	-			-	-	
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	
ステージ3からステージ2/ステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	
振替後計	54,461	(15)	270	(9)	401	(364)	55,132	(388)	54,744
帳簿価額総額および損失評価引当金の変動	6,002	(3)	(103)	-	9	(8)	5,908	(11)	
新たな金融資産:取得、供与、組成等 ²	60,725	(17)	142	(15)			60,867	(32)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(54,978)	29	(244)	16	-	-	(55,222)	45	
直接償却					-	-	-	-	
財政的困難によるリストラクチャリング時のキャッシュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期におけるモデルの信用リスクパラメータの変更		(16)		-		-		(16)	
モデル/手法の変更		-		(1)		-		(1)	
範囲の変更 ³	(2)	-	-	-	-	-	(2)	-	
その他	257	1	(1)	-	9	(8)	265	(7)	
合計	60,463	(18)	167	(9)	410	(372)	61,040	(399)	60,641
特定の会計上の測定方法に起因する帳簿価額の増減(損失評価引当金への重要な影響なし) ⁴	(47)		-		-		(47)		
2026年6月30日現在	60,416	(18)	167	(9)	410	(372)	60,993	(399)	60,594
当期に直接償却を行った金融資産の契約金額のうち、なお強制措置の対象である残高	-		-		-		-		

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ 連結から除外された事業体に係る残高である。注記2「当期における組織上の主要な取引および重要性がある事象」を参照のこと。

⁴ ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウ
ントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純
収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

▶ 償却原価で測定する金融資産:顧客に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対象と なる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対象と なる資産 (ステージ2)						
	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	損失評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評価 引当金 (b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2025年12月31日現在	172,455	(173)	25,225	(650)	2,856	(1,473)	200,536	(2,296)	198,240
当期のステージ間の資産の 振替	(2,194)	(6)	551	177	1,643	(238)	-	(67)	
ステージ1からステージ2へ の振替	(6,585)	7	6,585	(38)			-	(31)	
ステージ2からステージ1へ の回復	4,399	(13)	(4,399)	17			-	4	
ステージ3への振替 ¹	(8)	-	(1,660)	205	1,668	(250)	-	(45)	
ステージ3からステージ2/ス テージ1への回復	-	-	25	(7)	(25)	12	-	5	
振替後計	170,261	(179)	25,776	(473)	4,499	(1,711)	200,536	(2,363)	198,173
帳簿価額総額および損失評 価引当金の変動	20,939	(9)	(1,390)	(61)	(530)	63	19,019	(7)	
新たな金融資産:取得、供 与、組成、再交渉等 ²	97,003	(187)	6,056	(157)			103,059	(344)	
認識の中止:処分、償還、満 期等	(78,231)	168	(7,755)	145	(474)	53	(86,460)	366	
直接償却					(102)	100	(102)	100	
財政的困難によるリストラ クチャリング時のキャッ シュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		6		(51)		(67)		(112)	
モデル/手法の変更		1		8		-		9	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	2,167	3	309	(6)	46	(23)	2,522	(26)	
合計	191,200	(188)	24,386	(534)	3,969	(1,648)	219,555	(2,370)	217,185
特定の会計上の測定方法に 起因する帳簿価額の増減(損 失評価引当金への重要な影 響なし) ³	(17)		(12)		115		86		
2026年6月30日現在	191,183	(188)	24,374	(534)	4,084	(1,648)	219,641	(2,370)	217,271
当期に直接償却を行った金 融資産の契約金額のうち、 なお強制措置の対象である 残高	-		-		-		-		

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経て
ステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

▶ 資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産:負債性証券

百万ユーロ	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計	
	12ヶ月ECLの対象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対象となる資産 (ステージ2)					
	帳簿価額	損失評価 引当金	帳簿価額	損失評価 引当金	帳簿価額	損失評価 引当金	帳簿価額	損失評価 引当金
2025年12月31日現在	13,820	(9)	107	-	-	-	13,927	(9)
当期のステージ間の資産の振替	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ1からステージ2への振替	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ3からステージ2/ステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-
振替後計	13,820	(9)	107	-	-	-	13,927	(9)
帳簿価額総額および損失評価引当金の変動	763	1	(10)	-	-	-	753	1
当期の公正価値による再評価	(58)		(1)		-		(59)	
新たな金融資産:取得、供与、組成等 ²	5,150	(3)	3	-			5,153	(3)
認識の中止:処分、償還、満期等	(4,471)	4	(12)	-	-	-	(4,483)	4
直接償却					-	-	-	-
財政的困難によるリストラクチャリング時のキャッシュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-
当期におけるモデルの信用リスクパラメータの変更		-		-		-		-
モデル/手法の変更		-		-		-		-
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	142	-	-	-	-	-	142	-
合計	14,583	(8)	97	-	-	-	14,680	(8)
特定の会計上の測定方法に起因する帳簿価額の増減(損失評価引当金への重要な影響なし) ³	-		-		-		-	
2026年6月30日現在	14,583	(8)	97	-	-	-	14,680	(8)
当期に直接償却を行った金融資産の契約金額のうち、なお強制措置の対象である残高	-		-		-		-	

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ 実効金利法の適用による影響(主にプレミアム/ディスカウントの償却)が含まれている。

▶ 資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産:顧客に対する貸出金および債権

百万ユーロ	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計	
	12ヶ月ECLの対象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対象となる資産 (ステージ2)					
	帳簿価額	損失評価引当金	帳簿価額	損失評価引当金	帳簿価額	損失評価引当金	帳簿価額	損失評価引当金
2025年12月31日現在	-	-	-	-	-	-	-	-
当期のステージ間の資産の振替	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ1からステージ2への振替	-	-	-	-			-	-
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-			-	-
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ3からステージ2/ステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-
振替後計	-	-	-	-	-	-	-	-
帳簿価額総額および損失評価引当金の変動	36	-	-	-	-	-	36	-
当期の公正価値による再評価	(1)		-		-		(1)	
新たな金融資産:取得、供与、組成等 ²	36	-	-	-			36	-
認識の中止:処分、償還、満期等	-	-	-	-	-	-	-	-
直接償却					-	-	-	-
財政的困難によるリストラクチャリング時のキャッシュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-
当期におけるモデルの信用リスクパラメータの変更		-		-		-		-
モデル/手法の変更		-		-		-		-
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	1	-
合計	36	-	-	-	-	-	36	-
特定の会計上の測定方法に起因する帳簿価額の増減(損失評価引当金への重要な影響なし) ³	-		-		-		-	
2026年6月30日現在	36	-	-	-	-	-	36	-
当期に直接償却を行った金融資産の契約金額のうち、なお強制措置の対象である残高	-		-		-		-	

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ 実効金利法の適用による影響(主にプレミアム/ディスカウントの償却)が含まれている。

▶ 融資コミットメント

	正常コミットメント				引当済 コミットメント (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (ステージ1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (ステージ2)		コミット メント額	損失評価 引当金	コミット メント額 (a)	損失評価 引当金 (b)	コミット メント純 額 (a)+(b)
	コミット メント額	損失評価 引当金	コミット メント額	損失評価 引当金					
百万ユーロ									
2025年12月31日現在	141,667	(89)	15,375	(259)	140	(6)	157,182	(354)	156,828
当期のステージ間のコミットメントの振替	(1,604)	(2)	1,162	29	442	(21)	-	6	
ステージ1からステージ2への振替	(4,932)	3	4,932	(23)			-	(20)	
ステージ2からステージ1への回復	3,328	(5)	(3,328)	7			-	2	
ステージ3への振替 ¹	-	-	(442)	45	442	(21)	-	24	
ステージ3からステージ2/ステージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	
振替後計	140,063	(91)	16,537	(230)	582	(27)	157,182	(348)	156,834
契約金額および損失評価引当金の変動	12,495	1	(1,514)	33	56	3	11,037	37	
新たに供与したコミットメント ²	62,562	(297)	2,803	(83)			65,365	(380)	
コミットメントの消滅	(51,642)	281	(4,467)	118	(34)	1	(56,143)	400	
減額					(4)	4	(4)	4	
財政的困難によるリストラクチャリング時のキャッシュ・フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期におけるモデルの信用リスクパラメータの変更		21		(17)		(2)		2	
モデル/手法の変更		-		22		-		22	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	1,575	(4)	150	(7)	94	-	1,819	(11)	
2026年6月30日現在	152,558	(90)	15,023	(197)	638	(24)	168,219	(311)	167,908

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の新たに供与したコミットメントには、当期にステージ2に振り替えたステージ1で組成したコミットメントが含まれている。

▶ 保証コミットメント

	正常コミットメント				引当済 コミットメント (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (ステージ1)	全期間ECLの 対象となる コミットメント (ステージ2)							
百万ユーロ	コミット メント額	損失評価 引当金	コミット メント額	損失評価 引当金	コミット メント額	損失評価 引当金	コミット メント額 (a)	損失評価 引当金 (b)	コミット メント純 額 (a)+(b)
2025年12月31日現在	185,489	(19)	5,207	(37)	366	(109)	191,062	(165)	190,897
当期のステージ間のコ ミットメントの振替	(454)	(2)	274	4	180	(9)	-	(7)	
ステージ1からステージ2 への振替	(2,864)	1	2,864	(2)			-	(1)	
ステージ2からステージ1 への回復	2,411	(3)	(2,411)	3			-	-	
ステージ3への振替 ¹	(1)	-	(182)	3	183	(10)	-	(7)	
ステージ3からステージ2/ ステージ1への回復	-	-	3	-	(3)	1	-	1	
振替後計	185,035	(21)	5,481	(33)	546	(118)	191,062	(172)	190,890
契約金額および損失評価 引当金の変動	(13,746)	(3)	1,215	(4)	(164)	4	(12,695)	(3)	
新たに供与したコミット メント ²	210,682	(62)	3,039	(81)			213,721	(143)	
コミットメントの消滅	(228,206)	63	(1,899)	83	(166)	11	(230,271)	157	
減額					(1)	1	(1)	1	
財政的困難によるリス トチャリング時の キャッシュ・フローの条 件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期におけるモデルの信 用リスクパラメータの変 更		(3)		(9)		(6)		(18)	
モデル/手法の変更		-		4		-		4	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	3,778	(1)	75	(1)	3	(2)	3,856	(4)	
2026年6月30日現在	171,289	(24)	6,696	(37)	382	(114)	178,367	(175)	178,192

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の新たに供与したコミットメントには、当期にステージ2に振り替えたステージ1で組成したコミットメントが含まれている。

3.2 ソブリン・リスクに対するエクスポージャー

ソブリン・エクスポージャーの範囲は、国(地方自治体を除く。)に対するエクスポージャーを対象としている。未収税金は当該対象から除外している。

ソブリン債に対するエクスポージャーは、純損益を通じて公正価値で測定以外の金融資産については減損控除後の純額(貸借対照表価額)であり、ヘッジ¹考慮前および考慮後の両方の金額を表示している。

クレディ・アグリコル・CIBのソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、以下の通りである。

銀行業務

2026年6月30日	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産						
	売買目的 保有 金融資産	純損益を 通じて 公正価値で 測定する その他の 金融資産	資本(純損益 に振り替え られる)を通 じて公正価 値で測定す る金融資産	償却原価で 測定する 金融資産	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮後
百万ユーロ							
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-
サウジアラビア	16	-	-	2,133	2,149	-	2,149
アルゼンチン	-	-	-	35	35	-	35
ベルギー	386	-	65	303	754	4	758
ブラジル	72	-	175	58	305	(17)	288
中国	268	-	-	227	495	-	495
アラブ首長国連邦	1	-	-	-	1	-	1
エジプト	-	-	-	400	400	-	400
スペイン	-	-	-	422	422	5	427
米国	21,771	-	9	1,815	23,595	51	23,646
フランス	7,918	-	101	1,603	9,622	88	9,710
香港	173	-	-	1,061	1,234	5	1,239
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	696	-	-	-	696	-	696
クウェート	1	-	-	559	560	-	560
日本	1,050	-	719	1,680	3,449	12	3,461
レバノン	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-
カタール	277	-	-	2,605	2,882	7	2,889
英国	-	-	-	-	-	-	-
ロシア	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	9	1	10	-	10
トルコ	-	-	-	-	-	-	-
ウクライナ	-	-	-	53	53	-	53
その他の主権国	3,927	-	1,014	3,490	8,431	4	8,435
合計	36,556	-	2,092	16,445	55,093	159	55,252

¹ ヘッジには、公正価値ヘッジ(FVH)およびキャッシュ・フロー・ヘッジ(CFH)(主要な2種類のヘッジ)を含む場合がある。

2025年12月31日	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産		資本(純損 益に振り替 えられる) を通じて公 正価値で 測定する 金融資産	償却原価で 測定する 金融資産	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮後
	売買目的 保有 金融資産	純損益を 通じて 公正価値で 測定する その他の 金融資産					
百万ユーロ							
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-
サウジアラビア	15	-	-	2,118	2,133	-	2,133
アルゼンチン	-	-	-	16	16	-	16
ベルギー	417	-	35	304	756	5	761
ブラジル	89	-	167	66	322	(7)	315
中国	374	-	-	295	669	-	669
アラブ首長国連邦	7	-	-	-	7	-	7
エジプト	1	-	-	401	402	-	402
スペイン	-	-	-	430	430	2	432
米国	17,944	-	8	1,793	19,745	45	19,790
フランス	5,857	-	-	1,617	7,474	94	7,568
香港	109	-	-	955	1,064	5	1,069
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	-
日本	983	-	726	1,419	3,128	17	3,145
レバノン	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-
カタール	253	-	-	2,669	2,922	(9)	2,913
英国	-	-	-	-	-	-	-
ロシア	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	9	4	13	-	13
トルコ	-	-	-	-	-	-	-
ウクライナ	-	-	-	61	61	-	61
その他の主権国	4,270	-	1,066	3,331	8,667	19	8,686
合計	30,319	-	2,011	15,479	47,809	171	47,980

[次へ](#)

注記4:純利益および資本に直接認識された利得/(損失)に対する注記

4.1 受取利息および支払利息

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
償却原価で測定する金融資産	8,017	8,465
金融機関との取引	2,174	2,454
顧客との取引	5,198	5,348
負債性証券	645	663
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	240	265
金融機関との取引	-	-
顧客との取引	-	-
負債性証券	240	265
ヘッジ手段に係る未収利息	710	801
その他の受取利息および類似収益	40	35
受取利息¹	9,007	9,566
償却原価で測定する金融負債	(6,412)	(6,987)
金融機関との取引 ²	(1,583)	(1,775)
顧客との取引 ²	(3,317)	(3,475)
発行債券	(1,396)	(1,626)
劣後債務	(116)	(111)
ヘッジ手段に係る未払利息	(675)	(681)
その他の支払利息および類似費用	(55)	(44)
支払利息	(7,142)	(7,712)

¹ うち、減損債権(ステージ3)に係る額は、2026年6月30日終了期間28.1百万ユーロ、および2025年6月30日終了期間31.3百万ユーロである。

² 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2025年6月30日現在において、償却原価で測定する金融負債に係る支払利息のうち11百万ユーロが、「金融機関との取引」から「顧客との取引」へ分類変更されている。

4.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

百万ユーロ	2026年6月30日			2025年6月30日		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
金融機関との取引	3	(33)	(30)	4	(25)	(21)
顧客との取引	475	(94)	381	453	(87)	366
証券取引	46	(203)	(157)	73	(176)	(103)
外国為替取引	5	(21)	(16)	4	(21)	(17)
デリバティブに係る取引およびその他のオフバランスシート取引	310	(170)	140	237	(115)	122
支払手段ならびにその他の銀行業務および金融サービス	296	(156)	140	245	(191)	54
集団投資スキーム(CIU)の運用ならびに信託および類似業務	413	(98)	315	367	(49)	318
受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料合計	1,548	(775)	773	1,383	(664)	719

4.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
受取配当金	428	346
売買目的保有金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	(384)	1,596
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	5	12
SPPI要件を満たさない負債性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	-	-
資産担保ユニットリンク契約に係る純利得/(損失)	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失) ^{1,2}	(887)	(1,740)
為替取引および同種の金融商品に係る純利得/(損失)(在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得/(損失)を除く)	2,797	1,752
ヘッジ会計による利得/(損失)	(1)	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	1,958	1,966

¹ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る発行体の信用スプレッド(損益計算書上の mismatches の除去または低減のために基準で認められている場合以外)を除く。

² 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年6月30日現在において、「純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産/負債に係る純利得/(損失)」は、-26百万ユーロ修正再表示されている。

ヘッジ会計による利得/(損失)の内訳は以下の通りである。

百万ユーロ	2026年6月30日			2025年6月30日		
	利得	損失	純額	利得	損失	純額
公正価値ヘッジ	1,127	(1,128)	(1)	1,187	(1,187)	-
ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動	390	(739)	(349)	1,007	(180)	827
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動(ヘッジの中止を含む)	737	(389)	348	180	(1,007)	(827)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	-
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動－非有効部分	-	-	-	-	-	-
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	-	-	-	-	-	-
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動－非有効部分	-	-	-	-	-	-
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーの公正価値ヘッジ	27	(27)	-	51	(51)	-
ヘッジ対象の公正価値の変動	14	(13)	1	4	(47)	(43)
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動	13	(14)	(1)	47	(4)	43
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーのキャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	-

ヘッジ手段の公正価値の変動－非有効部分	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計による利得/(損失)合計	1,154	(1,155)	(1)	1,238	(1,238)	-

◆ヘッジの種類は改めて以下の通りである：

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、金利変動に起因する固定利付金融商品の公正価値の変動から生じるリスクを修正するものである。公正価値ヘッジにより、固定利付資産または負債は変動利付資産または負債に転換される。

ヘッジ対象は主に、固定金利の貸出金、有価証券、預金および劣後債務である。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、金利要素のポートフォリオ、金融資産または金融負債のポートフォリオの公正価値ヘッジに関して、当行グループの会計原則および会計方針に従い欧州連合が採用しているIAS第39号(カーブアウト版)を適用している。同基準の規定により、特に低利または無利息の要求払預金をこのヘッジ関係に含めることが可能となっている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは主に、変動利付金融商品から生じるキャッシュ・フローの変動性に関連するリスクを修正するものである。

ヘッジ対象は主に、変動金利の貸出金および預金である。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、子会社に対する外貨建投資に関連する為替レートの変動に内在するリスクを修正するものである。

2026年度上半期において、クレディ・アグリコル・CIBの重要なヘッジのうち、適格要件を満たさなくなったものはなかった。

4.4 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失) ¹	1	(12)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金) ²	17	14
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	18	2

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(ステージ3)に係る処分損益を除く。

² 2025年6月30日終了期間に、認識を中止した資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る配当金はなかった。

4.5 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
負債性証券	2	1
金融機関に対する貸出金および債権	-	-
顧客に対する貸出金および債権	-	-
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による利得	2	1
負債性証券	-	(15)
金融機関に対する貸出金および債権	-	-
顧客に対する貸出金および債権	(2)	(2)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による損失	(2)	(17)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)¹	-	(16)

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(ステージ3)の認識の中止に係る損益を除く。

4.6 その他の業務収益/(費用)

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
営業用以外の固定資産に係る利得/(損失)	1	1
その他の純収益/(費用)	(28)	(3)
その他の業務収益/(費用)	(27)	(2)

4.7 営業費用

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
人件費	(1,708)	(1,711)
税金および規制拠出金	(73)	(77)
外部サービスおよびその他の一般営業費用	(609)	(597)
営業費用	(2,390)	(2,385)

4.8 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
減価償却費および償却費	(147)	(140)
有形固定資産 ¹	(87)	(86)
無形資産	(60)	(54)
減損損失(戻入)	(1)	(1)
有形固定資産	-	-
無形資産	(1)	(1)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(148)	(141)

¹ うち、使用权資産(IFRS第16号)の償却に関して認識した金額は、2026年6月30日終了期間54百万ユーロ、および2025年6月30日終了期間56百万ユーロであった。

4.9 リスク費用

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
正常資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの正常コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(ステージ1およびステージ2)(A)	171	80
ステージ1:損失評価引当金繰入額(今後12ヶ月の予想信用損失)	(20)	(6)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	1	(2)
償却原価で測定する負債性金融商品	(21)	(13)
契約コミットメント	-	9
ステージ2:損失評価引当金繰入額(全期間の予想信用損失)	191	86
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	-	(1)
償却原価で測定する負債性金融商品	122	77
契約コミットメント	69	10
減損資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの減損コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(ステージ3)(B)	(261)	(109)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	-	-
償却原価で測定する負債性金融商品	(236)	(123)
契約コミットメント	(25)	14
その他の資産(C)	1	-
リスクおよび費用(D)	(12)	-
減損損失計上額および引当金繰入額(戻入額控除後)(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	(101)	(29)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する減損した負債性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)	-	-
償却原価で測定する減損した負債性金融商品に係る実現利得/(損失)	-	-
減損していない回収不能な貸出金および債権に係る損失	(23)	(25)
償却債権取立益	69	49
償却原価で測定	69	49
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定	-	-
リストラクチャリング債権に係る割引額	-	-
契約コミットメントに係る損失	-	-
その他の損失	(2)	(4)
その他の収益	-	-
リスク費用	(57)	(9)

4.10 その他の資産に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
営業用有形固定資産および無形資産	(11)	10
処分利得 ¹	-	10
処分損失 ²	(11)	-
連結上の持分に係る処分損益	(5)	-
処分利得	-	-
処分損失	(5)	-
企業結合取引に係る純利得/(損失)	-	-
その他の資産に係る純利得/(損失)	(16)	10

- ¹ 2025年6月30日終了期間の金額には、デグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルク・エス・エーからCACEIS銀行への預金事業の売却に伴う9.4百万ユーロが含まれている。2025年6月30日終了期間の、注記2「当期間における主要な組織再編取引および重要な事象」を参照。
- ² 2026年6月30日現在、デグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルク・エス・エーからCACEIS銀行への預金事業の売却に係る修正額は、－11.4百万ユーロである。

4.11 法人所得税

法人所得税費用

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
当期税金費用 ^{1,2}	(426)	(400)
繰延税金費用 ³	(4)	18
税金費用合計	(430)	(382)

- ¹ 第2の柱－GloBE(グローバル税源浸食防止)に基づき見込まれる追加的な税負担は、2026年度において－2百万ユーロとなっている。
- ² 2026年フランス共和国財政法に基づく特例追加課税に係る－25.5百万ユーロを含む(当該金額は、グループ税制に係る確認に基づく当グループ内での配分方法を考慮して算定されている。)
- ³ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。当該繰延税金費用は、2025年6月30日現在において＋7百万ユーロ修正されている。

2026年フランス共和国財政法

2026年フランス共和国財政法の一環として、前年に導入された大企業の利益に対する特例追加課税が延長されている(適用対象となる閾値の変更を除き、その原則は前年と同一である。)。本制度は、2026年の売上高が15億ユーロ超の企業に対し、その売上高に応じて異なる税率が適用される。

2026年の売上高が15億ユーロ超30億ユーロ以下の納税者には20.6%、2025年または2026年の売上高が30億ユーロ超の納税者には41.2%の特例追加課税税率が適用される。売上高が15億ユーロ以下の納税者は、本制度の対象外である。

本特例追加課税はまた、当該負担金の納付が生じる年度(2026年度)およびその前年度(2025年度)に係る法人所得税額(3.3%の社会保障負担金を除く。)の平均を算定の基礎として計算される。

IAS第12号およびIAS第34号に基づき、当該特例追加課税のうち2025年度の法人所得税額を基礎とする部分については、直ちに「法人所得税」として純損益に認識されなくてはならない。

当該特例追加課税額(グループ税制に係る確認に基づく影響を含む。)は、2026年6月30日現在において25.5百万ユーロであり、うち12.8百万ユーロは2025年度に係るものである。

4.12 資本に直接認識された利得/(損失)の変動

当期に計上した利得および損失の詳細は以下の通りである。

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年6月30日
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	160	(733)
当期再評価差額	-	-
純損益への振替額	-	-
その他の変動額	160	(733)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	3	29
当期再評価差額	3	17
純損益への振替額	(1)	12
その他の変動額	1	-
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	(54)	236
当期再評価差額	(55)	236
純損益への振替額	-	-
その他の変動額	1	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	8	(71)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	117	(539)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	86	(13)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	(26)	(154)
当期再評価差額 ¹	(19)	(151)
純損益への振替額	(7)	(3)
その他の変動額	-	-
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	40	(12)
当期間の再評価差額	31	(20)
純損益への振替額	7	(2)
その他の変動額	2	10
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く¹	(6)	44
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	94	(135)

資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	211	(674)
うち、当行グループ持分	210	(675)
うち、非支配持分	1	1

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年6月30日現在において、資本に直接認識された利得/(損失)の当該項目および法人所得税は、それぞれ+26百万ユーロおよび－7百万ユーロ修正再表示されている。

注記5:セグメント情報

事業セグメント別の情報

クレディ・アグリコル・CIBの事業部門の名称は、クレディ・アグリコル・エス・エーが使用しているものと同一である。

事業部門の表示

事業活動のポートフォリオは、4つの事業部門に分類されている。

- ファイナンス事業には、フランス国内および国外での商業銀行業務(国際貿易およびトランザクション・バンキング部門業務、ならびに融資の組成、ストラクチャリングおよびアレンジメント業務)、ならびにストラクチャード・ファイナンス(プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、買収ファイナンスおよび不動産ファイナンス)が含まれている。
- キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業には、市場関連業務(トレジャリー、外国為替、金利デリバティブ、債券およびトレジャリー市場)および投資銀行業務(合併および買収ならびに主要株式に関する助言業務)が含まれている。

これらの2つの事業部門は、クレディ・アグリコル・エス・エーの大口顧客部門内の法人営業および投資銀行事業(CIB)のほぼすべてを占めている。

- ウェルス・マネジメント事業は、インドスエズ・ウェルス・マネジメントのグローバル・ブランドの下、フランス、ベルギー、スイス、ルクセンブルク、モナコ、スペイン、イタリア、およびアジア(シンガポールおよび香港)で展開している。ウェルス・マネジメント事業は、クレディ・アグリコル・エス・エーの貯蓄管理部門に含めて開示されている。
- コーポレート・センターには、他の事業部門に帰属しない様々な影響額が含まれている。

セグメント間取引は、市場条件で行われている。

セグメント資産は、事業セグメント別の貸借対照表の勘定科目を基に算定されている。

2026年6月30日						
百万ユーロ	ファイナ ンス事業	キャピ タル・ マーケッ トおよび投資 銀行事業	法人営業 および 投資銀行 部門合計	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレー ト・セン ター	CACIB
銀行業務純収益	1,687	1,876	3,563	873	151	4,587
営業費用	(779)	(1,090)	(1,869)	(669)	-	(2,538)
営業総利益	908	786	1,694	204	151	2,049
リスク費用	(13)	(28)	(41)	(16)	-	(57)
営業利益	895	758	1,653	188	151	1,992
持分法適用会社の純利益持分	-	-	-	-	-	-
その他の資産に係る純利得/(損失)	(5)	-	(5)	(11)	-	(16)
のれんの評価額の変動	-	-	-	-	-	-
税引前利益	890	758	1,648	177	151	1,976
法人所得税	(234)	(205)	(439)	(44)	53	(430)
非継続事業に係る純利益	-	-	-	-	-	-
当期純利益	656	553	1,209	133	204	1,546
非支配持分	(1)	-	(1)	17	-	16
当期純利益－当行グループの持分	657	553	1,210	116	204	1,530

2025年6月30日						
百万ユーロ	ファイナ ンス事業	キャピ タル・ マーケッ トおよび投資 銀行事業	法人営業 および 投資銀行 部門合計	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレー ト・セン ター	CACIB
銀行業務純収益 ¹	1,718	1,854	3,572	848	103	4,523
営業費用	(768)	(1,076)	(1,844)	(677)	(5)	(2,526)
営業総利益	950	778	1,728	171	98	1,997
リスク費用	4	(2)	2	(11)	-	(9)
営業利益	954	776	1,730	160	98	1,988
持分法適用会社の純利益持分	3	-	3	-	-	3
その他の資産に係る純利得/(損失)	-	-	-	10	-	10
のれんの評価額の変動	-	-	-	-	-	-
税引前利益	957	776	1,733	170	98	2,001
法人所得税 ¹	(207)	(179)	(386)	(35)	39	(382)
非継続事業に係る純利益	-	-	-	-	-	-
当期純利益	750	597	1,347	135	137	1,619
非支配持分	(1)	-	(1)	20	-	19
当期純利益－当行グループの持分	751	597	1,348	115	137	1,600

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年6月30日現在において、コーポレート・センター事業セグメントに係る銀行業務純収益および法人所得税は、それぞれ－26百万ユーロおよび＋7百万ユーロずつ修正されている。

注記6:貸借対照表に対する注記

6.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
売買目的保有金融資産	487,145	443,936
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	194	180
資本性金融商品	164	165
SPPI要件を満たさない負債性金融商品 ¹	30	15
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-
資産担保ユニットリンク契約	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-
貸借対照表価額	487,339	444,116
うち、貸付有価証券	10	7

¹ うち、CIUは2026年6月30日現在28百万ユーロ、2025年12月31日現在15百万ユーロである。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
売買目的保有金融負債 ¹	380,469	342,504
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債 ²	79,221	72,692
貸借対照表価額	459,690	415,196

¹ うち、借入有価証券は2026年6月30日現在11百万ユーロ、2025年12月31日現在9百万ユーロである。

² 公正価値変動額のうち、資本(純損益に振り替えられない)または純損益に認識している発行体スプレッドは、2026年6月30日現在+563百万ユーロ(2025年12月31日現在の発行体スプレッド水準:+490百万ユーロ)である。

IFRS第9号に従い、クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、市場条件の変動に起因する価値の変動から分離する方法により算定している。

◆自己の信用リスクの算定基礎

自己の信用リスクの算定上考慮する情報源は、発行体によって異なり得る。クレディ・アグリコル・CIBでは、これを発行種類に応じた市場における借換コストの変動により表している。

◆自己の信用リスクにより生じる未実現損益の算定(資本に直接認識された利得/(損失)または純損益に計上)

クレディ・アグリコル・CIBが選択している手法は、発行商品の流動性要素を基礎としている。実際に、すべての発行商品は一般的な貸出金/借入金の複製といえる。したがって、すべての発行商品に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、貸出金および借入金の公正価値の変動に対応しており、借換コストの変動により生じる貸出/借入ポートフォリオの公正価値の変動と同額となる。

◆自己の信用リスクにより生じる実現損益の算定(連結剰余金に計上)

クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を決済時に連結剰余金に振り替える選択をしている。このため、全額または一部につき早期償還を行った場合には、感応度に基づく計算を行っている。この計算では、発行商品の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、信用スプレッドに対する感応度の合計に発行日から償還日の信用スプレッドの変動を乗じた額として測定している。

6.2 資本を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2026年6月30日			2025年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	14,716	35	(39)	13,927	29	(35)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	403	108	(92)	368	81	(105)
合計	15,119	143	(131)	14,295	110	(140)

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

百万ユーロ	2026年6月30日			2025年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失
短期国債および類似商品	2,347	5	(7)	2,176	5	(3)
債券およびその他の固定利付証券	12,333	30	(31)	11,751	24	(32)
負債性証券合計	14,680	35	(38)	13,927	29	(35)
金融機関に対する貸出金および債権	-	-	-	-	-	-
顧客に対する貸出金および債権	36	-	(1)	-	-	-
貸出金および債権合計	36	-	(1)	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品合計	14,716	35	(39)	13,927	29	(35)
法人所得税		(8)	8		(8)	9
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)		27	(31)		21	(26)

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

▶ 資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された
利得/(損失)

	2026年6月30日			2025年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失	貸借対照 表価額	未実現利 得	未実現損 失
百万ユーロ						
株式およびその他の変動利付証券	11	5	(4)	11	4	(3)
非連結会社に対する参加持分	392	103	(88)	357	77	(102)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品合計	403	108	(92)	368	81	(105)
法人所得税		(5)	1		(4)	1
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		103	(91)		77	(104)

▶ 当期に認識を中止した資本性金融商品

	2026年6月30日			2025年12月31日		
	認識を中 止した日 現在の公 正価値	実現利得 累計額 ¹	実現損失 累計額 ¹	認識を中 止した日 現在の公 正価値	実現利得 累計額 ¹	実現損失 累計額 ¹
百万ユーロ						
株式およびその他の変動利付証券	-	-	-	-	-	-
非連結会社に対する参加持分	2	-	(7)	17	6	(2)
資本性金融商品に対する投資合計	2	-	(7)	17	6	(2)
法人所得税		-	-		-	-
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		-	(7)		6	(2)

¹ 実現利得および損失は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

6.3 償却原価で測定する金融資産

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
金融機関に対する貸出金および債権	60,594	54,744
顧客に対する貸出金および債権	217,271	198,240
負債性証券	44,496	42,422
貸借対照表価額	322,361	295,406

金融機関に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
金融機関		
預け金および貸出金	53,958	48,006
うち、貸倒懸念のない銀行間預け金	5,869	10,268
うち、貸倒懸念のないコールローン	4,866	1,647
担保として受領した有価証券	-	-
売戻条件付買入有価証券	7,035	7,126
劣後ローン	-	-
その他の貸出金および債権	-	-
総額	60,993	55,132
減損	(399)	(388)
貸借対照表価額	60,594	54,744

顧客に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
顧客との取引		
営業債権	31,369	32,375
顧客に対するその他の貸出金	181,405	161,543
担保として受領した有価証券	-	-
売戻条件付買入有価証券	897	762
劣後ローン	5	22
保険債権	-	-
再保険債権	-	-
短期貸出金－関連会社	7	8
当座貸越－借方	5,957	5,826
総額	219,641	200,536
減損	(2,370)	(2,296)
顧客に対する貸出金および債権純額	217,271	198,240
ファイナンス・リース取引		
不動産リース	-	-
動産リース、オペレーティング・リースおよび類似取引	-	-
総額	-	-
減損	-	-
ファイナンス・リース取引純額	-	-
貸借対照表価額	217,271	198,240

負債性証券

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
短期国債および類似商品	10,490	9,827
債券およびその他の固定利付証券	34,043	32,634
合計	44,533	42,461
減損	(37)	(39)
貸借対照表価額	44,496	42,422

6.4 償却原価で測定する金融負債

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
金融機関に対する債務 ¹	94,424	76,570
顧客に対する債務 ¹	235,781	227,394
発行債券	73,102	74,879
貸借対照表価額	403,307	378,843

¹ 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2025年12月31日現在において、「金融機関に対する債務」から「顧客に対する債務」へ8,396百万ユーロが分類変更されている。

金融機関に対する債務

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
預金および借入金 ¹	79,674	64,507
うち、銀行間預金 ¹	12,716	10,175
うち、コールマネー	4,582	7,469
買戻条件付売却有価証券	14,750	12,063
貸借対照表価額	94,424	76,570

¹ 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2025年12月31日現在において、「金融機関に対する債務」から「顧客に対する債務」へ8,396百万ユーロが分類変更されている。

顧客に対する債務

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
当座勘定一貸方 ¹	89,034	90,485
特別貯蓄制度	65	63
顧客に対するその他の債務	141,751	131,962
買戻条件付売却有価証券	4,931	4,884
貸借対照表価額	235,781	227,394

¹ 本注記に表示されている金額は、一部の取引先について、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」間における分類の誤りに係る修正を反映している。当該修正により、2025年12月31日現在において、「金融機関に対する債務」から「顧客に対する債務」へ8,396百万ユーロが分類変更されている。

発行債券

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
利付債券	-	-
銀行間市場の債券	-	-
譲渡可能負債性証券	72,475	74,326
社債	627	553
その他の発行債券	-	-
貸借対照表価額	73,102	74,879

6.5 のれん

百万ユーロ	2025年 12月31日 総額	2025年 12月31日 純額	増加 (取得)	減少 (処分)	当期 減損損失	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2026年 6月30日 総額	2026年 6月30日 純額
法人営業および投資銀行部門	654	484	-	-	-	-	-	654	484
ウェルス・マネジメント	1,078	1,078	-	-	-	5	-	1,083	1,083
合計	1,732	1,562	-	-	-	5	-	1,737	1,567

のれんは、価値の低下を示す客観的な兆候に際しては速やかに、また少なくとも年に一度、減損テストが行われる。マクロ経済状況、金利環境、およびフランスの政治情勢による不確実性自体が減損の兆候にならない場合でも、当該結果によりすべての経済領域、特に金融領域が影響を受ける。これらの不確実要因の影響は、複数の事業部門の財務予測(2025年12月31日時点で確認した予算を2026年6月30日時点の見直しにより更新)に反映している。

クレディ・アグリコル・CIBは2026年度第2四半期に、2025年12月31日時点で実施した作業に用いられた推移シナリオと大きな乖離がないことを確認している。2つのCGU(法人営業および投資銀行部門CGUならびにウェルス・マネジメントCGU)について、2025年12月31日時点の使用価値が連結上の価額を十分に上回っていることから、クレディ・アグリコル・CIBは、2026年6月30日時点で減損テストの見直しを実施したとしても減損の必要は生じないであろうとの判断に至っている。

6.6 引当金

百万ユーロ	2025年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2026年 6月30日
住宅貯蓄商品に係るリスク	-	-	-	-	-	-	-	-
契約コミットメントの実行 リスク	519	-	242	(5)	(285)	15	-	486
業務リスク	9	-	-	-	-	-	-	9
退職給付および類似の給付	352	-	26	(10)	(1)	2	(85)	284
訴訟	28	-	12	(14)	-	-	-	26
参加持分	-	-	-	-	-	-	-	-
リストラ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のリスク	143	-	2	(4)	(125)	-	-	16
合計	1,051	-	282	(33)	(411)	17	(85)	821

百万ユーロ	2024年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2025年 12月31日
住宅貯蓄商品に係るリスク	-	-	-	-	-	-	-	-
契約コミットメントの実行 リスク	607	-	479	-	(527)	(40)	-	519
業務リスク	11	-	1	(2)	-	(1)	-	9
退職給付および類似の給付	362	8	42	(23)	(3)	(2)	(32)	352
訴訟	132	-	15	(94)	(25)	-	-	28
参加持分	-	-	-	-	-	-	-	-
リストラ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のリスク	142	-	5	(3)	(3)	(1)	3	143
合計	1,254	8	542	(122)	(558)	(44)	(29)	1,051

▶ 単一破綻処理基金に対する取消不能の支払コミットメント

金融安定化のための欧州規制の枠組みは、金融機関および投資会社の再建・破綻処理の枠組みを定めた2014年5月15日付欧州指令(2014/59/EU)(銀行再建・破綻処理指令)により補完されている。また、監督対象機関に係る破綻処理メカニズムにおける資金提供の仕組みは、2014年7月15日付欧州規則(EU)第806/2014号により定められている。

保証金は、欧州規則(EU)第806/2014号第70条第3項に定める取消不能の支払コミットメントを利用している金融機関に係る保証に相当するものであり、当該支払コミットメントの額は、同条項に基づき受領される拠出金の総額の30%を超えないこととされている。

2014年12月19日採択のEU実施規則第2015/81号に従い、欧州規則(EU)第806/2014号第76条に基づき、破綻処理措置において単一破綻処理基金(Single Resolution Fund: SRF)が関与する場合には、単一破綻処理委員会(Single Resolution Board: SRB)は、同欧州規則(EU)第806/2014号に基づきなされた取消不能の支払コミットメントの全部または一部について、その実行を要請する。これは、SRBが定めるSRFの利用可能な金融資源の水準を、同規則同号第70条第3項に定める上限の範囲に維持するためである。

これらの支払コミットメントに付随する保証は、実行を要請された取消不能の支払コミットメントに係る拠出金をSRFが正式に受領した後、2014年12月19日付EU実施規則第2015/81号第3条に従い返還される。

この保証金は、当行の資産の部においてその他債権に分類されており、前期から変動はなく、前期と同様に、当行グループと単一破綻処理委員会との間で締結された、取消不能の支払コミットメントおよび保証スキームに関する取決めに従い、利息等による報酬が付されている。当該保証金の残高は、2026年6月30日現在および2025年12月31日現在において351.5百万ユーロである。

当行グループは、当該メカニズムの枠組みにおいて、当行グループに対し拠出を要請する破綻処理措置がユーロ圏において発生すること、または銀行業免許の喪失もしくは取消が生じることは想定していない。

6.7 劣後債務

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
期限付劣後債務	4,335	4,544
無期限劣後債務	-	-
貸借対照表価額	4,335	4,544

2026年6月30日および2025年12月31日現在、超劣後債務の残高はない。

6.8 資本

2026年6月30日現在の資本構成

2026年6月30日現在、資本および議決権の所有割合は以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIBの株主	2026年6月30日 現在の株式数	資本に占める 割合	議決権の 所有割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン ¹	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス ²	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

¹ クレディ・アグリコル・グループが所有している。
² クレディ・アグリコル・エス・エーが所有している。

2026年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBの株式資本は7,851,636,342ユーロであり、普通株式290,801,346株、額面価額27ユーロ(全額払込済み)から構成されている。

1株当たり利益

	2026年6月30日	2025年12月31日
当期純利益－当行グループの持分(百万ユーロ) ¹	1,530	2,836
劣後債および超劣後債に帰属する当期純利益(百万ユーロ)	(453)	(777)
普通株式の保有者に帰属する当期純利益(百万ユーロ)	1,077	2,059
期中加重平均発行済普通株式数	290,801,346	290,801,346
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数	290,801,346	290,801,346
基本的1株当たり利益(ユーロ)	3.70	7.08
継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	3.70	7.08
非継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	-	-
希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	3.70	7.08
継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	3.70	7.08
非継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	-	-

¹ 本注記に表示されている金額は、発行した一部の金融負債に係る誤謬の修正を反映している。これらの金融商品に関して、自己の信用リスクの変動に起因する影響額が従来は資本に直接認識されていたが、本来は当初、純損益に認識されるべきであった。2025年12月31日現在、当期純利益－当行グループの持分および普通株式の保有者に帰属する純利益は、それぞれ－30百万ユーロ修正されている。これに伴い、1株当たり利益も修正されている。

劣後債および超劣後債に帰属する純利益は、その他ティア1である劣後債および超劣後債の発行に係る発行費および利息相当額である。2026年度上半期の当該金額は-453百万ユーロである。

配当金

配当年度	配当額 百万ユーロ
2021年度	553
2022年度	343
2023年度	172
2024年度	2,132
2025年度	585

2025年度に関して、クレディ・アグリコル・CIBの2026年4月27日開催の定時株主総会では、1株当たり配当金2.01ユーロ(2024年度:7.33ユーロ)の支払が承認された。

無期限金融商品

資本に分類された永久劣後債および永久超劣後債の主要な発行は以下の通りである。

発行日	通貨	2026年6月30日						
		2025年 12月31日現在 外貨建金額	一部買戻 および償還	2026年 6月30日現在 外貨建金額	当初レートに よるユーロ建 金額	利息支払額、 当行グループ の持分	発行費 (税引後)	株主持分、当 行グループの 持分への影響
		単位:百万	単位:百万	単位:百万	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2016年6月9日	米ドル	720	720	-	-	621	-	(621)
2018年6月27日	ユーロ	500	-	500	500	262	-	238
2018年9月24日	ユーロ	500	-	500	500	236	-	264
2019年6月18日	ユーロ	300	-	300	300	132	-	168
2020年1月27日	ユーロ	500	-	500	500	169	-	331
2021年2月4日	米ドル	730	-	730	609	267	-	342
2021年3月23日	ユーロ	200	-	200	200	38	-	162
2021年3月23日	ユーロ	400	400	-	-	69	-	(69)
2021年6月23日	ユーロ	220	-	220	220	40	-	180
2021年6月23日	ユーロ	930	-	930	930	160	-	770
2021年6月25日	ユーロ	1,500	-	1,500	1,500	265	-	1,235
2022年3月28日	ユーロ	450	-	450	450	105	-	345
2022年3月28日	ユーロ	500	-	500	500	116	-	384
2022年6月30日	ユーロ	150	-	150	150	47	-	103
2022年9月28日	ユーロ	330	-	330	330	107	-	223
2022年9月28日	ユーロ	100	-	100	100	33	-	67
2022年12月5日	ユーロ	300	-	300	300	78	-	222
2022年12月5日	ユーロ	250	-	250	250	64	-	186
2022年12月23日	ユーロ	600	-	600	600	164	-	436
2023年12月15日	ユーロ	270	-	270	270	51	-	219
2024年6月25日	ユーロ	200	-	200	200	30	-	170
2024年12月23日	米ドル	470	-	470	452	50	-	402
2025年1月24日	ユーロ	600	-	600	600	54	-	546
2025年6月13日	ユーロ	750	-	750	750	50	-	700
2025年6月17日	ユーロ	700	-	700	700	45	-	655
2025年9月9日	ユーロ	700	-	700	700	34	-	666
2025年12月23日	ユーロ	600	-	600	600	17	-	583
2025年12月23日	ユーロ	300	-	300	300	9	-	291
2026年1月21日	ユーロ		-	480	480	11	-	469
2026年1月22日	ユーロ		-	200	200	5	-	195
2026年3月23日	ユーロ		-	400	400	6	-	394
2026年4月8日	ユーロ		-	400	400	5	-	395
2026年4月13日	ユーロ		-	690	690	8	-	682
2026年6月11日	ユーロ		-	500	500	-	-	500
合計					15,181	3,348	-	11,833

2025年12月31日現在の当初レートによるユーロ建金額の発行残高は13,546百万ユーロ、利息支払額(当行グループの持分)は-3,831百万ユーロであった。

株主持分(当行グループの持分)に分類されている永久劣後債および永久超劣後債に関連する増減は、以下の通りである。

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
永久超劣後債		
剰余金に認識した利息支払額	(453)	(777)
純利益に認識した劣後債保有者への利息支払額に係る税金軽減額	164	281

注記7: 融資および保証コミットメントならびにその他の保証

コミットメントの供与および受入

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
コミットメントの供与	378,090	355,183
融資コミットメント	168,219	157,182
金融機関に供与したコミットメント	3,178	2,791
顧客に供与したコミットメント	165,041	154,391
保証コミットメント	179,114	191,695
金融機関に供与したコミットメント	10,432	8,753
顧客に供与したコミットメント	168,682	182,942
証券に関するコミットメント	30,757	6,306
引渡義務のある証券	30,757	6,306
コミットメントの受入	169,073	134,135
融資コミットメント	3,178	1,308
金融機関から受け入れたコミットメント	990	249
顧客から受け入れたコミットメント	2,188	1,059
保証コミットメント	135,908	125,944
金融機関から受け入れたコミットメント	8,073	8,321
顧客から受け入れたコミットメント	127,835	117,623
証券に関するコミットメント	29,987	6,883
受入義務のある証券	29,987	6,883

担保差入および担保受入金融商品

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額(譲渡資産を含む)		
リファイナンス機関(フランス銀行、CRH等)に差し入れた有価証券および債権	137,806	126,173
貸付有価証券	10	7
市場取引に係る保証金	25,229	25,327
その他の保証金	-	-
買戻条件付売却有価証券	188,467	180,236
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額合計	351,512	331,743
担保として受領した金融資産の帳簿価額		
その他の保証金	-	-
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値		
借入有価証券	11	9
売戻条件付買入有価証券	239,803	234,003
空売り有価証券	47,080	39,284
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値合計	286,894	273,296

担保として差し入れた債権

クレディ・アグリコル・CIBは、2026年度上半期に、担保として直接または複数のリファイナンス機構へのクレディ・アグリコル・グループの参加の一環として債権72.7億ユーロ(2025年度:58.2億ユーロ)を差し入れている。当該債権に係るすべてのリスクと経済価値は、クレディ・アグリコル・CIBが保持している。

また、クレディ・アグリコル・CIBは、米国連邦準備制度(FED)に債権20.3億ユーロ(2025年度:21.8億ユーロ)も差し入れている。

注記8:金融商品の分類変更

クレディ・アグリコル・CIBが採用する原則

分類変更は、社内外における変更(すなわち、クレディ・アグリコル・CIBの事業に関連する重大な変更)の結果としてのクレディ・アグリコル・CIBの業務執行陣の判断による稀な状況においてのみ行っている。

クレディ・アグリコル・CIBが行った分類変更

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、IFRS第9号第4.4.1項に基づく分類変更を2026年上半期に行っていない。

注記9:金融商品の公正価値およびその他の開示

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することで受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

公正価値は出口価格(出口価格の概念)に基づいている。

以下の公正価値は、観察可能な市場データを優先的に使用した報告日現在の見積額である。それらは、翌期以降において市況の変化やその他の要因により変動する可能性がある。

算定結果は最善の見積りを示しており、多くの仮定に基づいている。市場参加者は経済的利益が最大になるように行動することが想定されている。

モデルに不確実性が存在する限り、以下の公正価値が関連する金融商品の実際の売却時または直近の決済で実現しない可能性がある。

金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーは、IFRS第13号の規定に準拠して、評価に使用されたインプットの観察可能性に関する一般的な基準に従い区分されている。

レベル1は、活発な市場における相場価格のある金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

レベル2は、観察可能なインプットを用いる金融資産および金融負債の公正価値が該当する。これには、特に、金利リスクまたは信用リスク(クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の観察可能な価格に基づき再評価できる場合)に関連したパラメータが含まれる。また、活発な市場の相場のある売戻および買戻条件付契約も、当該取引の原資産および期間によっては、要求払の特徴を有する金融資産および金融負債と同様に無調整の償却原価で公正価値が測定され、ヒエラルキーのレベル2に含まれる場合がある。

レベル3は、観察可能なデータがない、または過去のデータを用いて内部モデルから再測定した特定のパラメータを使用した、金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

市場の価値が帳簿価額に近似する場合があります、特に以下の場合が該当する。

- ・ 変動利付資産または負債で、当該商品の金利が実勢市場金利に頻繁に調整されることにより金利の変動が公正価値に著しい影響を及ぼさないもの
- ・ 償還価額が市場の価値に近似すると考えられる短期の資産または負債
- ・ 要求払資産または負債
- ・ 信頼性のある観察可能なデータがない取引

9.1 公正価値で測定している金融商品に関する情報

市場取引の評価は、管理システムにより行われ、市場取引の担当者から独立したリスク管理部門直属のチームがその検証を行っている。

この評価は以下を用いて行われている。

- ・ 独立した情報源から入手した価格またはインプット、および/または市場リスク部門が入手可能な一連の情報(価格算定業者、市場のコンセンサス・データおよびブローカーのデータ等)を使用して検証した価格またはインプット
- ・ 市場リスク部門のクオンツチームが検証したモデル

各金融商品に関して行われる評価は、市場評価額の仲値であり、これには市場動向、銀行の総エクスポージャー、市場流動性および契約相手先の質は考慮されていない。また、これらの要素および使用したモデルまたはインプットに固有の潜在的な不確実性を織り込むために、市場評価額に対する調整が行われる。

主な評価調整の種類は以下の通りである。

時価評価に関する調整:この調整は、内部評価モデルおよび関連するインプットを使用して入手した商品の市場評価額の仲値と、外部の情報または市場のコンセンサス・データから入手した当該商品の評価額との潜在的な差異を調整することを目的として行われる。この調整はプラスにもマイナスにもなり得る。

ビッド/アスク調整:この調整は、ポジションを戻す際の価格を反映するために、対象となる金融商品に関してビッド/アスク・スプレッドを評価額に織り込むために行われる。この調整は常にマイナスとなる。

不確実性に関する調整:市場参加者が考慮するリスク・プレミアムを織り込む。この調整は常にマイナスとなる。

- ・ インプットの不確実性に関する調整:この調整は、使用する1つまたは複数のインプットに不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。
- ・ モデルの不確実性に関する調整:この調整は、使用するモデルの選択に不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。

さらに、IFRS第13号「公正価値測定」に従い、クレディ・アグリコル・CIBでは店頭デリバティブ(店頭取引)の公正価値の計算に、以下に関連する様々な調整を織り込んでいる。

- ・ 債務不履行リスクまたは信用度(信用評価調整/債務評価調整)
- ・ 将来の調達コストおよび便益(調達評価調整/当初証拠金価値評価調整/担保評価調整)
- ・ 担保に関する流動性リスク(流動性評価調整)

CVA調整

CVA(信用評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、契約相手先の債務不履行リスク(債務不履行または信用度の悪化が生じた場合に期限までに債務が支払われないリスク)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重した、トレーディング・ポートフォリオのプラスの将来エクスポージャー(ネットティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

このCVAの見積方法では、市場データ/市場価格を最大限用いる(優先的に上場CDS、存在する場合には上場CDSのプロキシ、または十分な流動性があると判断される場合にはその他の信用商品からデフォルト率を直接控除)。この調整は常にマイナスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ資産の公正価値を減額することになる。

DVA調整

DVA(債務評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、自己の債務不履行リスク(クレディ・アグリコル・CIBが債務不履行またはクレディ・アグリコル・CIBの信用度が悪化した場合に、契約相手先が晒される可能性のある損失)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、(クレディ・アグリコル・エス・エーの)デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重したトレーディング・ポートフォリオのマイナスの将来エクスポージャーを基に、担保契約の種類ごとに計算する。

この方法では、市場データ/市場価格を最大限用いる(デフォルト率の算定にクレディ・アグリコル・エス・エーのCDSを使用)。この調整は常にプラスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ負債の公正価値を減額することになる。

FVA調整

FVA(調達評価調整)は、無担保または部分担保の店頭デリバティブの公正価値に、ALM(資産負債管理)コストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、ALM調達

スプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャー(ネッティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

「中央清算機関を通じて清算される(cleared)」デリバティブの範囲におけるFVA調整(IMVA(当初証拠金価値評価調整)とも言われる。)の計算は、デリバティブの主要清算機関にポートフォリオの満期まで差し入れる必要のある当初証拠金の将来の調達コストおよび利得を織り込むために行う。

CoIVA調整

CoIVA(担保評価調整)は、国債以外の有価証券を担保とする店頭デリバティブの公正価値に、(レポ市場における)当該有価証券のリファイナンスコストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、特定のスプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャーを基に、契約相手先ごとに計算する。

この調整は状況に応じて、特定の引当金の形式をとる場合、または特定のディスカウントカーブを用いることで時価評価に含められる場合がある。

LVA調整

LVA(流動性評価調整)は、CSA(クレジット・サポート・アネックス)を締結している契約相手先に対する担保による支払が行われない可能性およびCSAに係る標準的でない手数料を織り込むための、プラスまたはマイナスの評価調整である。

このように、LVAは追加的な流動性コストによる利得または損失を織り込むために行うものであり、CSAを締結している店頭デリバティブを対象に計算する。

評価モデルによる公正価値で測定している金融商品の内訳

▶ 公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	2026年 6月30日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融資産	487,145	123,038	342,713	21,394
金融機関に対する債権	5,557	-	4,885	672
顧客に対する債権	2,064	-	-	2,064
売戻条件付買入有価証券	171,868	-	162,612	9,256
担保として受領した有価証券	-	-	-	-
売買目的保有有価証券	129,486	122,971	5,151	1,364
デリバティブ	178,170	67	170,065	8,038
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	194	45	14	135
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	164	29	-	135
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	30	16	14	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
負債性証券	30	16	14	-
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-	-	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券	-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	15,119	13,916	834	369
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	403	70	-	333
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	14,716	13,846	834	36
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,298	-	3,298	-
公正価値で測定している金融資産合計	505,756	136,999	346,859	21,898
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場における相場価格			875	39
レベル2からの振替:観察可能なデータに基づく評価額		989		623
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基づく評価額		36	2,369	
各レベルへの振替額合計		1,025	3,244	662

レベル1とレベル2間の振替には、主に短期国債、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル3からレベル1への振替には、主に株式およびその他の変動利付証券ならびに売買目的保有証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主にデリバティブが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に債券、その他の固定利付証券およびデリバティブが含まれている。

観察可能性マッピングの見直しにより、当期に以下の区分変更を行っている。

ー デリバティブに係るレベル3からレベル2への137百万ユーロの区分変更。

百万ユーロ	2025年 12月31日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融資産	443,936	98,719	324,837	20,380
金融機関に対する債権	4,863	-	4,090	773
顧客に対する債権	1,404	-	-	1,404
売戻条件付買入有価証券	176,328	-	167,702	8,626
担保として受領した有価証券	-	-	-	-
売買目的保有有価証券	106,025	98,610	4,962	2,453
デリバティブ	155,316	109	148,083	7,124
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	180	34	11	135
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	165	30	-	135
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	15	4	11	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
負債性証券	15	4	11	-
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-	-	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券	-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	14,295	13,068	925	302
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	368	66	-	302
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	13,927	13,002	925	-
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,327	-	3,327	-
公正価値で測定している金融資産合計	461,738	111,821	329,100	20,817
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場における相場価格			1,810	91
レベル2からの振替:観察可能なデータに基づく評価額		1,581		1,868
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基づく評価額		1,382	4,398	
各レベルへの振替額合計		2,963	6,208	1,959

レベル1とレベル2間の振替には、主に短期国債、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に売買目的保有のデリバティブが含まれている。

観察可能性のマッピングの見直しの結果、当該年度に、以下の区分変更を行っている。

- － デリバティブに係るレベル3からレベル2への782百万ユーロの区分変更およびレベル2からレベル3への1,279百万ユーロの区分変更。
- － 債券およびその他の固定利付証券に係るレベル3からレベル1への1,360百万ユーロの区分変更。
- － 顧客および金融機関が取引相手である売戻条件付買入有価証券に係るレベル3からレベル2への504百万ユーロの区分変更。

▶ 公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	2026年 6月30日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融負債	380,469	46,892	324,202	9,375
空売り有価証券	47,091	46,865	217	9
買戻条件付売却有価証券	168,786	-	165,860	2,926
発行債券	1	-	1	-
金融機関に対する債務	-	-	-	-
顧客に対する債務	-	-	-	-
デリバティブ	164,591	27	158,124	6,440
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融負債	79,221	-	59,135	20,086
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,464	19	3,445	-
公正価値で測定している金融負債合計	463,154	46,911	386,782	29,461
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場にお ける相場価格			42	-
レベル2からの振替:観察可能なデータに 基づく評価額		212		738
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基 づく評価額		-	2,317	
各レベルへの振替額合計		212	2,359	738

レベル3からレベル2への振替には、主に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債および買戻条件付売却有価証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、デリバティブおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債が主に含まれている。

観察可能性マッピングの見直しにより、当期に以下の区分変更を行っている。

- デリバティブに係るレベル3からレベル2への135百万ユーロの区分変更および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係るレベル3からレベル2への227百万ユーロの区分変更。
- デリバティブに係るレベル2からレベル3への131百万ユーロの区分変更。

レベル1とレベル2間の振替には、主に空売り有価証券に関連している。

百万ユーロ	2025年 12月31日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融負債	342,504	38,152	296,222	8,130
空売り有価証券	39,292	38,062	1,227	3
買戻条件付売却有価証券	163,288	-	160,283	3,005
発行債券	-	-	-	-
金融機関に対する債務	-	-	-	-
顧客に対する債務	-	-	-	-
デリバティブ	139,924	90	134,712	5,122
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融負債	72,692	-	55,207	17,485
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,141	7	3,134	-
公正価値で測定している金融負債合計	418,337	38,159	354,563	25,615
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場にお ける相場価格			191	-
レベル2からの振替:観察可能なデータに 基づく評価額		56		2,323
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基 づく評価額		3	10,339	
各レベルへの振替額合計		59	10,530	2,323

レベル3への、およびレベル3からの振替には、主に金融機関に対する買戻条件付売却有価証券、売買目的保有のデリバティブ、および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債については、観察可能性マッピングの見直しにより、当該年度にレベル3からレベル2への3,170百万ユーロの区分変更およびレベル2からレベル3への1,051百万ユーロの区分変更を行っている。

デリバティブについては、観察可能性マッピングの見直しにより、レベル3からレベル2への257百万ユーロの区分変更およびレベル2からレベル3への640百万ユーロの区分変更を行っている。

レベル1とレベル2間の振替には、主に空売り有価証券が含まれている。

レベル1に分類された金融商品

レベル1は、原資産(金利、為替、貴金属、主要な株価指数)を問わず、活発で組織的な市場で取引されているすべてのデリバティブ(オプション、先物など)、活発な市場の相場のある株式および債券から構成される。

市場が活発であるとみなされるのは、相場価格が取引所、ブローカー、ディーラー、価格算定業者または規制機関から容易かつ定期的に入手可能な場合であり、相場価格は正常な競争状態にある市場で通常行われる実際の取引を表している。

社債、政府債および政府機関債のうち、独立した情報源から入手した価格に基づき評価され、その評価額が定期的に更新されるものは、レベル1に分類される。これには、ソブリン債、政府機関債および社債の大部分が含まれる。上場されていないものは、レベル3に分類される。

レベル2に分類された金融商品

レベル2として会計処理された主な金融商品は、以下の通りである。

売戻条件付買入有価証券/買戻条件付売却有価証券**純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債**

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル2に属すると考えられる場合、レベル2に分類される。

店頭デリバティブ

レベル2に分類される主な店頭デリバティブは、観察可能と考えられるインプットを使用して評価されており、その評価技法がモデル・リスクに対する重要なエクスポージャーを生じさせないものである。

したがって、レベル2には主に以下が含まれる。

- ・ 金利スワップ、通貨スワップおよび先物為替契約などの線形デリバティブ。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利)または観察可能な市場価格(通貨スワップ)から算出されるインプットのいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価する。
- ・ デジタルオプションを含む、キャップ、フロア、スワップション、通貨オプション、エクイティ・オプションおよびクレジット・デフォルト・スワップなどの非線形バニラ商品。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利、株価)または観察可能な市場価格から算出し得るインプット(ボラティリティ)のいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価する。
- ・ キャンセラブル・スワップ、主要通貨の通貨バスケットなどの単一の下資産を有する単純なエキゾチック商品。

これらの商品は、やや複雑だが市場で広く使用されるモデルを使用して評価する。重大な評価パラメータは観察可能である。価格は市場で観察可能(主にブローカー価格)である。市場のコンセンサスが入手可能な場合には、内部評価の裏付けとして利用する。

- ・ 活発でないといみなされる市場で取引され、独立の評価額が入手可能な有価証券、上場株式オプション、および株式先物

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品とは、レベル1およびレベル2に分類するための条件を満たさないものであり、主に評価が重大な観察可能でないインプットに基づいている、および/またはモデル・リスクがある商品である。

レベル3に分類された新たな取引の初日利得は、当初認識時には繰り延べる。初日利得は、観察可能でない期間(一定の場合には当該取引の満期までの期間)にわたり純損益に配分する。

したがって、レベル3には主に以下が含まれる。

売戻条件付買入有価証券/買戻条件付売却有価証券

対象となる取引の満期および下資産によってはレポ取引が該当する。

顧客に対する債権**有価証券**

レベル3の有価証券は、主に以下の通りである。

- ・ 非上場株式または独立した評価額が入手可能でない債券
- ・ 独立した相場の気配があるが必ずしも実行可能でないABS

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル3に属すると考えられる場合、レベル3に分類される。

店頭デリバティブ

観察可能でない商品に含まれるのは、観察可能でないと判断されるパラメータの使用により重要なモデル・リスク・エクスポージャーに晒されている、複雑な金融商品である。

これらの方針はすべて、観察可能性のマッピング(リスク要因/商品、原資産(通貨、株価など)、および満期別に適用されるレベルの区分を示すもの。)に適用している。

主に以下がレベル3に分類される。

- ・ 線形の金利商品または為替商品で、主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品
- ・ 非線形の金利商品または為替商品(主要通貨の場合満期が長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品)
- ・ 以下の複雑なデリバティブは、重要なモデル・リスクがあること、流動性が低く評価パラメータの定期的かつ正確な見積りができないことから、観察可能でないと判断している。
 - － 一定のエクイティ・デリバティブ。すなわち、十分な市場のないオプション、満期が非常に長期のオプション、またはその評価額が異なる原株式間の観察可能でない相関の影響を受ける商品
 - － G10通貨の標準的でないキャンセラブル・スワップ、または新興国通貨の特定のキャンセラブル・スワップ
 - － 標準的でない種類のリパッケージ債またはクレジット・リンク債の発行体(ソブリン、または事業会社/金融機関)に係る不測のリスクを有し、その評価が複数の観察可能でないパラメータに基づく金利/クレジット混合商品
 - － 指数のフォワード・ボラティリティを基礎とする、または2つの指数間のベーススの影響を著しく受ける一定の商品
 - － 複数のリスク・クラス(金利、信用、為替、インフレーション、および株式)間の観察可能でない相関に対するエクスポージャーを生じさせる複数の原資産をもつ商品
 - － 早期償還率に対するエクスポージャーを生じさせる証券化スワップ。早期償還率は、類似のポートフォリオの過去のデータに基づいて算定される。

[次へ](#)

9.2 レベル3の公正価値で測定している金融商品の残高の変動

▶ レベル3の公正価値で測定している金融資産

	売買目的保有金融資産						純損益を通じて公正価値で測定するその 他の金融資産			資本を通じて公正価値で測 定する金融資産	
	レベル3の公 正価値で測定 している金融 資産	金融機関に 対する債権	顧客に対す る債権	売戻条件付買 入有価証券	売買目的有価 証券	デリバ ティブ	純損益を通 じて公正価 値で測定す る資本性金 融商品	SPPI要件を満たさない負 債性金融商品		資本(純損益 に振り替え られない)を 通じて公正 価値で測定 する資本性 金融商品	資本(純損益 に振り替え られる)を通 じて公正価 値で測定す る負債性金 融商品
							株式、その 他の変動利 付証券およ び非連結会 社に対する 参加持分	顧客に対す る債権	負債性証券		
百万ユーロ											
期末残高(2025年12月31 日)	20,817	773	1,404	8,626	2,453	7,124	135	-	-	302	-
当期の利得/損失合計 ¹	56	(7)	11	(102)	(251)	372	4	-	-	29	-
純損益計上額	6	(7)	(5)	(103)	(251)	370	2	-	-	-	-
資本計上額	50	-	16	1	-	2	2	-	-	29	-
購入	7,130	-	1,554	3,584	1,129	817	7	-	-	3	36
売却	(1,671)	-	(863)	-	(801)	(2)	-	-	-	(5)	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	(2,696)	-	(42)	(2,379)	(86)	(189)	-	-	-	-	-
分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
範囲の変更	5	-	-	-	-	-	1	-	-	4	-
振替	(1,743)	(94)	-	(473)	(1,080)	(84)	(12)	-	-	-	-
レベル3への振替	662	-	-	-	39	623	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	(2,405)	(94)	-	(473)	(1,119)	(707)	(12)	-	-	-	-
期末残高(2026年6月30日)	21,898	672	2,064	9,256	1,364	8,038	135	-	-	333	36

¹ この残高には、期末日現在の貸借対照表上の保有資産から生じた当期の利得および損失が以下の通り含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有資産に係る当期の利得/損失	56
純損益計上額	6
資本計上額	50

▶ レベル3の公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	レベル3の公正 価値で測定して いる金融負債	売買目的保有金融負債						純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定した金融負 債	ヘッジ手段であ るデリバティブ
		空売り有価証 券	買戻条件付売却 有価証券	発行債券	金融機関に対 する債務	顧客に対する 債務	デリバティブ		
期末残高(2025年12月31日)	25,615	3	3,005	-	-	-	5,122	17,485	-
当期の利得/損失合計 ¹	1,955	4	47	-	-	-	544	1,360	-
純損益計上額	1,946	4	47	-	-	-	540	1,355	-
資本計上額	9	-	-	-	-	-	4	5	-
購入	2,326	2	1,292	-	-	-	823	209	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発行	4,591	-	-	-	-	-	-	4,591	-
決済	(3,447)	-	(728)	-	-	-	(197)	(2,522)	-
分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	(1,579)	-	(690)	-	-	-	148	(1,037)	-
レベル3への振替	738	-	-	-	-	-	448	290	-
レベル3からの振替	(2,317)	-	(690)	-	-	-	(300)	(1,327)	-
期末残高(2026年6月30日)	29,461	9	2,926	-	-	-	6,440	20,086	-

¹ この残高には、期末日現在の貸借対照表上の保有負債から生じた当期の利得および損失が以下の通り含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有負債から生じた当期の利得/損失	1,955
純損益計上額	1,946
資本計上額	9

売買目的保有金融商品、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品、およびデリバティブに係る利得および損失の純損益への認識額は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。資本を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失の純損益への認識額は、「資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。

[次へ](#)

9.3 初日利得を反映した場合の影響額の測定

百万ユーロ	2026年6月30日	2025年12月31日
1月1日現在の繰延利得	365	304
期中の新たな取引により生じた繰延利得	140	208
期中に純損益に認識した繰延利得	(64)	(147)
期末現在の繰延利得	441	365

レベル3の公正価値に該当する市場取引に係る初日利得は、貸借対照表上繰り延べ、時の経過に応じてまたは観察可能でなかったパラメータが観察可能になった時点で、純損益に認識している。

9.4 償却原価で認識している負債性証券の公正価値

IFRS第7号では、公正価値で認識していない金融商品に関する開示が要求されている。

当該金融商品の「貸借対照表価額」の表示金額には、該当する債権および債務が含まれており、資産については減損控除後の金額となっている。また、当該貸借対照表価額のうち、公正価値ヘッジによるマイクロヘッジを行っているヘッジ対象のヘッジされている部分については、公正価値で計上している。ただし、金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額は、当該金融商品の表示科目の帳簿価額には含めていない。

負債性金融商品を貸借対照表の資産の部に償却原価で認識するには、以下の2つの要件をいずれも満たす必要がある。

- ・ 資産の存続期間にわたり契約上のキャッシュ・フローを回収することを管理目的とするポートフォリオで管理されており、かつ資産の売却が厳格に制限されていること。
- ・ 元本の返済と利息の支払を受ける権利のみが与えられており、利息が貨幣の時間価値、金融商品に係る信用リスク、伝統的な貸出契約に係るその他のコストおよびリスク、合理的なマージンを反映したものであること(利息が固定か変動かは問わない。)(「元本および元本残高に対する利息の支払のみであること」のテスト、または「SPPI」テスト)。

このため、当該金融商品の市場価値に関する開示は、特に以下に留意の上、分析が行われる必要がある。

- ・ 記載されている市場価値は、2026年6月30日現在の市場価値の見積額である。ただし、これらの市場価値は市場パラメータ、特に金利の変動および契約相手先の信用リスクの質に応じて変動する可能性がある。これらの変動により、下記に示した参考値としての公正価値と、認識の中止時点(特に金融商品の分類が回収を管理目的とする事業モデルに該当する場合の満期時または満期に近い時点)の価値が大きく乖離する可能性がある。

したがって、当該公正価値の開示金額と帳簿価額との差額は、事業の継続性を前提とした場合、実現可能価値を表していない。

- ・ 事業モデルがポートフォリオ内の金融商品のキャッシュ・フローの回収を目的とする場合、当該ポートフォリオは公正価値の変動をベースに管理されておらず、資産の業績評価は商品の存続期間にわたり受領する契約上のキャッシュ・フローを基に行われている。
- ・ 償却原価で認識している商品の公正価値の開示金額の見積りには、評価モデルが使用されている(主に顧客に対する貸出金および債権、より具体的には評価額がレベル3の観察可能でないデータに基づく金融商品)。

2026年6月30日現在の負債性証券の帳簿価額は44,496百万ユーロである。市場価値は44,494百万ユーロ(すなわち、未実現損失2百万ユーロ)である。

2025年12月31日現在の当該商品の帳簿価額および市場価値は、それぞれ42,422百万ユーロ、42,411百万ユーロ(すなわち、未実現損失11百万ユーロ)であった。

注記10:関連当事者

クレディ・アグリコル・CIB・グループの関連当事者には、クレディ・アグリコル・グループの会社、クレディ・アグリコル・CIB・グループが連結または持分法を適用している会社、およびクレディ・アグリコル・CIB・グループの経営幹部が含まれる。

クレディ・アグリコル・グループとの関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループと、クレディ・アグリコル・CIB・グループ以外のクレディ・アグリコル・グループとの間で行われた貸借対照表上およびオフバランスの残高ならびに損益計算書上の取引の要約は、下表の通りである。

百万ユーロ	2026年6月30日
資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	52,733
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	112
償却原価で測定する金融資産	43,841
当期および繰延税金資産	12
経過勘定およびその他の資産	14,401
有形固定資産	217
負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	28,533
償却原価で測定する金融負債	62,214
当期および繰延税金負債	23
経過勘定およびその他の負債	16,308
引当金	-
劣後債務	4,335
剰余金(発行AT1債)	14,728
融資および保証コミットメント	
コミットメントの供与	2,601
融資コミットメント	1,265
保証コミットメント	1,336
コミットメントの受入	3,898
融資コミットメント	647
保証コミットメント	3,251

百万ユーロ	2026年6月30日
損益計算書	
純利息収入	(388)
手数料	(15)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	(500)
資本を通じて公正価値で測定または償却原価で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	8
その他の業務損益	(6)
営業費用	4
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(14)
リスク費用	(5)
その他の資産に係る純利得/(損失)	-
法人所得税	(36)

償却原価で測定する金融商品および損益計算書の純利息収入は、クレディ・アグリコル・CIB・グループとクレディ・アグリコル・グループ間のキャッシュ・フローを表している。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品およびこれに係る損益は、主に売買目的保有デリバティブに関するものであり、クレディ・アグリコル・グループの金利リスクのヘッジ取引をクレディ・アグリコル・CIB・グループが市場で手配したものである。

経過勘定には、主にデリバティブ取引に関して現金により差し入れたまたは受領した追加証拠金(または変動証拠金)および保証金が含まれている。

1996年12月27日以降クレディ・アグリコル・グループが所有しているクレディ・アグリコル・CIBおよびその一部の子会社は、クレディ・アグリコル・エス・エーが形成した連結納税グループの一員となっている。このため、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・CIBの税務上の欠損金のうちクレディ・アグリコル・グループの課税所得から控除可能な額について、クレディ・アグリコル・CIBに補償を行っている。

損益計算書の営業費用の主な内訳は、クレディ・アグリコル・グループの企業に提供したまたは当該企業から受けたITサービスおよびITサポートに係る費用または費用の払戻額である。

クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社間の関係

連結会社間取引は、全額消去している。

連結会社と持分法適用会社間の当期間末現在の残高は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結財務諸表上消去していない。

2026年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループの企業と、その関係会社であるUBAF間で消去していない貸借対照表上およびオフバランスの残高ならびに損益計算書上の取引は、以下の通りである。

百万ユーロ	2026年6月30日
資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	11
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	-
償却原価で測定する金融資産	-
経過勘定およびその他の資産	1
負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3
償却原価で測定する金融負債	87
経過勘定およびその他の負債	10
引当金	-
融資および保証コミットメント	
コミットメントの供与	35
融資コミットメント	-
保証コミットメント	35
コミットメントの受入	-
融資コミットメント	-
保証コミットメント	-
損益計算書	
純利息収入	-
手数料	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	2
資本を通じて公正価値で測定または償却原価で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	-
その他の業務損益	-
営業費用	3
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	-
リスク費用	-
その他の資産に係る純利得/(損失)	-
法人所得税	-

経営幹部との関係

報酬を除き、経営陣とのその他の関連当事者間取引は、重要なものではない。

注記11:中間会計期間末後の事象

中間会計期間末後に生じた事象はなかった。

[次へ](#)

要約中間連結財務諸表に対する法定監査人の報告書

2026年1月1日から6月30日までの期間

株主各位:

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

モンルージュ セデックス、92547 CS 70052、レ・ゼタジュニ広場 12番地

貴社株主総会から委任された職務の遂行により、および通貨金融法典L.451-1条2IIIに従い、私たちは以下を実施した。

- ・添付の2026年1月1日から6月30日までの期間のクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの要約中間連結財務諸表のレビュー
- ・中間経営報告書に記載された情報の検証

要約中間連結財務諸表を作成する責任は取締役会にある。私たちの責任は、私たちのレビューに基づき、これらの要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

1. 要約中間連結財務諸表に対する結論

私たちは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠してレビューを行った。

レビューにおいては、主として会計および財務に関する事項に責任を有する上級経営陣に対する質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が実施される。レビューは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続きであるため、監査であれば発見された可能性のある重要な事項のすべてを識別できる保証を提供するものではない。

私たちが実施したレビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、期中財務情報に関して欧州連合が採択するIFRSの基準であるIAS第34号に準拠していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

2. 特定の検証

私たちはまた、中間経営報告書に記載された情報のうち、私たちがレビューを実施した要約中間連結財務諸表に関する記載についても検証を実施した。

私たちは、当該情報の適正性および要約中間連結財務諸表との整合性に関して、報告すべき事項はない。

法定監査人

ルヴァロワ・ペレおよびヌイイ・シュル・セーヌ、2026年8月6日

フォーヴィス・マザー・エス・エー
ジャン・ラトルゼフ オリビエ・ガタール
パートナー パートナー

プライスウォーターハウスクーパース・オーディット
バラ・ナイジャ ジネブ・エル・マアニ
パートナー パートナー

2 【その他】

(1) 後発事象

2026年6月30日現在の中間連結財務諸表の注記11に開示した事象以外に、中間会計期間末（2026年6月30日）後、半期報告書提出日（2026年9月28日）までに生じたその他の重要な事象はない。

(2) 訴訟

2026年6月30日現在、上記「第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したもの以外に、当社は重要な訴訟に関与していない。

3 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間連結財務諸表は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、IFRS第11号「共同支配の取決め」および国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理等）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、およ

び国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IFRS第11号では、共同支配の取決めの2つの形態（共同支配事業および共同支配企業）による共同支配の方法の概要について定めている。共同支配事業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、当該当事者は、共同支配事業

に対する持分に関する資産、負債、収益および費用を認識しなければならない。一方、共同支配企業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めであり、共同支配企業については、比例連結ではなく、改訂IAS第28号に従い持分法による会計処理が行われる。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を行使することができる会社（関連会社）に対しては、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資に持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非

連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(4) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている。（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額すると共に、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(5) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

- ・非支配持分の公正価値
- ・被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を当初認識時に公正価値で測定する方法（全部のれん方式）は認められず、取得日における非支配株主持分は同日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(6) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当

初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連指針に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(7) ヘッジ会計

IFRSでは、企業がIFRS第9号「金融商品」を最初に適用する際には、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に代えて、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の要求事項を引き続き選択適用することが認められている（クレディ・アグリコル・グループは、当面の間、IFRS第9号のヘッジ会計のセクションを適用せず、IAS第39号の要求事項を適用することを選択している。）。IAS第39号では、リスク管理方針の文書化等の一定のヘッジ会計の要件を満たす場合には、以下のヘッジ関係に対するヘッジ会計の適用が認められている。

- ・公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または認識されていない確定約定（またはこれらの一部）の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、共に純損益に認識される。

- ・キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産または負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ純損益に影響しうるものに対するヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- ・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性のある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる。）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる。）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(8) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- ・持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- ・現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- ・現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。また、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用対象とされる取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に係る費用の認識および測定については、企業会計基準第8号の定めに従うこととされている。

ただし、企業会計基準第8号および実務対応報告第41号の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また企業会計基準第8号では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

(9) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、原則としてすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。

日本では、2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（合わせて「リース会計基準等」）が公表され、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用され、早期適用も認められている。リース会計基準等では、原則として借手のすべてのリースについて使用権資産およびリース負債を計上すると共に、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用している。このようにリース会計基準等は、借手の会計処理についてはIFRS第16号の主要な定めの内容を取り入れることでIFRS第16号との整合性を図っている。

リース会計基準等が適用されるまでは、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」により、リース取引は、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義されている。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引については、原則として財務諸表にリース資産を計上し対応するリース債務を負債に計上すると共

にリース資産に係る減価償却費およびリース債務に係る利息相当額を計上すること、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することが要求されている。

(10) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(11) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表上その他の包括利益に含めて計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・当該確定給付制度の積立超過
- ・制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(12) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(13) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ①企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは②企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡した資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡した金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(14) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」に従い、投資不動産の当初認識後の評価方法として以下のいずれかを選択できる。

- ・公正価値モデル

投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

- ・原価モデル

原価モデルでは、投資不動産を取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定することが要求される（ただし、売却目的保有への分類の要件を満たすか売却目的保有に分類される処分グループに含まれる場合にはIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い測定し、借手が使用権資産として保有していてIFRS第5号に従って売却目的で保有しているものではない場合にはIFRS第16号「リース」に従い測定する。）。原価モデルを選択した場合には、投資不動産の公正価値を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・賃貸等不動産の概要
- ・賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- ・賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- ・賃貸等不動産に関する損益

(15) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンに著しい変化があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下、JICPAという。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更および誤謬に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(c) 有形固定資産の再評価

IFRSでは、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定として再評価モデルを適用することができ
る。再評価モデルでは、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計
額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められて
いない。

(16) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コスト
は、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたら
す可能性が高く、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以
外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業
を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の
監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令と
の調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入コストの資産化が容認されてい
る。

(17) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金
融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプ
ローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は
予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求
されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値
で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として
額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計
上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる
場合には、貸倒引当金を計上する。

(18) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債
について以下の開示を行うことが要求されている。

- ・ 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- ・ 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、
ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(19) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- ・償却原価で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- ・純損益を通じて公正価値で事後測定するもの：上記以外の場合

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプション、負債であるデリバティブおよびその他（IFRS第9号第4.2.1項で定める金融保証契約、ローン・コミットメントおよび企業結合における条件付対価）を除く。）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する等の一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のよう

- ・売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - 一純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または
 - 一各々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・貸出金および債権は取得原価または償却原価で測定される。

- ・金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(20) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合（例、重要な新事業の取得、重要な事業の売却または停止の場合）にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

(21) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(22) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(23) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達等の財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(24) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(25) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(26) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、以下の通り企業は同基準第11項に基づき有給休暇の形式による短期従業員給付の予想コストを認識する。

- (a) 累積型有給休暇の場合には、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時
- (b) 非累積型有給休暇の場合には、休暇が発生した時

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(27) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、①最も可能性の高い金額または②期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、当該半期中において、2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

当該事業年度の開始からこの半期報告書の提出までの期間において提出された書類および提出日は以下の通りである。

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年1月15日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年1月23日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年1月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年1月30日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年2月2日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年2月13日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年2月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年2月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年2月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年3月4日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年3月6日
有価証券報告書および添付書類	提出日：2026年5月8日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年5月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年5月20日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年5月26日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年5月29日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年6月1日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年6月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年6月11日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年6月12日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年6月16日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年6月18日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年6月30日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2026年6月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年7月17日

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年7月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年7月22日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

第2の1 株式会社小松製作所

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社小松製作所
東京都港区海岸一丁目2番20号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年5月28日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（小松製作所、日立製作所、東京海上ホールディングス）	2025年11月27日	370,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2026年6月18日現在）：	930,340,620株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 プライム市場
内容：	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第157期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月18日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	-------------------------

ロ 半期報告書 該当事項なし

なお、上記は、2026年9月7日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の2 株式会社日立製作所

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年5月28日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（小松製作所、日立製作所、東京海上ホールディングス）	2025年11月27日	370,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2026年6月22日現在）：	4,535,560,985株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品 取引業協会名：	東京、名古屋
内容：	単元株式数は100株

(注) 2026年6月22日現在の発行済株式数には、2026年6月1日から2026年6月22日までの間の新株予約権の行使により発行した株式数を含まない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第157期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月22日 関東財務局長に提出
ロ 半期報告書	該当事項なし	
ハ 臨時報告書	イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2026年6月25日に関東財務局長に提出 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2026年8月19日に関東財務局長に提出	

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2026年9月7日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の3 東京海上ホールディングス株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

東京海上ホールディングス株式会社
東京都千代田区大手町二丁目6番4号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年5月28日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（小松製作所、日立製作所、東京海上ホールディングス）	2025年11月27日	370,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2026年6月26日現在）：	1,934,000,000株

上場金融商品取引所名または登録認可金融商品
取引業協会名：東京証券取引所 プライム市場

内容：単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度
(第24期)自 2025年4月1日
至 2026年3月31日2026年6月26日
関東財務局長に提出

ロ 半期報告書該当事項なし

ハ 臨時報告書イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2026年6月30日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書該当事項なし

なお、上記は、2026年9月7日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 日経平均株価

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無が日経平均株価により決定される社債を発行しているため、日経平均株価に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年11月20日満期 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2022年11月21日	526,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年1月15日満期 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年1月17日	634,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年2月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月13日	300,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月1日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月28日	559,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月25日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年3月24日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年5月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年5月30日	926,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月13日	915,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月22日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月29日	3,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年8月1日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年7月31日	2,500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年10月27日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年10月30日	788,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年11月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年11月14日	1,013,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年2月1日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年1月31日	704,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年3月5日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2024年3月4日	813,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年7月25日	1,437,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年10月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年10月30日	434,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月14日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年2月13日	2,777,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年3月21日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年3月19日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年7月25日	310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年10月24日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年10月23日	1,372,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年11月8日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年11月7日	1,636,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年12月3日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2025年12月2日	416,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年2月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年2月25日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年3月12日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年3月11日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年6月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2026年6月18日	449,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年6月24日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年6月23日	1,831,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年7月29日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年7月28日	3,389,000,000円	無

(2) S&P500

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がS&P500の水準により決定される社債を発行しているため、S&P500に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年2月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月13日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月25日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年3月24日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年5月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年5月30日	926,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月22日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月29日	3,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年10月27日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年10月30日	788,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年2月1日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年1月31日	704,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年7月25日	1,437,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年10月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年10月30日	434,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月14日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年2月13日	2,777,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年3月21日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年3月19日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年7月25日	310,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年10月24日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年10月23日	1,372,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年11月8日満期 日 米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年11月7日	1,636,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年2月26日満期 日 米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年2月25日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年3月12日満期 日 米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年3月11日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年6月24日満期 日 米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年6月23日	1,831,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2031年7月29日満期 日 米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2026年7月28日	3,389,000,000円	無

2 【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
	最高	30,670.10		29,332.16		33,753.33		42,224.02		52,411.34	
	最低	27,013.25		24,717.53		25,716.86		31,458.42		31,136.58	
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2026年1月		2026年2月		2026年3月		2026年4月		2026年5月	
	最高	54,341.23		58,850.27		58,057.24		60,537.36		66,329.50	
	最低	51,117.26		52,655.18		51,063.72		52,463.27		59,513.12	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
	最高	4,793.06		4,796.56		4,783.35		6,090.27		6,932.05	
	最低	3,700.65		3,577.03		3,808.10		4,688.68		4,982.77	
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2026年1月		2026年2月		2026年3月		2026年4月		2026年5月	
	最高	6,978.60		6,976.44		6,881.62		7,209.01		7,580.06	
	最低	6,796.86		6,798.40		6,343.72		6,575.32		7,200.75	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー